

- 議長 おはようございます。(午前9時30分)  
本日をもって召集されました、平成23年第1回南幌町議会定例会を開会いたします。  
本日の出席人員は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。  
本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。追加日程1 発議第2号より追加日程3 発議第4号までの3議案を日程に追加いたしたいと思いますがご異議ありませんか。  
(なしの声)  
ご異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第2号より追加日程3 発議第4号までの3議案を日程に追加することに決しました。  
●日程1 会議録署名議員の指名を行います。  
指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。  
7番 落合 進君、8番 志賀浦 学君。以上ご両名を指名いたします。  
●日程2 会期の決定をいたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は3月8日より3月18日までの11日間といたしたいと思いますがご異議ありませんか。  
(なしの声)  
ご異議なしと認めます。よって本定例会は3月8日より3月18日までの11日間と決しました。  
●日程3 諸般報告をいたします。  
・1番目 会務報告をいたします。  
局長をして朗読いたさせます。  
局長 (朗読する。)  
局長 会務報告につきましては、只今局長朗読のとおりでございますので報告済といたします。  
・2番目 例月出納検査結果報告をいたします。  
局長をして朗読いたさせます。  
局長 (朗読する。)  
局長 例月出納検査結果報告につきましては只今局長朗読のとおりでございますが、別紙内容についてご質疑があれば発言を許します。  
(なしの声)  
ご質疑がありませんので、例月出納検査結果報告につきましては報告済といたします。  
・3番目 町長一般行政報告をいたします。町長。  
町長 本定例会にあたり、1件の行政報告を申し上げます。損害賠償請求事件についてご報告申し上げます。本件につきましては、12月議会にて損害賠償請求事件に関する訴えの提起についてということで提案しておりましたが、平成23年2月2日の第2回口頭弁論にて、被害者の過

失割合を認めることは難しいとの最終弁論が出され、即日結審し、去る3月2日に判決が出されたところであります。内容は、本町の主張が全面的に認められ、被告に対し請求金額の全額を支払えとの判決であります。今後につきましては、弁護士と協議の上、取り進めて参ります。

議長 以上で町長の一般行政報告につきましては報告済といたします。

●日程4 平成23年度町政執行方針演説を行います。

町長。

町議長 (平成23年度町政執行方針演説をする。)

町議長 以上で町政執行方針演説を終わります。

●日程5 平成23年度教育行政執行方針演説を行います。

教育長。

教育議長 (平成23年度教育行政執行方針演説をする。)

教育議長 以上で教育行政執行方針演説を終わります。

両執行方針演説につきましては、只今をもって終結いたします。なお、両執行方針に対する質問につきましては、一般質問において執り行うことといたしますのでご承知願います。

10時45分まで休憩いたします。

(午前10時31分)

(午前10時45分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程6 報告第2号 産業経済常任委員会審査結果報告についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

局長 審査結果について産業経済常任委員長より報告願います。

9番 本間 秀正君。

本間議員 平成23年2月10日付、南幌町議会議長宛、産業経済常任委員長本間 秀正。委員会審査報告書。本常任委員会に付託された事件は、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。平成22年第4回定例会において産業経済常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっております、発議第19号 南幌町街路樹等の管理に関する条例制定について、審査経過を申し上げます。第1回、平成22年12月28日、内部審査を行っております。第2回、平成23年1月20日、審査のため説明員として産業建設課長、土木グループ主幹の出席を求め、条例制定等に対する意見聴取を行っております。第3回、平成23年2月10日、審査意見のまとめを行い、その後採決を行っております。審査結果について申し上げます。賛成少数により否決とすべきものと決定。なお、審査意見については次のとおりとする。審査意見、街路樹等の管理に関する規定については、本来は町全体の環境、景観を整備する計画や条例等の制定が優先されるべきものであり、現下においては関連法律、北海道景観計画等、更には南幌町総合計画及び都市計画マスタープランに基づく環境並びに景観等に関する取り組みに委ねる

べきである。また、南幌町街路樹等の管理に関する条例案は、樹木の管理及び選定等について規制を設けるものであるが、農業が基幹産業である本町にとって、農作物の生産に少なからず影響が生じるものであり、条例制定には慎重を期すべきものである。以上です。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長

只今の委員長報告についての質疑を行います。

8番 志賀浦 学君。

志賀浦議員

只今の審査意見の中で何点か質問したいと思います。北海道の景観計画等は平成20年に施行されて、本町も適用の枠の中にあるということは十分承知しております。また総合計画、第4期の中でも、また緑豊かな田園文化の町、また都市計画マスタープランなどでも、環境並びに景観を謳っているところでもあります。その中で16年に落合議員が一般質問した樹木伐採問題、また17年に私が問題視した13線のナナカマドの強剪定、その他はまなす通りの白樺、下枝処理による枯れ、また去年の14線のプラタナス、これだけのことが、緑豊かな田園文化の町になぜなったのかと。この景観条例その他と言いますが、また景観計画の中に謳われているのに、事実こういうことが起きている、そういうことが委員会の中で話された経緯があるのか。また、こういうことを、今の北海道の景観計画の中で、どう規制されているのでしたら良いとかという、そういう話された経緯があるのか、1点伺いたいと思います。

また、次にですね、本条例は街路樹等に力点を置いたところあります。または事実でありますから、それが基幹産業の農作物に影響が生じると書いてあるんですけど、具体的にどのようなものが影響を及ぼす点になっているのか、その辺を説明頂きたいと思います。

また、これは意見と質問の両方なんですけど、審査意見の中で、できれば私は、今後議会として景観条例制定等について取り組み、その中で街路樹管理も取り組む方向でいくというような流れを期待していた訳なんですけども、これから委員会の中で景観条例制定に向けて取り組むべきという意見がなかったのかあったのか、その辺もお知らせ頂きたいと思います。

議長

9番 本間君。

本間議員

只今、志賀浦議員の方から質問がありましたが、質問についてお答えをいたします。剪定を行うことで話されたかということの中身なんですけれども、これについては委員会の中で十分話をさせて頂きました。落合議員の一般質問から、それから志賀浦議員の一般質問についても、十分皆さんと話をさせて頂きました。ただ、この件について、ただ剪定だけを行って、本当にその規定だけで良いのかというようなことも話されました。

また、2点目にあつたとおり、本町が農業が基幹の町であるということで、どのような影響があるかということについても、一緒にその旨については話されました。落合議員の一般質問等にあつたとおり、あれは道路に生えている防風林的なものもあつたんですけども、そういったも

のを伐採する時に、各農家との話し合い、それから本地がどちらになっているのかという問題、それを誰が植えたのかとか、いろいろな意味がちょっとありました。それで本町でもいろいろ、水稲それからいろいろな作物について農薬散布を行っておりますけども、その面についても、この規定が設けられると農業地帯に相当影響が生じるというようなことも話されました。

それから今後について取り組みはどうかということについても、これについても委員会で話が出ました。この件についても全体の大枠の中で話をされたらどうかと、それから町と議会と両方で一緒になって話をして、景観について話をしていくべきものであるというような意見が出されました。以上でございます。

議長  
志賀浦議員  
(再質問)

8番 志賀浦君。

先に提案した時に、私はある程度皆さんの質問の中で答えた経緯があるということで、記憶されている方もいると思うんですけども、まず農村地帯の防風用の樹木に関しては地先の問題であるということで、地先が植えたものがどうのこうのということはないと、私はそういうニュアンスで答弁したと思います。また、前の樹木伐採の件に関しては、あれはもう確実に、景観的にはちょっと見られないようなものかなと。根元からの伐採ではなくて中間からの伐採ということで、そういうものに対しては、やはり行政として指導していくことも1つのものではないかなと思っております。

また、農薬散布に関しましても、農薬散布で立木が枯れていくほどの強い農薬を使っていると私は思っておりませんので、その辺、基幹産業の農家には影響はないものと前回私は答弁した記憶がありますので、その辺も考慮されていないという感覚だったのかなと。また、この問題は一昨年も産業経済常任委員会で揉んで頂きましたので、同じ問題を2回揉んでも、結果がそれほど変わらなかったということは、私の説明不足もあったのかなと思うところです。

最後の1点なんですけど、農作物に少なからず影響があるという具体例というのはどういうものなのか。例えば水稲で言うところの農薬散布であれば、従来と変わらないものであると私は認識しています。その他にも農作物で影響があるものがあったら教えて頂きたいと。また、私の説明不足もあったのかとは思いますが、これが否決すべきものと決定するという説明を頂きましたけども、この後に原案採決がありますので、その中で皆さん、議員各位の賛同を頂ければ幸いかなと思って、私の質問、1問だけ聞いて終わります。

議長  
本間議員  
(再答弁)

9番 本間君。

只今1点だけということで、どういった農作物に影響があるのかというようなことで質問がありました。どうしても畑ですとか水稲の周りには、各種いろいろな形で農家の方が防風林等をいろいろ設けております。その中にどうしても毛虫ですとか、農作物に対しての害虫が発生する源になる可能性、またアブラムシ等もそうなんですけれども、それで、こ

の志賀浦議員が提出された条例の中に農薬の散布は禁止ですとか、いろいろな条例がありました。そんなことから我々委員会としても、少なからずもいちいちそれを断って、町に断って散布するのか、それからいろいろな意味で少しずつ農作物に、剪定をきちっとできないというような状況があれば影響があるのではないかというようなことが話され、それで影響が生じるものということで報告をしている次第です。以上でございます。

議 長 他にご質問ございませんか。

1 番 熊木 恵子君。

熊木議員 私も農業への影響というところがちょっと分からなくて聞きたいなと思っていました。街路樹ですから、自分でも予想と言うか、思い描くんですけれども、街路樹の周りに水田とかいろいろ、畑とかが割と少ないのではないかと思うんですよね。それで今委員長が答弁しましたように、確かに害虫は発生しますけれども、その辺で例えば農業を守るためと言うか、基幹産業の農家の方から、具体的にそういう苦情と言うか、そういうものが街路樹を植えているところとかに発生して、そういうのが、今までの中で町の方に苦情とかがあったのかどうか、その辺もちょっと聞きたいなと思ったんですけれども、そういうことの委員会の中での議論とかはされたのかどうか、ちょっと1点伺います。

議 長 9 番 本間君。

本間議員 只今の質問にお答えをさせていただきます。農業への影響についてということでは、委員会の中で相当話をさせていただきました。それで現実に今までであったのかということなんですけれども、いろいろな所に防風林、それから国有林、それから道が植えているものとか、町で植えている防風林、それから街路樹もあります。それで例えば日陰になってどうしようもないから剪定をしてどうですかと、勝手に切るとこれは違法になりますので、そういった面についても、ちょっと今回、2回目の時ですか、土木グループの方々にもそういった面もお聞きしております。そういったことで、かなりの面で制約を受ける、このままいってしまうと制約を受けることになるので、各農家の方は困惑するというようなこともありますので、やはり全体の景観の中で、どこまでが良くてどこまでが悪いのかというのを出すのであればきちっと出さなければならないし、そういった面も含めて検討した結果、今回については慎重にするべきであるということで、今回この内容で提出をさせていただきました。以上でございます。

議 長 他にご質問ございませんか。

(なしの声)

ご質問がございませんので、質疑を終結いたします。

産業経済常任委員会の審査結果は、委員長報告のとおり否決であります。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは原案について採決を行います。採決にあたりましては起立採決を行います。

発議第19号 南幌町街路樹等の管理に関する条例制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立3名、着席7名)

どうぞご着席下さい。

賛成起立少数であります。よって本案は否決されました。

●日程7 議案第3号 南幌町非核・平和のまち宣言についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長  
議長  
町長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

只今上程を頂きました、議案第3号 南幌町非核・平和のまち宣言につきまして提案理由を申し上げます。世界の平和の実現と核兵器の廃絶は、私達人類共有の願いであります。しかし、世界では未だ戦争が止まず、多くの尊い命が失われ、人類は核兵器の脅威にさらされております。私達は世界で唯一の核兵器による被爆体験した国民として、その悲惨さや恐ろしさを全世界に伝えていく重要な役割を担っており、再び核兵器による惨禍を二度と繰り返すことのない平和な世界の実現に向け努力しなければなりません。私達が目指すまちづくりは、先人が築いた水と緑豊かな大地に育まれた南幌の地を守り、次代を担う子ども達に引き継いでいくため、私達南幌町民は友愛の心を持ち、平和の尊さと平和維持の重要性について意識啓発を推進していくため、南幌町非核・平和のまち宣言を行うものであります。なお、宣言文につきましては議決の日をもって定めたく存じますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは宣言文を朗読させて頂きます。南幌町非核・平和のまち宣言。核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは人類共通の願いです。しかしながら、いまなお核兵器は存在し全ての人類に脅威を与え続けています。我が国は核兵器による唯一の被爆国として非核三原則を堅持し、すべての国の核兵器がすみやかに廃絶され、戦争のない人類永久の平和が確立されることを強く願うものであります。私たち南幌町民は、水と緑にはぐくまれた自然と豊かな郷土を大切に守り、未来を担う子供たちと美しいふるさとのために、町民一人ひとりが平和の実現に向け努力することを誓い、ここに非核・平和のまちを宣言いたします。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議お願い申し上げます。

議長  
熊木議員

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 熊木 恵子君。

このような宣言が決議されることは大変重要であり、大きく評価したいと思います。私は2回このことについて質問させて頂きましたけれども、視察などでいろいろなところに出かけた時に、やはり自治体が平和

のまちとしてどのような取り組みをされているのかが大きな関心であります。2年前でしたか、行きました本別町では、教育委員会で平和教育の一環としていろいろな催しを開催したり、広島、長崎で子どもが被爆者の声を聞いてくるという取り組みをされている自治体もあると聞いています。1点伺います。どのような形で町民に知らせていくのか、また今後の取り組みの計画など、もしその考えがあれば伺いたいと思います。

町長 只今の熊木議員のご質問にお答えいたしますが、この宣言が議決されれば、広報誌等々で町民にお知らせしたいと思っておりますし、新年度予算の中にそれらしき予算も組みながら、いろいろ検討していきたいなというふうに思っておりますが、まず宣言を議決頂いた後にいろいろ考えていきたいものと考えております。

議長 他にご質疑ございませんか。  
(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第3号 南幌町非核・平和のまち宣言については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

●日程8 議案第4号 第5期南幌町総合計画基本構想についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました、議案第4号 第5期南幌町総合計画基本構想につきましては、第4期南幌町総合計画の計画期間が平成22年度をもって終了することから、新たに平成23年度を初年度として平成28年度を目標年度とする第5期南幌町総合計画について、総合計画策定審議会からの答申を基に策定いたしましたので本案を提案するものであります。第5期南幌町総合計画基本構想につきましてよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 只今上程されました第5期南幌町総合計画基本構想の取り扱いについてお諮りいたします。

7番 落合 進君。

落合議員 只今上程されました第5期南幌町総合計画基本構想の審査につきましては、議長を除く10名による総合計画審査特別委員会を設置して、本案を付託し休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお

諮り願います。

議長 長 お諮りいたします。只今の落合君からのご発言は、10名による総合計画審査特別委員会を設置して、本案を付託し休会中に審査するというご意見であります。さよう決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は総合計画審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決しました。

只今設置されました総合計画審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

7番 落合 進君。

落合議員 只今設置されました総合計画審査特別委員会の委員長には側瀬 敏彦議員、副委員長には本間 秀正議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮りを願います。

議長 長 お諮りいたします。只今落合君から提案がありましたとおり、委員長には側瀬 敏彦君、副委員長には本間 秀正君とのご発言であります。さよう決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって委員長には側瀬 敏彦君、副委員長には本間 秀正君と決しました。

●日程9 議案第5号 第三次国土利用計画（南幌町計画）についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました、議案第5号 第三次国土利用計画（南幌町計画）につきましては、国土利用計画法に基づき、南幌町の自然、社会、経済及び文化的な諸条件に配慮し、総合的かつ長期的観点に立って町土の有効利用を図ることを目的として策定しましたので本案を提案するものであります。詳細につきましてはまちづくり課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 長 内容の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長 議案第5号 第三次国土利用計画（南幌町計画）についてご説明を申し上げます。本計画案は、新たに平成23年度から平成32年度までの計画として、都市計画審議会において策定したものでございます。平成20年度に道が第4期として策定した北海道計画に沿った形となったものであります。以下、別途お配りしております議案第5号資料①に基づきましてご説明をさせていただきます。

全体の構成といたしましては、大きく3つから構成されています。まず1番目の町土の利用に関する基本構想においては、町土利用の基本方針として、基本条件、基本計画における課題についてそれぞれ記載しています。最初に基本的な条件としては、人口減少、高齢化の進む中、低未利用地が増加する傾向にあり、土地利用の効率の低下が懸念されると



しています。また、環境問題が深刻化し、環境に対する住民の意識も大きく変わる中、自然環境、生態系に与える負荷を軽減するため、自然システムにかなった利用を進める必要があるとしています。また、災害に対する安全性の要請など、地域住民のニーズをくみ取りつつ土地利用を進めていかなければならないとしています。更には生活様式や価値観の多様化により、都市と農村などの地域間交流や連携など、多様な主体の関わりにより、土地利用を総合的に捉えていくことが重要としています。

次に、本計画における課題といたしまして、町土が限られた資源であることを前提として、より良い状態で町土を次世代へ引き継ぐこと、即ち持続可能な町土管理を行うことを掲げています。その前提として、土地需要の量的調整に関し、住宅地や工業団地等の都市計画的土地利用については、低未利用地の有効利用の促進、その合理化及び効率化を図り、農業的土地利用などの自然的土地利用については、農業生産活動とゆとりある人間環境の場として、適正な保全と利用を図る必要があるとしています。また、町土利用の質的向上に関し、安全で安心できる町土利用の観点からは、町土の安全性を総合的に高めていく必要性、循環と共生を重視した観点からは、自然システムにかなった町土利用の推進、更に美しくゆとりある町土利用の観点からは、ゆとりある都市環境の形成、農村における緑豊かな環境の確保を図るなど、それぞれの観点から総合的に土地利用の質を高めていく必要があるとしています。これら課題への対応に当たっては、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置による調和のある土地利用を進めるとともに、国、北海道、町などによる公的役割の発揮、土地所有者等による適切な管理に加え、住民等の多様な主体による町土管理への参加により、町民一人ひとりが町土管理の一翼を担う動きを推進することとしています。

1 ページめくって頂きまして、次に町土利用の基本方向といたしましては、まず地域類型別の基本方向として、市街地域、農業地域、自然維持地域に区分しています。市街地域については利便性、快適性の高い歩行空間や、ユニバーサルデザインによるネットワークの形成、低未利用地の有効利用の促進、特に地域防災体制の充実と、オープンスペースの確保により災害に強いまちづくりと、美しくゆとりのある環境形成を図ることとしています。農業地域については、優良農地を確保し、地域住民を含む多様な主体の参加等により、町土資源の適切な管理を図り、更に水害等自然災害の防止等により農業地域の安全性を確保するとしています。自然維持地域については、野生生物の生息、生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、都市、農村との適切な関係の構築を図り、更に自然体験、学習等の自然とのふれあいの場として節度ある利用を図ることとしています。

次に利用区分別の基本方向としては、農用地から低未利用地までそれぞれ方向性を示しています。主なものとして、農用地については効率的な土地利用と生産性の向上、優良農地の確保、環境と調和した農業推進を図ることとしています。水面、河川、水路については、遊水地などの

河川整備など適切な維持管理を図ることとしています。道路については、広域幹線道路網の整備として、地域高規格道路道央圏連絡道路や国道337号等の整備など、交通ネットワークの形成を図ることとしています。住宅地については、基本的には新たな宅地造成はないものとし、耐震、環境性能を含めた住宅ストックの向上と、良好な住環境が形成されるよう必要な用地の供給を図ることとしています。工業用地については、現在の工業用地を前提として、情報化の進展に伴う構造変化、工場立地動向を踏まえ、総合的な立地環境づくりを進めることとしています。

2番目の町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要については、計画目標年次は平成32年度とします。次に基礎的な前提として人口及び世帯数を示しますが、国土利用計画における数値は、目標年次を平成32年度としたことから、都市計画マスタープランにおける数値と同様、人口8,600人、世帯数3,300戸とします。町土の利用区分については、農用地、森林などの地目別区分とします。目標年次における規模の目標については、資料の右表のとおりとなっております。それぞれ農用地については54.78km<sup>2</sup>、森林については1.47km<sup>2</sup>、原野0.21km<sup>2</sup>、水面・河川等につきましては8.23km<sup>2</sup>、道路につきましては6.30km<sup>2</sup>、宅地については4.24km<sup>2</sup>となっております。地域区分については、南幌市街地、夕張太地区、田園地区の3地域としています。利用区分ごとの規模の目標の地域別概要については、千歳川流域治水対策整備計画や、地域高規格道路道央圏連絡道路の整備などにより、農用地については減少し、道路及び水面・河川・水路については増加するものと予想しています。

最後に3番目の、2に掲げる目標を達成するために必要な措置として、(1)公共福祉の優先から(10)指標の活用まで、それぞれを示しています。この項目については基本的に第二次南幌町計画を踏襲していますが、北海道計画で新たに示された内容の追加と文言の修正を行っております。措置概要の方向性として、必要な措置として安全で安心できる町土利用、循環と共生を重視した町土利用、美しくゆとりある町土利用等の観点を総合的に勘案し、実施を図ることとしています。主な追加事項を申し上げます。(4)町土の保全と安全性の確保の中で、農用地管理のための基礎条件の整備の項目を追加し、未利用地の農用地としての活用や担い手の育成の推進など、農用地管理の促進について示しています。(5)環境の保全と美しい町土の形成では、環境負荷を低減する町土の形成と、3Rの推進と必要な用地の確保を追加して、それぞれ低炭素社会の構築の取り組みなどによる環境負荷の小さなシステムによる適正な土地利用と循環型社会形成の一層の促進について追加しています。更に優れた自然環境や自然景観の保全等として、農業的土地利用が行われているような2次的な自然については、適切な農業活動や民間・NPO等による保全の推進などにより維持形成、また地域特性に応じた自然とのふれあいや環境教育の場の確保、更に野生鳥獣による被害防止や、健全な地域個体群の維持を図ることなどを示しています。最後の(1

0) 指標の活用においては、第二次計画においては必要に応じて計画の見直しを行うこととしていましたが、本計画においては北海道計画の見直しに合わせ、計画決定により概ね5年後に計画の総合的な点検を行うこととしています。

議長 以上で国土利用計画南幌町計画についてご説明を終わります。  
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第5号 第三次国土利用計画(南幌町計画)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

●日程10 議案第6号 南幌町の行財政を考える町民会議条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

議長 只今上程を頂きました、議案第6号 南幌町の行財政を考える町民会議条例を廃止する条例制定につきましては、南幌町の行財政を考える町民会議の委員の任期が平成23年3月31日をもって委嘱期間満了となることに伴い本案を提案するものであります。詳細につきましてはまちづくり課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長 議案第6号 南幌町の行財政を考える町民会議条例を廃止する条例制定についてご説明をいたします。南幌町の行財政を考える町民会議の設置目的である南幌町自立緊急実行プランの策定が終了していること、本年3月31日付をもって委員の任期が満了となることから、現条例を廃止するものであります。

以下、条文及び附則を読みあげて説明とさせていただきます。南幌町の行財政を考える町民会議条例を廃止する条例。南幌町の行財政を考える町民会議条例(平成21年南幌町条例第16号)は廃止する。附則、この条例は、平成23年4月1日から施行する。以上です。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに

採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第6号 南幌町の行財政を考える町民会議条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

●日程11 議案第7号 南幌町新エネルギー導入等促進基金条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長  
議 長  
町 長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

只今上程を頂きました、議案第7号 南幌町新エネルギー導入等促進基金条例を廃止する条例制定につきましては、新エネルギー導入等促進基金を廃止するため本案を提案するものであります。詳細につきましてはまちづくり課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
まちづくり課長

内容の説明を求めます。まちづくり課長。

議案第7号 南幌町新エネルギー導入等促進基金条例を廃止する条例制定についてご説明いたします。国の地域活性化・生活対策臨時交付金を原資とし、南幌町における新エネルギー導入促進のために設けられた南幌町新エネルギー導入等促進基金条例は、基金全額をその用途に充當いたしましたので廃止するものでございます。

以下、条文を読み附則を読みあげて説明とさせていただきます。南幌町新エネルギー導入等促進基金条例を廃止する条例。南幌町新エネルギー導入等促進基金条例（平成21年南幌町条例第3号）は廃止する。附則、この条例は、公布の日から施行する。以上です。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第7号 南幌町新エネルギー導入等促進基金条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

午後1時まで休憩いたします。

(午前11時31分)

(午後 1時00分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程12 議案第8号より日程18 議案第14号までの7議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

- 日程12 議案第8号 南幌リゾート対策資金貸付基金設置条例を廃止する条例制定について
- 日程13 議案第9号 平成22年度南幌町一般会計補正予算(第7号)
- 日程14 議案第10号 平成22年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程15 議案第11号 平成22年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程16 議案第12号 平成22年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程17 議案第13号 平成22年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程18 議案第14号 平成22年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

以上7議案を一括して議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長  
局長  
町長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

只今上程を頂きました、議案第8号から議案第14号までの7議案につきまして提案理由を申し上げます。

まず議案第8号 南幌リゾート対策資金貸付基金設置条例を廃止する条例制定につきましては、南幌リゾート対策資金貸付基金を廃止するため本案を提案するものであります。

次に議案第9号 平成22年度南幌町一般会計補正予算(第7号)につきましては、国の第2次配当に伴う地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業の追加、南幌町土地開発公社償還金にかかる貸付金の追加、病院事業会計繰出金の追加並びに年度末における事務事業の精査が主な理由であります。なお、病院事業会計において資金不足の発生が予想されるため、繰出基準外の繰出金として3,850万円を計上しておりますが、当初より申し上げておりました繰出基準内に収めることができなかったことに対し、お詫びを申し上げます。

また、次の議案第10号 平成22年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳出では一般被保険者にかかる保険給付費の減額、共同事業拠出金及び基金積立金の減額、歳入では保険給付費の減に伴う国庫支出金の減額並びに年度末における各種財源の精査が主な理由であります。

次に議案第11号 平成22年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)につきましては、一般会計からの繰入及び年度末における事務事業

費の精査が主な理由であります。

次に議案第12号 平成22年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、下水道使用料の減額に伴う一般会計からの繰入及び年度末における事務事業費の精査が主な理由であります。

次に議案第13号 平成22年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳出では保険給付費及び地域支援事業の減額、歳入では支払基金交付金の追加及び年度末における各種財源の精査が主な理由であります。

次に議案第14号 平成22年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の減額、歳入では保険料及び一般会計繰入金金の精査が主な理由であります。

議案第8号につきましてはまちづくり課長が、議案第9号につきましては副町長が、議案第10号及び議案第13号から議案第14号につきましては住民課長が、議案第11号につきましては病院事務長が、議案第12号につきましては産業建設課参事が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
まちづくり課長

内容の説明を求めます。まちづくり課長。

議案第8号 南幌リゾート対策資金貸付基金設置条例を廃止する条例制定についてご説明をいたします。南幌リゾート対策資金貸付基金につきましては、南幌リゾートに関し、北海土地改良区及び道営分水區の決裁金の未払者に貸し付ける目的で設置されましたが、貸付対象者がいなくなったことから廃止するものであります。

以下、条文及び附則を読み上げて説明といたします。南幌リゾート対策資金貸付基金設置条例を廃止する条例。南幌リゾート対策資金貸付基金設置条例(平成13年南幌町条例第1号)は廃止する。附則、この条例は、公布の日から施行する。以上です。

議 長  
副 町 長

副町長。

それでは議案第9号 平成22年度南幌町一般会計補正予算(第7号)の説明を申し上げます。

始めに歳出から説明を申し上げます。25ページをご覧頂きたいと思います。1款議会費1項1目議会費、補正額24万1,000円の減額でございます。9節旅費で24万1,000円の減額でございます。精査によるものでございます。

次ページに参ります。2款総務費1項1目一般管理費、補正額335万6,000円の減額でございます。9節旅費で52万5,000円の減額、11節需用費で61万9,000円の減額、12節役務費で56万9,000円の減額、それぞれ精査によるものでございます。13節委託料55万6,000円の減額でございます。電算プログラム改修ということで、給与システムの変更がなかったため減額をするものでございます。14節使用料及び賃借料95万円の追加でございます。複写機使用料として、総合計画など各種資料作成が例年より増加したため追加

をさせて頂くものでございます。18節備品購入費203万7,000円の減額でございます。電算機器管理用備品で、入札減によるものでございます。

3目財産管理費、補正額6,069万6,000円の減額でございます。18節備品購入費で156万6,000円の減額、庁舎放送設備につきましては、機器を安価なものにしたために減額となったものでございます。議場録音機器につきましては、見積合わせによる減であります。25節積立金5,913万円の減額でございます。財政調整基金利子積立金につきましては、確定により減額するものでございます。次ページの財政調整基金積立金につきましては、財源調整を行うものでございます。これにより基金への積立金につきましては830万3,000円となります。

4目企画振興費、補正額1億3,933万3,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で2,600万円の追加、土地開発公社補助金として、公社借入償還分の利子分を補助するものでございます。21節貸付金で1億1,333万3,000円の追加でございます。同じく土地開発公社貸付金として、公社借入償還金の元金分を貸し付けるものでございます。

6目交通安全対策費、補正額10万7,000円の減額でございます。9節旅費で10万7,000円の減額、精査によるものでございます。

9目職員給与費、補正額ゼロでございます。財源内訳を変更するものでございます。

10目諸費、補正額が23万5,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で23万5,000円の減額、それぞれ精査によるものでございます。

11目行財政改革推進費、補正額12万7,000円の減額でございます。1節報酬で12万7,000円の減額、開催回数の減によるものでございます。

次ページに参ります。13目地域活性化対策事業費、補正額876万3,000円の追加でございます。内容につきましては別に配付しております資料により説明をさせて頂きたいと思っております。資料の議案第9号一般会計補正予算資料、平成22年度地域活性化・きめ細かな交付金事業一覧表をご覧頂きたいと思っております。上段の平成22年度地域活性化・きめ細かな交付金事業につきましては、1月20日開催の議会臨時会で追加した事業でございます。金額の変更はございませんけれども、全事業を繰越事業とするものでございます。続きまして下段の平成22年度地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業一覧表でございます。同じく前回補正したもので、1番から5番につきましては1月20日の臨時会で補正をさせて頂いたところでございます。このうち4番目と5番目につきましては繰越事業とするものでございます。今回の補正につきましては、6番目と7番目の事業となります。前回も説明いたしましたが、交付金の追加配分に伴う事業を追加するもので、まず6番目では健

健康管理システム整備事業ということで、既存のシステムのセキュリティサポート期限の終了に伴う健康管理システムの整備をするものでございます。金額につきましては672万6,000円となっております。7番目のあんしんキット見守り事業につきましては、かかりつけ医や緊急連絡先等を記入し保管するあんしんキットを高齢者宅に配付するもので、それぞれ繰越事業として実施するものでございます。なお、交付金の総額は1,876万1,000円となっております。当初分が1月に説明したとおり1,111万1,000円でございますので、今回追加交付が765万円となっております。それでは予算書の28ページにお戻りいただきたいと思っております。4節共済費で22万円の追加、7節賃金で137万7,000円の追加、11節需用費で44万円の追加でございます。この経費があんしんキット見守り事業に要する経費の追加となっております。12節役務費で50万4,000円の追加、13節委託料で622万2,000円の追加でございます。この経費が健康管理システム整備事業に要する経費の追加となっております。

2項2目賦課徴収費、補正額が13万1,000円の減額でございます。13節委託料で13万1,000円の減額、入札減によるものでございます。

4項2目参議院議員選挙費、補正額が41万7,000円の減額でございます。7節賃金で16万8,000円の減額、次ページ、11節需用費で24万9,000円の減額、それぞれ確定によるものでございます。

次ページに参ります。3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額204万5,000円の減額でございます。18節備品購入費で11万1,000円の追加でございます。国民年金情報システム対応のパソコンを購入するもので、全額助成対象となるものでございます。19節負担金補助及び交付金16万2,000円の減額でございます。精査によるものでございます。28節繰出金199万4,000円の減額でございます。後ほど特別会計で説明を申し上げます。

2目障がい者福祉費、補正額が1,100万4,000円の追加でございます。13節委託料で108万3,000円の減額、地域生活支援事業として、対象者の減によるものでございます。20節扶助費で1,208万7,000円の追加でございます。それぞれ利用者の増に伴い追加をするものでございます。

3目老人福祉費、補正額25万6,000円の追加でございます。20節扶助費で20万円の追加、緊急通報装置として2セット分追加するものでございます。次ページ、28節繰出金5万6,000円の追加でございます。後ほど特別会計で説明を申し上げます。

7目後期高齢者医療費、補正額73万円の減額でございます。28節繰出金で73万円の減額、これにつきましても後ほど特別会計で説明を申し上げます。

2項1目児童福祉総務費、補正額が117万2,000円の減額でござ



ざいます。7節賃金で117万2,000円の減額、それぞれ実績に基づき減額するものでございます。

2目児童措置費、補正額1,642万8,000円の減額でございます。20節扶助費で1,642万8,000円の減額、児童手当につきましては実績に基づき追加をさせてもらうものでございます。子ども手当につきましては、当初は制度がまだ流動的だったため、対象者を広く積算していたため、実績により大幅な減額となったところでございます。

3目保育所費、補正額194万2,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で194万2,000円の減額、それぞれ利用者の減により減額するものでございます。

次ページに参ります。4款衛生費1項1目保健衛生総務費、補正額130万2,000円の減額でございます。12節役務費で130万2,000円の減額、それぞれ実績に基づきまして減額をするものでございます。

2目予防費、補正額428万6,000円の減額でございます。13節委託料で428万6,000円の減額、これにつきましてもそれぞれ実績に基づき減額をするものでございます。

3目環境衛生費、補正額38万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で38万円の減額でございます。確定によるものでございます。

4目病院費、補正額4,198万6,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で276万2,000円の追加、28節繰出金で3,922万4,000円の追加となります。本年度の病院に対する繰出金等の状況を資料によりまして説明をさせて頂きたいと思っております。別に配付しております議案第9号 一般会計補正予算資料、平成22年度町立病院負担金・出資金・繰出金3月補正予算説明資料をご覧頂きたいと思っております。今回の補正につきましては、特別交付税の確定に伴い追加するものと、病院会計で決算上資金不足が生じる恐れがあることから繰出金を追加するものでございます。先ほど説明しましたとおり、19節では小児救急ということで、特別交付税の確定に伴い、今回276万2,000円を追加し、トータルで1,276万2,000円とするものでございます。24節につきましては補正がございません。28節繰出金では、上から4段目になりますけれども、共済追加費用、これにつきましても特別交付税の確定に伴いまして、今回22万4,000円を追加し、トータルで138万4,000円とするものでございます。次に改革プラン、これにつきましても特別交付税の確定によりまして、今回50万円を追加させて頂くものでございます。合わせまして資金不足に対応するため、資金不足額として3,850万円を追加させてもらうものでございます。なお、資金不足額につきましては3月末でなければ確定しないため、ある程度余裕を見た中で予算計上させて頂いておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それでは予算書の32ページにお戻り頂きたいと思っております。5目保健

福祉総合センター管理費、補正額49万円の追加でございます。11節需用費で61万円の追加、燃料単価の増によるものでございます。14節使用料及び賃借料で12万円の減額、これにつきましては実績に基づき減額をさせて頂いております。

次ページに参ります。2項1目じん芥処理費、補正額778万1,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で778万1,000円の減額でございます。確定によるものでございます。

3目合併処理浄化槽整備事業費、補正額が335万2,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で235万2,000円の減額、実績に基づき減額するものでございます。21節貸付金で100万円の減額、実績がなかったことから全額を減額するものでございます。

次ページに参ります。5款農林水産業費1項1目農業委員会費、補正額が43万9,000円の減額でございます。1節報酬で43万9,000円の減額、農業委員1名が昨年退任したことにより減額するものでございます。

2目農業振興費、補正額1,712万円の追加でございます。13節委託料で21万4,000円の減額、これにつきましては捕獲頭数の減によるものでございます。18節備品購入費では43万7,000円の減額、それぞれ確定により減額をするものでございます。19節負担金補助及び交付金1,777万1,000円の追加でございます。負担金で持続的農業農村づくり促進特別対策事業3地区につきましては、現年度分の事業費の確定と合わせまして、国の補正に伴い事業費を追加するもので、国の補正分につきましては全額繰り越すものでございます。補助金の農地情報共有化支援、更に強い農業づくり事業につきましては、事業費の確定によるものでございます。

次ページに参ります。4目機場施設管理費、補正額319万円の減額でございます。7節賃金で14万3,000円の減額、11節需用費で201万2,000円の減額、13節委託料で63万5,000円の減額、19節負担金補助及び交付金で40万円の減額、それぞれ入札減を含め、精査により減額をするものでございます。

6目農村環境改善センター管理費、補正額81万9,000円の減額でございます。11節需用費で81万9,000円の減額、主に暗幕修繕の入札減によるものでございます。

8目ふれあい館管理費、補正額15万円の追加でございます。11節需用費で15万円の追加、燃料単価の増によるものでございます。

次ページに参ります。6款商工費1項1目商工振興費、補正額が13万7,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で13万7,000円の減額、事業費の確定により減額をするものでございます。

次ページ、7款土木費2項1目道路橋梁総務費、補正額が67万9,000円の減額でございます。13節委託料で67万9,000円の減

額、道路台帳の修正がなかったことから全額減額するものでございます。

2目道路維持費、補正額が415万円の減額でございます。13節委託料で415万円の減額、入札減によるものでございます。

3項3目公共下水道費、補正額が19万3,000円の追加でございます。28節繰出金で19万3,000円の追加、後ほど特別会計で説明を申し上げます。

5目土地整備事業費、補正額が904万円の減額でございます。13節委託料で904万円の減額、調整池整備事業ということで、当初予算で土地開発公社に対し、草刈などの業務委託料を計上しておりましたが、国への売却が早く完了したことから減額をするものでございます。

次ページに参ります。8款消防費1項1目消防費、補正額が502万3,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で502万3,000円の減額でございます。内容につきましては消防費の明細で説明を申し上げます。45ページをご覧頂きたいと思います。消防費、歳入、繰越金、補正額が136万5,000円の追加でございます。平成21年度繰越金136万5,000円の追加でございます。次ページに参ります。歳出、本部費、補正額116万8,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で116万8,000円の減額、本部負担金の確定によるものでございます。南幌支署費、補正額が158万5,000円の減額でございます。2節給料から次ページ27節公課費まで、それぞれ精査によりまして追加並びに減額するものでございます。続きまして南幌消防団費、補正額が76万9,000円の減額でございます。これにつきましても、1節報酬から次ページ27節公課費まで、それぞれ精査によりまして減額をするものでございます。最後に48ページになります。南幌支署施設費、補正額が13万6,000円の減額でございます。18節備品購入費で13万6,000円の減額、入札減によるものでございます。

続きまして39ページをご覧頂きたいと思います。9款教育費1項3目教育振興費、補正額が249万6,000円の減額でございます。13節委託料で27万2,000円の減額、それぞれ確定により減額するものでございます。19節負担金補助及び交付金で222万4,000円の減額でございます。階層区分の変更など、確定により減額するものでございます。

4目教育財産管理費、補正額が40万円の追加でございます。11節需用費で40万円の追加、主に校長住宅等のボイラーの修繕が増になったことにより追加をさせて頂くものでございます。

5目通学バス運営費、補正額が15万円の追加でございます。11節需用費で15万円の追加、燃料単価の増によるものでございます。

2項1目学校管理費、補正額が231万3,000円の追加でございます。11節需用費で250万円の追加、燃料単価の増によるものでございます。13節委託料18万7,000円の減額でございます。それぞれ入札減並びに確定による減額をするものでございます。

次ページに参ります。2目教育振興費、補正額が26万1,000円の減額でございます。14節使用料及び賃借料で11万1,000円の減額、主にスキー学習の回数の減によるものでございます。20節扶助費で15万円の減額でございます。これにつきましては確定により減額するものでございます。

3項1目学校管理費、補正額150万円の追加でございます。11節需用費で150万円の追加、これにつきましても燃料単価の増によるものでございます。

2目教育振興費、補正額が60万2,000円の減額でございます。13節委託料で52万4,000円の減額、入札減によるものでございます。19節負担金補助及び交付金で14万3,000円の減額、これにつきましては確定により減額するものでございます。20節扶助費で6万5,000円の追加、これつきましてもは認定者数の増により追加をさせて頂くものでございます。

5項2目体育施設費、補正額が7万2,000円の減額でございます。11節需用費で7万2,000円の減額、精査によるものでございます。

3目スポーツセンター管理費、補正額が15万2,000円の追加でございます。11節需用費で15万2,000円の追加、燃料単価の増並びに精査によるものでございます。

4目給食センター運営費、補正額が8,000円の追加でございます。11節需用費で14万1,000円の追加でございます。燃料単価の増並びに精査によるものでございます。13節委託料で62万2,000円の減額でございます。入札減によるものでございます。18節備品購入費で78万3,000円の減額でございます。これにつきましてもそれぞれ入札減によるものでございます。

次ページに参ります。10款公債費1項1目元金、補正額が174万6,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料で174万6,000円の追加でございます。2目利子、補正額が701万2,000円の減額でございます。23節償還金利子及び割引料で701万2,000円の減額でございます。それぞれ確定によるものでございます。

次に歳入の説明をいたします。12ページをご覧頂きたいと思っております。1款町税1項1目個人、補正額が1万5,000円の追加でございます。1節現年課税分で83万5,000円の追加、2節滞納繰越分で82万円の減額でございます。それぞれ収納見込により精査するものでございます。

2目法人、補正額が1,443万2,000円の追加でございます。1節現年課税分で1,443万2,000円の追加でございます。主に法人所得の増によるもので、収入見込により精査をするものでございます。

2項1目固定資産税、補正額が910万1,000円の追加でございます。1節現年課税分で1,015万4,000円の追加、2節滞納繰

越分で105万3,000円の減額でございます。これにつきましても、それぞれ収納見込により精査をするものでございます。

4項1目町たばこ税、補正額が51万4,000円の減額でございます。1節現年課税分で51万4,000円の減額、これにつきましても収納見込により精査をするものでございます。

次ページ、5項1目入湯税、補正額が158万2,000円の減額でございます。1節現年課税分で158万2,000円の減額、これにつきましても収納見込により精査をさせて頂くものでございます。

次ページに参ります。12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金、補正額39万円の減額でございます。2節児童福祉費負担金18万8,000円の追加でございます。利用者の増によるものでございます。3節保育所費負担金86万9,000円の減額でございます。低所得者層の増により減額をするものでございます。4節滞納繰越分29万1,000円の追加でございます。収入見込により精査をするものでございます。

13款使用料及び手数料1項1目衛生使用料、補正額が48万5,000円の追加でございます。1節墓地使用料で66万6,000円の追加でございます。それぞれ実績に基づき追加をするものでございます。2節保健福祉総合センター使用料18万1,000円の減額でございます。主にふれあいの湯の入浴者数の減によるものでございます。

4目土木使用料、補正額が47万円の追加でございます。3節住宅使用料で50万円の追加、4節滞納繰越分で3万円の減額、それぞれ実績に基づきまして追加並びに減額をするものでございます。

次ページに参ります。14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額が996万9,000円の減額でございます。1節自立支援医療給付費国庫負担金155万7,000円の追加、2節障がい者自立支援給付費国庫負担金246万2,000円の追加、3節児童手当国庫負担金3万2,000円の追加、4節子ども手当国庫負担金1,451万円の減額、6節国民健康保険国庫負担金49万円の追加、それぞれ精査により追加並びに減額するものでございます。

2項2目衛生費国庫補助金、補正額が78万4,000円の減額でございます。2節環境衛生費国庫補助金78万4,000円の減額でございます。合併浄化槽設置数の減により減額するものでございます。

3目土木費国庫補助金、補正額140万円の追加でございます。1節道路橋梁費国庫補助金140万円の追加でございます。確定により追加をするものでございます。

4目教育費国庫補助金、補正額が52万6,000円の減額でございます。3節幼稚園費国庫補助金52万6,000円の減額でございます。交付見込により精査をするものでございます。

次ページ、5目総務費国庫補助金、補正額が765万円の追加でございます。1節総務管理費国庫補助金765万円の追加でございます。歳出でも説明しました2次配分に伴う交付金を追加するものでござい

す。

3項2目民生費委託金、補正額が8万5,000円の追加でございます。1節社会福祉委託金11万1,000円の追加、歳出で説明しましたパソコンの導入経費が交付されるものでございます。2節児童福祉費委託金2万6,000円の減額でございます。これにつきましても確定によるものでございます。

次ページに参ります。15款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額が123万2,000円の追加でございます。これにつきましてはそれぞれ精査により追加並びに減額をするものでございます。

2項1目総務費道補助金、補正額が50万7,000円の追加でございます。1節総務管理費道補助金50万7,000円の追加でございます。これにつきましても確定により追加するものでございます。

次ページの2項民生費道補助金、補正額が258万9,000円の追加でございます。1節障がい者福祉費道補助金62万4,000円の追加、精査により追加するものでございます。5節児童福祉費道補助金196万5,000円の追加です。放課後児童対策事業補助金につきましては、基準額の変更により追加をさせて頂くものでございます。発達支援センター事業補助金につきましては、確定により追加をするものでございます。

3目衛生費道補助金、補正額が49万5,000円の減額でございます。1節保健事業費道補助金で49万5,000円の減額でございます。実績に基づきまして減額するものでございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額が363万円の減額でございます。1節農業費道補助金で363万円の減額、それぞれ確定によりまして追加並びに減額するものでございます。

3項1目総務費委託金、補正額が11万3,000円の減額でございます。1節町税費委託金で11万3,000円の減額、収入見込により減額をするものでございます。

次ページに参ります。16款財産収入1項2目利子及び配当金、補正額が75万2,000円の減額でございます。1節利子及び配当金で75万2,000円の減額、それぞれ確定により追加並びに減額するものでございます。

18款繰入金1項3目リゾート対策資金貸付基金繰入金、補正額450万6,000円の追加でございます。1節リゾート対策資金貸付基金繰入金450万6,000円の追加でございます。先ほど説明がありました基金条例の廃止に伴い繰入をするものでございます。

次ページに参ります。20款諸収入3項1目住宅建設資金元利収入、補正額が33万6,000円の追加でございます。1節住宅建設資金元利収入33万6,000円の追加、これにつきましては繰上償還に伴い追加をするものでございます。

5目水洗化資金貸付金元金収入、補正額が18万円の減額でございます。1節水洗化資金貸付金元金収入18万円の減額、これにつきましても

も確定により減額するものでございます。

5項2目農林水産業収入、補正額が943万3,000円の追加でございます。1節農林水産業収入として943万3,000円の追加でございます。それぞれ確定によりまして追加並びに減額をするものでございます。

3目給食費収入、補正額が41万4,000円の減額でございます。1節教育関係給食費収入で41万4,000円の減額、それぞれ収納見込により精査を行うものでございます。

4目雑入、補正額が1,855万円の追加でございます。1節雑入で1,855万円の追加でございます。各種がん検診料、宝くじ市町村交付金、町道南11線道路調査設計補償費につきましては、それぞれ確定によるものでございます。一番下の調整池整備事業精算金につきましては、土地開発公社における調整池整備事業が完了したことから、精算金を繰り入れるものでございます。

次ページに参ります。21款町債1項1目臨時財政対策債、補正額が2,117万4,000円の追加でございます。1節臨時財政対策債2,117万4,000円の追加でございます。

2目農林水産業債、補正額が1,430万円の追加でございます。1節土地総合整備事業債1,430万円の追加でございます。

以上、歳入歳出それぞれ8,691万6,000円を追加し、補正後の総額を49億9,084万8,000円とするものでございます。

次に7ページをご覧頂きたいと思っております。7ページの第2表地方債補正の説明を行います。追加分でございます。青葉地区持続的農業農村づくり促進特別対策事業、限度額410万円、同じく南幌地区が限度額480万円、同じく晩翠地区が限度額540万円、それぞれ追加をするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次ページに参ります。変更分でございます。臨時財政対策債、補正前の限度額1億8,882万6,000円を、補正後の限度額2億1,000万円に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更がございません。

次に次ページ、第3表繰越明許費補正の説明を行います。全て追加をするもので、年度内での事業執行が不可能なことから翌年度へ繰り越すものでございます。2款総務費1項総務管理費、事業名につきましては地域活性化対策事業、金額につきましては6,371万2,000円でございます。国の補正に伴う地域活性化交付金事業15事業のうち12事業を翌年度へ繰り越すものでございます。5款農林水産業費1項農業費、持続的農業農村づくり促進特別対策事業2,901万円でございます。今回、国の補正により追加をされました3地区の事業を繰り越すものでございます。

以上で議案第9号の説明を終わらせて頂きます。

議 長

住民課長。

住民課長

それでは続きまして議案第10号 平成22年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明をいたします。

最初に歳出の説明をいたします。12ページをご覧ください。1款総務費1項1目一般管理費、これにつきましては財源内訳を変更するものでございます。

2目連合会負担金、補正額20万1,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で20万1,000円の追加でございます。国保連合会の次期電算化に伴う不足分を追加するものでございます。

2項1目賦課徴収費については、財源内訳を変更するものでございます。

4項1目医療費適正化対策事業費、補正額73万5,000円の減額でございます。13節委託料で73万5,000円の減額でございます。ジェネリック医薬品の促進として、医薬品の通知対象者の減により減額するものでございます。

次ページに参ります。5項1目収納率向上対策事業につきましては、財源内訳を変更するものでございます。

次ページに参ります。14ページ、2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費、補正額3,000万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で、一般被保険者療養給付費として3,000万円の減額でございます。一般被保険者の医療費推計に伴う精査により減額するものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費、補正額200万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で200万円の減額、退職被保険者等の療養費の医療費推計に伴う精査により減額するものでございます。

3目一般被保険者療養費並びに4目退職被保険者等療養費につきましては、財源内訳を変更するものでございます。

次ページに参ります。15ページ、2項1目一般被保険者高額療養費、補正額400万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で400万円の減額でございます。一般被保険者の高額療養費の推計に伴う精査により減額をするものでございます。

2目退職被保険者等高額療養費、補正額300万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で、退職被保険者等高額療養費の推計に伴う精査により300万円を減額するものでございます。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、次の4目退職被保険者等高額介護合算療養費、次の3項1目の出産育児一時金につきましては、財源内訳を変更するものでございます。

次ページに参ります。16ページ、4項1目一般被保険者移送費並びに2目退職被保険者等移送費についても、財源内訳を変更するものでございます。

次ページに参ります。17ページ、7款共同事業拠出金1項1目高額医療費拠出金、補正額149万4,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で、高額医療費の拠出金149万4,000円



の減額でございます。連合会の拠出金確定により減額するものでございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額364万7,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で保険財政共同安定化事業拠出金、連合会の拠出金確定により364万7,000円を減額するものでございます。

次ページに参ります。18ページ、8款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費、補正額52万円の減額でございます。13節委託料で52万円の減額でございます。特定健康診査の事業執行見込により減額をするものでございます。

2項1目保健衛生普及費、これにつきましては財源内訳を変更するものでございます。

次ページに参ります。19ページ、9款基金積立金1項1目基金積立金、補正額860万5,000円の減額でございます。25節積立金で財政調整基金積立金860万5,000円を減額するものでございます。財源調整のため減額するものでございます。なお、補正後の基金総額は9,321万3,303円となる予定でございます。

次ページに参ります。20ページ、11款諸支出金2項1目直診施設勘定繰出金、補正額301万9,000円の追加でございます。28節繰出金で病院事業会計繰出金301万9,000円の追加でございます。直診病院であります町立病院が本年度購入したデジタルX線テレビ等の国庫補助金分、3分の1を当初予定しておりましたが、本年度新たに道の調整交付金の対象となり、補助対象の6分の1が補助されることになりましたので、病院会計に繰り出すため追加するものでございます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをご覧下さい。4款国庫支出金1項1目療養給付費等負担金、補正額2,097万3,000円の減額でございます。1節現年度分で療養給付費等負担金2,097万2,385円の減額でございます。国庫負担金の確定見込により減額をするものでございます。

2目高額医療費共同事業負担金、補正額37万3,000円の減額でございます。1節高額医療費共同事業負担金37万3,744円の減額でございます。事業の確定により減額するものでございます。

2項1目財政調整基金交付金、補正額2,606万7,000円の減額でございます。1節財政調整交付金で、普通調整交付金として2,966万6,000円の減額、特別調整交付金として359万9,000円の追加でございます。普通調整交付金につきましては保険給付費等の見込により減額、特別調整交付金につきましては、非自発的離職者対策経費、またシステム改修経費による追加でございます。

2目高齢者医療制度円滑運営事業費国庫補助金、補正額2万4,000円の追加でございます。1節高齢者医療制度円滑運営事業費国庫補助金で2万4,000円の追加でございます。この事業につきましては、70歳から74歳までの医療費の自己負担が2割から1割に据え置き

になったことに伴って、受給者証の変更経費を国が全額負担するもので、平成21年度までの措置でございましたけれども、22年度も継続されたことにより追加するものでございます。

次ページに参ります。8ページ、6款前期高齢者交付金1項1目前期高齢者交付金、補正額2,335万9,000円の追加でございます。1節現年度分で前期高齢者交付金2,335万9,790円の追加でございます。交付金確定により追加をするものでございます。

次ページに参ります。9ページ、7款道支出金1項1目高額医療費共同事業負担金、補正額37万3,000円の減額でございます。1節高額医療費共同事業負担金37万3,743円の減額でございます。負担金の確定により減額するものでございます。

2項1目道調整交付金、補正額978万2,000円の追加でございます。1節道調整交付金で、普通調整交付金として220万円の追加、特別調整交付金として758万2,000円の追加でございます。普通調整交付金につきましては確定により追加、特別調整交付金については見込により追加するものでございます。

次ページに参ります。10ページ、8款共同事業交付金1項1目高額医療費共同事業交付金、補正額914万6,000円の減額でございます。1節高額医療費共同事業交付金で914万4,883円の減額でございます。交付金確定により減額をするものでございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額2,502万円の減額でございます。1節保険財政共同安定化事業交付金で2,501万8,807円の減額でございます。交付金の確定により減額をするものでございます。

次ページに参ります。11ページ、10款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額199万4,000円の減額でございます。1節一般会計繰入金で、国民健康保険基盤安定繰入金分142万8,221円の追加、国民健康保険財政安定化支援繰入金で390万2,000円の減額、国民健康保険事務費繰入金で47万9,000円の追加でございます。それぞれ国、道、町負担分の確定並びに見込により追加、減額するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ5,078万1,000円を減額し、10億3,133万7,000円とするものです。以上で説明を終わります。

議 長  
病院事務長

町立病院事務長。

続きまして議案第11号 平成22年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)の説明を申し上げます。

6ページをお開き下さい。始めに収益的収支の収入から説明申し上げます。1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益、補正額1,535万5,000円の減額でございます。入院収益につきましては、昨年6月に業務予定量の見直しをしたところでございますが、入院患者数が予定より928人減の1万4,584人が見込まれ、減額するものでございます。

2目外来収益、補正額2,168万円の減額でございます。外来収益につきましても、見直し後に対し外来患者数が2,470人減の1万9,078人及び1人当たり単価が554円減の3,946円が見込まれることから減額するものでございます。

3目その他医業収益、補正額573万2,000円の追加でございます。1節医療相談収益で297万円の追加でございます。インフルエンザ、子宮頸がん、小児用肺炎球菌の予防接種者の増加によるものでございます。2節その他医業収益276万2,000円の追加でございます。小児救急分にかかる特別交付税の確定によるものでございます。

続きまして2項医業外収益2目患者外給食収益、補正額13万円の追加でございます。職員等の食数の増によるものでございます。

4目他会計繰入金、補正額3,922万4,000円の追加でございます。1節一般会計繰入金で、特別交付税の確定による72万4,000円の追加と、本年度資金不足が見込まれることから、一般会計より基準外の繰入金として3,850万円を追加するものでございます。

5目その他医業外収益、補正額35万7,000円の追加です。1節その他医業外収益で、寮費の追加でございます。

続きまして7ページ、支出でございます。1款病院事業費用1項医業費用2目材料費、補正額542万9,000円の減額でございます。1節薬品費で385万1,000円の減額、2節診療材料費157万8,000円の減額でございます。それぞれ患者数の減に伴うものでございます。

3目経費、補正額432万3,000円の減額でございます。2節報償費8万2,000円の減額、4節職員被服費4万3,000円の減額でございます。いずれも精査によるものでございます。8節燃料費167万4,000円の追加でございます。重油、灯油それぞれ燃料単価の値上げによるものでございます。16節手数料312万2,000円の減額でございます。患者数の減により臨床検査手数料を減額するものでございます。18節委託料275万円の減額でございます。給食業務委託料につきましては、入院患者数の減に伴うものでございます。医事会計収納業務委託料につきましては、派遣職員の減に伴うものでございます。

8ページをお開き下さい。5目資産減耗費、補正額239万7,000円の追加でございます。1節固定資産除去費で223万7,000円の追加でございます。本年度、デジタルX線TVシステム及び無散瞳眼底カメラを購入し、不要となりましたX線テレビ及び眼底カメラの用途廃止により追加するものでございます。2節棚卸資産減耗費16万円の追加でございます。期限切れ薬品の処分に伴うものでございます。

2項医業外費用2目患者外給食材料費、補正額12万円の追加でございます。患者外給食の食数増により追加するものでございます。

続きまして9ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入からご説明申し上げます。1款資本的収入2項繰入金1目繰入金、補正額301万9,000円の追加でございます。1節国保会計繰入金で、

医療機器購入費に対しまして本年度から新たに6分の1の道の調整交付金が交付されるということで追加するものでございます。

3項企業債1目企業債、補正額460万円の減額でございます。本年度購入しました医療機器の入札減及び道補助金の増により減額するものでございます。

続きまして支出でございます。1款資本的支出1項建設改良費1目固定資産購入費、補正額192万6,000円の減額でございます。本年度購入した医療機器の入札減によるものでございます。

以上で議案第11号の説明を終わります。

議長 説明の途中ですが休憩いたします。午後2時30分まで休憩します。  
(午後 2時14分)  
(午後 2時30分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
説明を続けます。産業建設課参事。

産業建設課参事 続きまして議案第12号の説明を申し上げます。議案第12号 平成22年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。

歳出から説明を申し上げます。10ページをお開き下さい。1款下水道事業費1項2目管理費、補正額3万1,000円の減額です。11節需用費80万円の減額です。修繕料につきましては公共枿、マンホールなどの補修箇所が予想より少なかったことにより減額するものでございます。19節負担金補助及び交付金76万9,000円の追加です。江別市公共下水道維持管理費では、平成22年3月、4月期の融雪時期の不明水が例年になく多く侵入し、約2万2,000m<sup>3</sup>の追加をするものでございます。加えまして江別市公共下水道の起債償還分の元金でございます。平成22年度地方交付税措置の決定により減額、同じく利子につきましては、借入利率の決定により追加するものでございます。

3目建設費、補正額69万4,000円の減額です。15節工事請負費50万円の減額です。公共汚水枿の新たな新設がなかったことから減額するものでございます。19節負担金補助及び交付金19万4,000円の減額です。南幌関連工事の精査によりまして減額するものでございます。

12ページに参ります。2款公債費1項1目元金、補正額68万円の追加です。続きまして2目利子、補正額443万5,000円の減額です。昭和60年並びに平成18年から21年、各年の資金の利率が、農協資金の関係で返還となったものにつきまして、精査によりまして変更になるものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、歳入の説明を申し上げます。7ページをお開き下さい。1款分担金及び負担金1項1目下水道事業負担金、補正額45万3,000円の減額です。2節管理費負担金45万3,000円の減額でございます。北海道住宅供給公社を開発者といたしまして負担金を納入して頂いております。南幌分といたしまして、過年度借換債

の利率の変更に伴いまして、元利均等償還方式によることから、元金の追加と利子の減額となっております。江別市関連につきましては、元金は平成22年度地方交付税措置の決定により減額及び利子につきましては、同じく22年度の借入利率の決定によりまして追加をするものでございます。

続きまして8ページをお開き下さい。2款使用料及び手数料1項1目下水道使用料、補正額422万円を減額するものでございます。1節現年度分使用料422万円の減額でございます。町民の皆さんの節水意識の向上が主な理由と考えられております。水量としまして約3.6%の減となっております。

次ページに参ります。3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額19万3,000円の追加です。1節一般会計繰入金19万3,000円の追加です。下水道使用料が減額となったことから、起債償還金に充當いたします分を一般会計から繰入を行おうとするものでございます。

以上で歳入歳出それぞれ448万円を減額し、歳入歳出総額それぞれ2億8,118万円とするものでございます。

以上で議案第12号 平成22年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について説明を終わります。

議 長  
住民課長

住民課長。

それでは続きまして議案第13号 平成22年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)の説明をいたします。

最初に歳出の説明をいたします。12ページをご覧下さい。1款総務費3項1目認定調査等費、補正額15万6,000円の追加でございます。12節役務費で15万6,000円の追加、主治医意見書診断手数料15万5,400円の追加でございます。主治医意見書につきましては、当初400件を予定しておりましたが、見込で413件程度になることから追加するものでございます。

次ページに参ります。13ページ、2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費については、財源内訳を変更するものでございます。

3目地域密着型介護サービス給付費、補正額530万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、地域密着型介護サービス給付費530万円の追加でございます。認知症対応型共同生活介護等の利用者増により追加をするものでございます。

5目施設介護サービス給付費、補正額450万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で、施設介護サービス給付費450万円の減額でございます。当初723件で予定をしておりましたが、690件程度の見込となることから減額するものでございます。

7目及び8目につきましては、財源内訳を変更するものでございます。

次ページに参ります。9目居宅介護サービス計画給付費、補正額100万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、居宅介護サービス計画給付費100万円の追加でございます。居宅介護計画件数増により追加をするものでございます。

2項1目介護予防サービス給付費、補正額500万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で、介護予防サービス給付費500万円の減額でございます。通所介護、訪問介護等の件数減により減額をするものでございます。

次の3目、5目、6目、次ページの7目、それから3項、4項、5項につきましては、財源内訳を変更するものでございます。

次ページ、16ページに参ります。6項1目特定入所者介護サービス費、補正額150万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で、特定入所者介護サービス費150万円の減額でございます。1件当たりの費用額の減により減額をするものでございます。

次ページに参ります。17ページ、4款地域支援事業費2項2目任意事業費、補正額28万3,000円の減額でございます。13節委託料で南幌町「食」の自立支援事業28万3,500円の減額でございます。配食サービスの食数減により減額をするものでございます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをご覧下さい。1款介護保険料1項1目第1号被保険者保険料、補正額257万9,000円の減額でございます。1節現年度分で第1号被保険者介護保険料257万9,000円の減額でございます。介護保険料の調定見込額の精査により減額をするものでございます。

次ページに参ります。8ページ、3款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金、補正額171万1,000円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費交付金171万1,000円の追加でございます。本年度分の交付金申請の精査により追加をするものでございます。

次ページに参ります。9ページ、4款道支出金1項1目介護給付費負担金、補正額109万1,000円の減額でございます。1節現年度分で介護給付費負担金109万929円の減額でございます。本年度分の道負担金申請の精査により減額をするものでございます。

次ページに参ります。10ページ、6款繰入金1項1目介護給付費繰入金、補正額12万5,000円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費繰入金12万5,000円の追加でございます。保険給付費減額等に伴う町負担分の精査により追加をするものでございます。

3目地域支援事業繰入金(包括支援事業・任意事業)でございますが、補正額22万5,000円の減額でございます。1節現年度分で22万5,000円減額、地域支援事業(包括的支援事業・任意事業)繰入金で22万5,000円の減額でございます。地域支援事業費減額に伴う町負担分の精査により減額をするものでございます。

4目その他一般会計繰入金、補正額15万6,000円の追加でございます。1節事務費繰入金で15万6,000円の追加でございます。介護認定審査会費増額に伴い追加をするものでございます。

2項1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額278万9,000円の減額でございます。1節介護給付費等準備基金繰入金で278万9,000円の減額でございます。財源調整により繰入金を減額するもので

ございます。

次ページに参ります。11ページ、8款諸収入2項3目雑入、補正額13万5,000円の減額でございます。1節雑入で地域支援事業利用者負担金13万5,000円の減額でございます。配食サービスの食数減に伴い減額をするものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ482万7,000円を減額し、4億8,372万円とするものです。

次に議案第14号 平成22年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明をいたします。

最初に歳出の説明をいたします。10ページをご覧ください。2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額487万6,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で、事務費(広域連合共通経費分)で14万円の減額、保険料等で440万円の減額、保険基盤安定分で33万5,252円の減額でございます。事務費につきましては、広域連合における平成21年度決算に伴う繰越金の確定及び事務費経費の節減による市町村負担分の減により減額するものでございます。保険料等につきましては、平成22年は保険料率の改定が行われましたけれども、軽減措置については当初予算段階では国の数値が未定のため、減額分を見込めず反映できませんでした。その後、国からの正式通知により保険料の軽減措置が実施されたことにより減額するものでございます。保険基盤安定については、負担金の確定に伴い減額をするものでございます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをご覧ください。1款後期高齢者医療保険料1項1目後期高齢者医療保険料、補正額440万円の減額でございます。1節現年度分で後期高齢者医療保険料440万円の減額でございます。歳出でご説明した保険料等の減額の内容により、歳入においても減額をするものでございます。

次ページに参ります。8ページ、3款繰入金1項1目事務費繰入金、補正額39万5,000円の減額でございます。1節事務費繰入金で町事業分25万5,000円の減額、広域連合共通経費分で14万円の減額でございます。歳出でご説明した内容により、歳入においても減額をするものでございます。

2目保険基盤安定繰入金、補正額33万6,000円の減額でございます。1節保険基盤安定繰入金で33万5,252円の減額でございます。これも同じく歳出でご説明した負担金の確定により減額をするものでございます。

次ページに参ります。4款繰越金1項1目繰越金、補正額25万5,000円の追加でございます。1節繰越金で平成21年度繰越金25万5,000円と追加するものでございます。平成21年度決算に伴い繰越金を追加するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ487万6,000円を減額し、7,133万6,000円とするものです。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑にあたりましては各議案ごとに行います。

始めに議案第8号 南幌リゾート対策資金貸付基金設置条例を廃止する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に議案第9号 平成22年度南幌町一般会計補正予算(第7号)についての質疑を行います。

4番 沢田 一清君。

沢田議員

まず最初に13ページの入湯税とありますが、19年に江別で2箇所の新しい温泉ができて、21年の質問には、その影響が非常に多いということで回答がございました。しかし、今回もまた減額になっているということは、新しい温泉ができただけでなく、その他に何か原因があるのではないかと思われるんですが、その辺の要因と言いますか、主な訳をお知らせ願いたいと思います。

次に15ページの13款の使用料及び手数料の件で、衛生使用料の中に墓地使用料と、それから墓地管理料が追加されております。これの要因は、主な訳はどんなものであったのかお伺いしたいと思います。

次に歳出の28ページの賦課徴収費の中に、説明の中に家屋評価システム導入業務ということで13万1,250円が減額になっていますが、この家屋評価システム導入業務というのは、どなたがその仕事をして、どういう人達がこの業務をしているのかお伺いしたいと思います。

次に30ページの民生費の中の老人福祉費の中に、緊急通報装置が2セット追加になったよというご説明でありましたが、今現在、南幌町においては、この緊急通報システムの合計はいくらになっていて、その利用度はどんな内容になっているかお伺いしたいと思います。

次に32ページの衛生費でございますが、予防費で予防接種等の、或いはまた各種検診というのが減額になっているんですが、私も予防に行きまして、私の場合は沢山の人がいるので予約にしてくれということで、あの時は5日ほど待たされましたが、その時の予防接種等の減額がかなり多い訳なんですが、内容はどんなものであったのか、もう一度お伺いしたいと思います。

次に34ページの農林水産業費の農業振興費でございますが、委託料で有害鳥獣捕獲等業務がここでは減額になっている訳なんですが、私は最近、夜の仕事があるものですから、12時過ぎに毎日のように通っている道路で、非常にキツネが多い訳なんです。最近にないぐらいキツネがほうぼうで見られます。道路を横断することによって。そこで、南幌町では有害鳥獣の捕獲等が行われている訳なんですが、私の見る限りではキツネが多いんですが、この有害鳥獣の減額にはなっておりますが、その内容をお聞かせ願いたいと思います。

次に41ページの教育費の給食センター運営費の中の委託料でござ



いますが、菌検査が、これも減額になっておりますが、最近、岩見沢の各学校において非常に、給食センター内の原因で大変岩見沢市は苦勞している訳なんです、岩見沢の各学校の状況というものを、もちろん給食センターではそれなりの勉強と言いますか、指導も受けているとは思いますが、南幌町の場合はどんな、岩見沢に対しての対策はとられているのか、もしとられているとすれば説明を願いたいと思います。以上でございます。

議 長  
税務課長

税務課長。

只今の沢田議員からの入湯税の減額の要因とは何かというご質問に對しましてご回答したいと思います。平成21年に、先ほど言われましたように、江別にできました施設によって影響が大きいということで回答しております。現在も、やはり今回も江別の影響または近隣の方でも施設のリニューアルオープンという形の施設がございますので、その影響もあったのではないかと考えております。また、今年1月の降雪時期によりまして、1週間以上の降雪がありましたので、その点も減額と言うか、集客が減になった要因ではなかろうかと考えております。以上でございます。

議 長  
住民課長

住民課長。

2点目の衛生使用料の墓地使用料、これの中身でございますが、当初予算段階では、1区画7万8,000円の当初予算で見えておりました。それで22年度、現在までですが合計で8件の申し込みがございましたので、その分、残り7件分、これは大区画、小区画を含めて7件分を追加した内容でございます。以上です。

議 長  
税務課長

税務課長。

家屋システムの関係でございますけども、これにつきましては、既存のシステムは平成8年に導入してしましまして、14年を経過しているということで、機器のサービス等が完了したということで、機器の障害等が発生した場合データの復旧ができないということで、今回新しく機器の更新という形でシステムを導入しております。なお、これにつきましては、作成したデータ及び図面等を完全に移行する業者ということで1社ございまして、その1社に対して1社特命随契という形で選定して導入をいたしているところでございます。

議 長  
保健福祉課長

保健福祉課長。

それでは4つ目、5つ目については保健福祉課長で答えを申し上げます。まず4点目、老人福祉費の中の緊急通報装置の件でご質問がございました。この中で全体では28件の方がご利用頂いております。なお、この緊急通報装置の利用につきましては、今年度については11月までに大よそ当初予算の93%ほどを消化したものですから、今後の、先ほど説明いたしました約2件ぐらいの方が、まだこの緊急通報装置をつけたいということでご要望がございます。その方の分について、今回含めまして当初予算との差で補正をしております。なお、扶助費については11月分の確定までには装置の一式、この一式というのは本体と火災セ

ンサーだとか、それとかセンサーをつける台のベースになるものとか、そういうガスセンサーだとか、そういうものを一体的に装置一式として、これが11月までにもう既に4件ほどつけておりますし、それと本体のバッテリー交換、これも耐用年数がございますので、バッテリーの交換も9件ほど、それとガスセンサーも交換が必要になる方がおられまして、これも5件ほど交換しております。以上の当初予算との差し引きから、今回、今後の見込も含めまして補正をさせて頂いております。

それと、次の予防費の中の各種検診の関係でございますけども、これにつきましては主に予防接種についての減額分となります。この予防接種といいますのは、麻疹、風疹、3種、2種の混合だとか、お子さん達にBCGだとかポリオ、それと高齢者インフルエンザ、小児肺炎球菌、ヒブワクチンだとか、そういう予防接種を接種しておりますけども、受診実績と今後の受診見込によって、今回減額の補正を出させて頂きました。当初予算では多くの方に受けて頂くために予算を見ておりますけども、実際はそこご本人達がいろいろ判断をいたしまして、定期接種の他は、任意接種についてはご判断を頂きまして接種をするかしないかということになりますので、その実績と今後の見込も含めまして、予算との差で今回減額をさせて頂いております。受診者数の減ということでございます。

申し訳ございません、先ほどの緊急通報装置の関係ですけども、最初に申し上げましたように、28件の方が現在この装置を利用頂いております。緊急通報装置については、大きくは誤作動の関係がございます。ただ、1月3日にこの水センサーが作動いたしまして、シルバーハウジングで1件、やはり残念ながらお亡くなりになった方がおられます。この方は町内にご家族の方がおられますので、つい何時間前までは年越しの関係でご家族がおられたんですけども、残念ながらその後容体が急変いたしましてお亡くなりになったという事例がございますけども、この時にはやはり水センサーが感知いたしまして警報が鳴りまして、みどり苑の方に委託しているものですから、そちらの方に通報が行きまして、それからご家族の方だとか、そういうような対応をさせて頂きました。この件については私どもの方も当日伺って内容を見ておりますので、センサーの感知によっての実績となっております。以上です。

議長  
産業建設課参事

産業建設課参事。

私の方から有害鳥獣の関係についてのご質問についてお答えします。1月末現在で有害鳥獣の駆除はハトが64羽、カラスが344羽、これにつきましては捕獲を完了しています。アライグマにつきましては65頭、キツネにつきましては33頭が現在行われております。それで2月、3月も含めまして、駆除見込としましてアライグマ6頭、キツネにつきましては45頭、今後の駆除見込ということで、今回予算を精査しまして補正をしております。以上です。

議長  
生涯学習課長

生涯学習課長。

それでは、先ほど岩見沢市で起きました食中毒の関連によりまして、

南幌町の給食センターはどういう指導体制をとっているかという質問だと思います。2月15日に新聞報道されました食中毒の関係ですが、決して人ごとではないという認識に立っております。そんな中でそれぞれ道からもいろいろな形の指導も入っております。ただ、南幌町につきましては、栄養教諭、調理員、更には給食センターの運営方針につきましても、昨年の4月から新たな取り組みをしております。当然調理員の健康管理等も十分注意しております。更に保健所からの検査等も毎年実施されております。そういう形の中で、起きては大変なことでございますので、事前にそういうことがないように万全な体制で取り進めをしているところでございます。以上です。

議長  
沢田議員  
(再質問)

4番 沢田君。

13ページの歳入の入湯税の件なんです。先ほど課長が20年に江別で2箇所できていますよということを書いていましたが、確かあれは19年のはずだったと思うんですが、それは勘違いかなとは思いますが、それで19年であるとするならば、20年、21年、22年と3回にわたって入湯税が下がってきているということなんです。町としてはもちろん経営者の方とお話し合いはしているのかとは思いますが、ある町外からの人にお聞きしたところによりますと、南幌温泉は何となく魅力が落ちてきているよということが聞かれた訳なんです。あまりしつこくは聞かなかったんですが、そういう面で課長の方で何か感じるものがあるのかなのか、あったとすれば教えて頂きたいなと思うところでございます。

それから次に使用料及び手数料の墓地の使用料でございますが、7棟が、8棟ですか、7万8,000円が売れたんだよということでしたが、その下の墓地管理料というものが21万円上がっております。その説明はなかったかと思うんですが、再度この管理費についての追加の意味の説明をお願いしたいと思います。以上です。

議長  
沢田議員

沢田議員にお聞きしますが、温泉の関係ですけれども、課長に感覚的なものと言っても、ちょっと内容が分かりませんので、具体的にどういふ質問がしたいのか、再度お願いいたします。

課長は20年に江別で2箇所の新しい温泉ができたよと発表されておりましたが、19年ではないのかと、19年に新しいのができたということであれば、その後になると3年間ということになりますから、大分違うと思うんですが。

議長  
沢田議員

年次の確認ですか。再度質問をお願いします。

3年間下がってきているよというのと、2年間下がってきているよというのでは違うではないですか。

議長  
町長  
(再答弁)

分かりました。町長。

沢田議員の温泉の関係でございますが、年数はちょっと別として、19年にできたかと思いますが、実際にうちに影響があるのは20年からでありまして、それにおいては21年の時にお話したとおり、そこができたのでうちの入場者数が減っていったというのは間違いのない事

実であります。その後、若干回復はしておりますけれども十分な回復ではないと。従って固定客はそちらにもいるということでございまして、今までうちの固定客が、離れたのがなかなか帰ってきていないというのが事実かと思えます。それからうちの温泉施設もかなり古くなっています。民間にお願いして少しリニューアルはしておりますけれども、全体としてはやはり古いという部分は顕著に見えているところでありますが、これはいろいろなお話があります。私の方も。逆に良くなったと、宴会等々については非常に料理なども良くなって、逆にそちらの方が増えているとかいろいろなことがありますので、全体を通じて私どもが把握しているのは、今の民間の方が経営が苦しくなって町に何とかしろかという話は1つもございません。キャベツ丼も含めていろいろアイデアをつくりながらやっておりますので、今のところはそんなに大きな落ち込みにはなっていないのかなというふうに、民間ですからちょっと落ち込むと当然、修繕だとかいろいろな話が私どもに来るのも事実であります。まだ今のところ来ておりませんが、皆さんもご承知のように、あそこを通ったら、建物の外観を見て頂いても分かるように、いずれそういう問題が出てくるのではないかなと心配をしておりますが、現在のところはそんなに来ておりません。あと利用者の好みもいろいろニーズが広がっておりますので、それにどう対応していくだろうかということで、民間もいろいろ考えて頂いているということでもあります。

議 長  
住民課長  
(再答弁)

住民課長。

墓地使用料の関係でございしますが、当初7万8,000円計上という内容でございしますが、墓地を申し込んだ時に、大区画の申し込みであれば使用料は10万8,000円、小区画の場合は4万8,000円でございます。それで管理料というのは、これは大区画、小区画関係なしに申込み1件につき3万円定額で頂いております。ですから7万8,000円の当初というのは1区画分、小区画の1区画分を使用料、管理料で計上していたと。それに7件の申し込みがあったということで、一応申し込みの際には使用料と管理料をセットで頂いております。以上でございます。

議 長  
沢田議員  
(再々質問)

4番 沢田君。

今、町長が温泉の件で詳しく説明を頂いたんですが、私はちょっと申し述べることを忘れたと言いますのは、町長が言ったように、温泉というのは、アンケートによりますと、一番最初に来るのは新しいところに行くんだそうです。新しいところに行くのがお客さんの心理だというアンケートがあります。それから次に、ちょっと私も褒めるのを忘れたんですが、料理は良いよということは聞いております。確かに料理は良いよということを聞いておりました。それからもう1つはサービスの面ですね、サービスの面はどうかということもお聞きしたところ、サービスは前よりは良いなという方が多かったんですが、今の最初の新しい施設に人が行きますよということに対しては、なかなかこれは難しい面があるかと思うんですが、私がほうぼうへ行ってみますと、やはり非常に全

般的に入場者が減っていて、非常に改装するとか直すということは難しいということも聞いております。しかし、やがて南幌温泉も改装しなければならぬ時期が来るかと思うんですが、その辺の、10年契約ということになってはいますが、その辺の管理者との話し合いというのは、もうそろそろ話し合いの中に入ってくるかと思うんですが、町としては話し合いがなされているのか、その辺のこともお聞きしたいと思うんですが。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

沢田議員がおっしゃるとおり温泉もだんだん古くなって、ただ10年契約で、まだ折り返しはきておりません。ですから今のところ企業努力で一生懸命やっていると。しかし将来的には、私も同感であります。あの施設からいきますといろいろな問題が出てくるだろうと、当然相談が出てくるだろうなど。近隣の引き下がった市町村の温泉もあります。そういう事例も見ておりますので、早めに手を打ちながら、町としてできる部分と業者ができる部分と、いろいろ知恵を絞りながら、存続をできるだけ町民のために、或いは町外から来て頂く大きな施設でありますから、そういうことも含めて私どもも検討はしていかなければならないなというふうに思っていますし、入湯税も毎年頂いております。本来であれば、町の財政が豊かであれば、この入湯税を全部基金につぎ込みながら、将来の大きな大規模改修に本当は残しておけば良かったんでしょうけども、町の財布の方がひっ迫していると、そんな状況も含めて今後検討して参りたいなと思っています。

議 長  
志賀浦議員

他にご質疑ございませんか。

8番 志賀浦 学君。

1点だけちょっとお伺いしたいと思います。農林水産業費の、先ほど沢田議員の質問にあった農業振興費の中の有害鳥獣捕獲等業務についてなんですけど、最近、団地内にも日中闊歩しているキツネが特に目立つところなんです。それで夜も間違いなく通っているんですね。足跡がいっぱいあるから。それで農作物に対する被害に対する捕獲というのは体制をとられているかと思うんですけども、例えば市街地を歩くキツネ等に対しての対策というのはどういうふうにとられているのか。ということは、私はあまり詳しく知らないんですけども、エキノコックスとかそういう問題もこれから発生するのかなという思いがあるものですから、もう雪山にキツネの足跡、また日中平気で闊歩している姿が特に見かけられますので、対策をどうとられているか、その辺を教えてください。

議 長  
産業建設課参事

産業建設課参事。

志賀浦議員のキツネの関係についてお答えをいたしますが、今の法律の中では市街地ではとれないんですよ。そういう実態もございます。ただ、なぜ増えたかというのは、これは私の憶測であります。去年リゾート跡地の解体をしたところに相当キツネがいたようであります。その関係であちこちに散らばって、今その部分が増えているのではないかな

と。それで農地にいけば農業の関係で有害駆除でとれるんですが、今言われたように町場に来てしまいますと、これは今の法律ではできないものですから、これをどうするかということ、これから上部団体だとか北海道だとか、どういう対策が良いのか、今言ったエキノコックスの問題もありますから、北海道とも相談をしながら、対策をもしとれるものであればとっていききたいなというふうに考えています。

議長 他にご質疑ございませんか。

3番 側瀬 敏彦君。

側瀬議員 この一般会計の方の中で、町長が冒頭に陳謝した内容なんですけども、32ページの病院事業会計繰出金についてお伺いをしたいと、そのように思います。町長も町も大変頭の痛い問題だと本当に思っています。議会としても昨年の3月に大きな決断をした病院であると私は思っています。その中で5月には早々に人員の減額補正という形で、逆に言えば粉飾予算にも当たるような、そういうスタイルの人数が出されました。それを減額補正した経過がございます。その中で繰出基準内の金額を全部出した中で、またこういうような繰出金が出ていると。私はこのことは本当にゆゆしき問題であると思っていますし、逆にうちの町は19年から21年度に向けて病院経営計画を出した中で、そこで1つの問題の中で何とかクリアした段階です。そしてその後、アドバイザーを入れた中で病院についても議論をした、そしてその中で改善がされてきたかと思っただんですけども、またこのような形でいつまでも続くと。そうであれば逆に国に対しても病院経営計画を出すような形で、やはり面倒をみるというのはいい加減にしなければ、町はどうなるのかと懸念します。うちの町は町民により以上の負担をかけて現在に至っているということ、これを十分認識していると思っておりますけども、そのことについてお伺いをしたいと思えます。

議長 町長。

側瀬議員のご質問にお答えをいたします。冒頭、私はずっと繰出基準以内の病院経営をできるようにと皆さんにお話をさせて頂いて、その部分をやってきた訳であります。結果的にそれが叶わなくて、今回こういう予算の提出をさせて頂きました。誠に申し訳なく、お詫びを申し上げます。病院経営というのは、非常に難しい経営でございます。特に我が町の子ども達或いは高齢化社会を迎えている弱者の対策をどうするかと、その時には必ず病院の問題が出てくる訳であります。当然先ほどのご質問にありましたように、健診等々も全部入ってくるところであります。そして、我が町になぜ町立で病院を置いたかと、そういう背景も全部私なりに判断をさせて頂きました。そして、やはり弱者が何とか病院、このままでは私は良いとは思いませんが、町立病院として残せる手法を取り入れるためにいろいろな改革をやってきたところ、ございまして、今回、改革プランによって国の交付税も一部入っておりますが、そういうことをやりながら、いかにして行政として弱者を救っていくかと。全てプラスマイナスができれば一番良いのでありましょ

うけども、今回は特に内科の医師の異動がございました。この医師の異動によって当初見込が相当狂っているのも事実であります。ようやく昨年の11月のぐらいから回復基調にあります。それらの推移を見ながら、議会の皆さんにも十分病院のあり方を議論頂いていると思いますが、それと合わせて私どもも今やっている部分を含めて、いかにしてこの医療福祉関係を町として守っていくか、十分これからも検討させて頂きたいし、当然このままではいかないと、これは病院で働いている院長以下、皆さんにもお話をさせて頂いて、町立病院として町民のために、町民が利用できる病院の改善をもっと図っていくべきだということもお話させて頂いている段階でございますので、皆さんにお話したとおり、その推移を見ながら判断をしていきたいなというふうに考えております。

議 長  
側瀬議員  
(再質問)

3番 側瀬君。

一般質問みたいになってしまって、ちょっと申し訳ないなど。議員もそれぞれ公の病院はどうあるべきかということは十分考えています。このことについては16日に私も執行方針に対してまたこの病院のこともちょっと出していますので、その時に基本理念とか基本方針についてお伺いをしたいと思います。住民として、やはり他の町と違った負荷をしている町として、やはりそこにだけ偏った大きなお金が流れていくということになると、やはり相当抜本的に考えもやり方も変えていかなければならない時期にきているのかなど、そういうふうに思って町長にまたお伺いしたと、そういう形なので、このことについてはまた、病院のところでまた質問したいと思いますので、この大きなお金、町民にやはりきちっと説明がつくようなスタイル、足りないから出していくんだということになると、いろいろな形で波及していくと思うので、その分について質問した訳でございます。そのことについて町長は、そのことについてあれば、またお答えを頂きたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

側瀬議員の再質問にお答えをいたします。上部機関とも我が町の病院の状況もお話させて頂いております。どうあるべきかと。当然私どももご意見を頂いておりますが、公立病院を持っている市町村全部、全て大変厳しい状況でありまして、どこの市町村も病院会計に相当繰出をしているということでもあります。それでうちはたまたま今まで交付税の算入部分ちょうどの財政の中で使わせて頂いて、全部繰出ししないでできた経過もございます。そして今大変になったからということで、町が繰出を出さないということにはならないだろうと。どこの町も命を守る、健康を守るためには公立の病院を置くと、そういう強い信念を持ちながら自治体運営をしている市町村がほとんどであります。ですからそれが良い、ただ出せば良いという問題ではございません。先ほど言ったように改革をしながらやっていくと。それと合わせて今いろいろな予防接種、今回の執行方針でも申し上げましたけれども、それらをやっていくためには、どうしても町立病院を活用しながらやっていって、子ども達の将来或いはお年寄りにいきいきと長生きしてもらおう健康づくりには、私は

大事な病院ではなかろうかなど、そんなふうに思っておりますので、それらを含めて何とか自分達でやりくりのできる病院会計を早く確立したいなど、そんなふうに思っております。

議長 他にご質疑ございませんか。

2番 白倉 健一君。

白倉議員 今の側瀬議員の質問にちょっと関連があるんですが、町長は22年度には、病院の経営が厳しいので、町民参加による病院の評価委員会を作りたいというようなお話をされておりましたけども、その後その動きが見えておりません。これはやはり町長の病院に対する厳しい姿勢が見えていないのではないかと私は思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

議長 町長。

町長 白倉議員の、病院の改革に向けて町民の意見を聞いてやると言っていたのに町長は進んでいないと、認識が甘いのではないかと、そういう厳しいご指摘かと思えます。私どもはいろいろな方のご意見を聞いて病院改革を進めようということで当初やってきております。それでちょっと方針と人員の関係が変わっておりますが、いろいろな人選をしていたんですが、なかなか思うようにいかないということから、町内会長、区長で組織している区長会議のメンバーにお願いをいたしまして、病院改革或いは病院の感想を含めて、改革の姿を見ながらご意見を頂くということのお話もさせて頂いている最中でありまして。その中でいろいろな町内会長、町内のいろいろなところにおりますので、そういう面の、うちの病院はどうなんだとご意見を頂いて、少しでも早い改革をしていこうと。当初言っていた、利用者や家族などを含めて改革を持とうとしていたんですが、なかなか人選に時間がかかったということから、今言ったように町内会長を中心とした組織外の中でご意見を頂こうと、そういうふうに進めているところであります。

議長 2番 白倉君。

白倉議員(再質問) 今検討中ということで、1年も経っておりますので、検討中ということでございますけれども、やはりこれだけ厳しい財政になっております。その中ではいち早く町長が言っておられる病院の評価委員の設置を強く求めていきたいなど、このように感じております。これは病院だけに任せていては、なかなか改革はできないと思えます。やはり行政も真剣になって指導をしていかなければ改革はできないと思えますので、その辺はやって頂けますか。その辺だけ。

議長 町長。

町長(再答弁) 只今白倉議員が言われたとおり、これは待ったなしの部分であります。いろいろなご意見を頂いて、病院はどうあるべきかというのは大事な部分でありますので、いろいろな外部の意見を取り入れた会議或いはご意見を頂けるよう、早急に進めて参りたいと思えます。

議長 他にご質疑ございませんか。

1番 熊木 恵子君。

熊木議員 3つ質問したいんですけれども、今議論になっております病院のことで



す。私はこの病院については、今回補正予算で一般会計から補正するということについては、先ほど町長が述べていたように、やはり仕方がないのではないかなと私は思っています。今回、病院の改革ということでは、また3年間の改革計画を立てて今進めているところです。この間、事務長の交代とかがあったりして、やはりなかなか思うようにいけないということと、予定と言うか、入院患者とか外来の患者とかも、なかなか計画どおりには進んでいないという実態はあるし、それは本当に努力をしてもなかなか進まないというのは、いた仕方がない面というのはあるのではないかなと思います。ただ、改革の中にも触れていましたし、南幌町は病院の中に小児科があり救急がありということで、内科、外科が揃っていますよね。小児科があるということは、南幌で生まれた子どもが、そして学校での検診とかも町内の医者が入ってやっているというふうに改革をされています。ですから、生まれて卒業して南幌町を離れる時まで、その責任を持って医療を守っていくというところでは、私はやはりすごく良いことだなと思っているし、それを進めていくということはすごく大事なことだなと思っています。改革プランがなかなか1年で進まないからといって、やはり簡単にどうかという、白か黒かというふうにつけるのは難しいんだなと思うんです。病院の院長先生も中心に、今病院の中の改革も進めているところで、議会には定期的に来て説明もしてもらって、今どういうところまで進んでいるということが報告されていて、微増ですけども、12月の時には若干増えているという報告もありました。いろいろ外からと言うか、こういうところがまだまだだめだというような声も聞きますけれども、やはり町民の病院として、町民にもっと病院に足を、病人ではない人が足を運ぶとかという意味ではありません。私はその改革プランの時にも提案をしたんですけども、やはり病院を使って糖尿病教室をすとか、何かいろいろな形のできるのではないかなと思います。先ほど白倉議員が質問したように、評価委員会だとかそういうのは前事務長が計画の中でそれを話されていて、私はボランティア組織も含めて、それがうまくいく、機能する、すぐ動いていくのかなと思っていたのが、なかなかそれがうまくいっていないというところで、やはり早急にそういうのも組み立てながらやっていくべきだなと思います。だから、一般会計から持ち出すことが絶対だめとかということではなくて、確かに厳しい中ではやっていくけれども、将来を考えた時に、今南幌には民間病院があります、医院がありますけれども、やはり安心して歩いて通ったり、高齢になって車とか持たない人が通える病院というところでは、やはり町立病院をもっと充実させていくべきではないかなと私は思います。

それから2つ目の質問のところなんですけれども、9款の教育費のところ、40ページです。40ページ以降の教育振興費の扶助費のところ、要保護及び準要保護児童就学援助費、これが小学校の部分では減額になっているのと、中学校の部分では追加になっています。この児童数のことと、それから増加傾向、その辺の要因のことをちょっと伺いた

いのと、先日、昨日の新聞にも載っていましたが、国は通達の中で、22年度の通達の中で、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の項目が追加になっています。これが全道でこのクラブ活動費などを対象品目にしていない市町村が77あるというところで、町村の中では南幌町も表の中には載っています。この辺の実態をちょっと伺いたいと思います。

それからもう1つは給食センターのことで、先ほど沢田議員が質問しましたけれども、岩見沢のがすごく、今ようやく終息になってきていますけれども、やはり保護者の方とかすごく心配していると思うんですね。そういうので教育委員会に問い合わせがあったのかどうか。それから、今安全を確保するために奮闘されていると思うんですけれども、菌の検査のところが減額になっていますけれども、これは人数が減ったからなのか、その辺のことをちょっと伺いたいと思います。

議長 熊木議員にお聞きしますけれども、一番最初の病院の件について、これは質問でしょうか。ご意見なんでしょうか。

熊木議員 意見です。

議長 くれぐれもそういった質問はしないようお願いいたします。

生涯学習課長 答弁を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは補正予算の扶助費、要保護、準要保護の関係ですが、まず小学校費の関係につきましては、体育実技用具の項目が入っている訳ですが、この支給者が36名だったのが31名に減ったということで減額の部分でございます。それと中学校費につきましては、4名の方が対象増という考え方でございます。

それともう1つ、先ほど熊木議員が言われた就学援助の関係の項目の増ということでございますが、これはまだ正式に、多分道も決まっていないと思います。当然私どもの方は、今の部活動だとかそういうものについては、その経費の中には入っておりません。今後道或いは他町村の状況も見ながら検討していきたいというふうに考えております。

それと菌検査の関係ですが、これは検査する相手先を変えたことによって金額が安く済んだということでございます。回数を減らしたとか人数が減ったとかということではございません。以上です。

議長 1番 熊木君。

熊木議員 (再質問) クラブ活動費とかの追加の部分なんですけれども、22年の国からの通達が出されているということが、先日も道議会の中で質問で出されています。それで道がその通達に対して積極的に進めるということをしていないので、各市町村とかがなかなか積極運営をしていないということで、その3項目は国の通達では22年になっているはずなんです。ですからそこをやはり、道があまり積極的ではないということなんですけれども、やはり実際に今子どもの貧困というのが社会問題になっていますし、親が働けないとかいろいろな事情で、本当に就学援助も増えていると思うので、そこはやはりその実態に合わせて調査をしながら、こういう通達があるのであれば、それを積極的に運用できるようにして欲しいと思

ます。

それから先ほどの給食センターのこと、1つ答弁漏れがあると思うんですけれども、保護者からの意見だとか、その辺をお聞きしたいと思います。

議 長  
生涯学習課長  
(再答弁)

生涯学習課長。

大変申し訳ありません。給食センター、それと私ども教育委員会の事務局に、岩見沢で起きた食中毒の絡みで問い合わせ等については、私の方は聞いておりません。

議 長

他にご質疑ございませんか。

石川議員

10番 石川 康弘君。

22ページの歳入の諸収入の関係でちょっとお伺いいたします。給食費収入ということで、今回総体で41万4,000円の減額というふうな形で出されていますけども、これは中身を見ますと小学校が47万9,000円ぐらい減額ということです。ただ単純にこれはそれだけ対象が減ったという形なのかなというふうにちょっと考えたりもするんですけども、実際に現実のところ、給食費の滞納という未納の部分ですか、そういったものについてはここには出ていないのかなという感じで解釈するんですが、今の段階の、現時点で給食費の滞納、収納不足と言うか、未収の部分というのはどれぐらいになっているのかということをお伺いしたいと思います。

それと合わせて、今年度から政府から子ども手当というふうな形で当たるようになりましてけども、よその自治体の方では子ども手当を天引させて給食費に充てていると、そういった町もあるというふうに聞きますけど、うちの町の場合にはどういうふうな形で対応されているのか、それについてもお伺いいたします。

議 長  
生涯学習課長

生涯学習課長。

給食費の滞納の関係でございますが、現年度分で言わせて頂きますと現在のところ20件ほど、額にして40万円強だと思います。

それと子ども手当についての、給食費をそこから差し引かせてもらうということにつきましては、あくまでも保護者の同意を得なければ取れないということでございます。ですから今の段階では給食費を子ども手当から天引しているという状況にはありません。今後、条件整備をしながら考えていきたいというふうに思っています。

議 長  
石川議員  
(再質問)

10番 石川君。

子ども手当、条件整備ということですから、つまりこれからそういった方面で働きかけていくということであって、今まではそういう働きかけもしていないというふうな捉え方になるのでしょうか。それと、対象児童が卒業してしまったり何かしてしまうと、その子ども手当自体の天引もできないことになるのかなという感じもしますし、国の制度如何によっては、その手当がなくなってしまう可能性もあるということも考え合わせると、早急にそういったことは進めるべきではないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

議長  
生涯学習課長  
(再答弁)

生涯学習課長。

確かに言われるとおりでございます。ただ、給食費の天引についても国がきちっと、制度的にこういう場合はこうだと出たのが、かなり後から出てきております。そんなことも含めて、これからまた前向きに検討したいと思っております。

議長

他にご質疑ございませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第9号についての質疑を終結いたします。

3時55分まで休憩いたします。

(午後 3時45分)

(午後 3時55分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

会議時間の延長についてお諮りいたします。会議規則第9条第1項の規定により、会議時間は午後4時30分までと定められておりますが、本日の会議は日程の都合により、本日予定しております審議が終了するまで、会議規則第9号第2項の規定を適用し、会議時間を延長いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本日予定しております議案審議が終了するまで会議時間を延長いたします。

議案第10号 平成22年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についての質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第10号についての質疑を終結いたします。

次に議案第11号 平成22年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

3番 側瀬 敏彦君。

側瀬議員

12ページに、説明されていない分野なんですけれども、欠損金についてお伺いしたいと思います。この欠損金、繰越欠損金と当年度純損失となっていますけれども、この内訳をちょっと教えて頂きたいと、そういうふうに思います。

議長  
病院事務長

町立病院事務長。

今の質問にお答えいたします。予算書12ページの欠損金の中の繰越欠損金ですけれども、この繰越欠損金につきましては、過年度分の単年度の赤字額を積み上げたものでございます。当年度の純損益については、これは平成22年度の赤字分の額ということになります。以上です。

議長  
側瀬議員  
(再質問)

3番 側瀬君。

今の答え方で言うと、ちょっと分からない部分もあるんですけども、そうしたら違った形で聞きたいと思っておりますけれども、患者の不納欠損分と、それと滞納金額、当年度分だけで良いですけども、分かる範囲で示して

下さい。

議 長  
病院事務長  
(再答弁)

町立病院事務長。

只今の質問ですけれども、医療費の滞納分ということになりますと、この欠損金のところではなくて、11ページ、流動資産のところの(2)未収金、この中に入っております。未収金につきましては、現在約100万円残っているという状況でございます。以上です。

議 長  
側瀬議員  
(再々質問)

3番 側瀬君。

数字的なことであれなんですけれども、今のところ患者からの未収金が当年度分で100万円と言われたので、そのことでお聞きをしますけれども、今うちの町の病院、他の病院と連携を結んでいると。町内の人の未収金100万円であれば良いんですけれども、町外の未収金というのはあるんですか。その辺をお伺いします。

議 長  
病院事務長  
(再々答弁)

町立病院事務長。

町外の方もいらっしゃいます。その内容としましては、町内に住まわれていまして、それで町立病院にかかり、その後町外に転出したというケースでございます。件数、金額については今は数字を持ち合わせておりませんので、よろしくお願ひします。以上です。

議 長  
側瀬議員  
(再々々質問)

規定回数を超えておりますけれども発言を許します。

ありがとうございます。町外に行った人の欠損金ではなくて、町外の人の中の町に対する欠損金があるのかどうか。町外の患者が。それを聞いているのでその辺、なければないで良いですけれども。

議 長

暫時休憩します。

(午後 4時02分)

(午後 4時03分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

病院事務長  
(再々々答弁)  
議 長

町立病院事務長。

他の医療機関との連携の中で、当病院に入院または通院している部分につきましては滞納というのはございません。以上です。

他にご質疑ございませんか。

本間議員

9番 本間 秀正君。

8ページなんですけれども、資産減耗費、固定資産除去費ということで、既定額が5万1,000円しかないものが、239万7,000円今回追加ということで処分されているんですけれども、最初からどの程度かかるのかは、どの機械がなくなったのかはちょっと、先ほどの説明では多分X線の話をちょっとしたと思うんですけれども、本来そのぐらいしかかからないものが、どうしてこんな金額になるのかをちょっと教えて頂きたい。

議 長  
病院事務長

町立病院事務長。

固定資産の除去費の関係でございますけれども、これにつきましては本年度導入いたしましたデジタルX線テレビシステム、それと無散瞳眼底カメラを購入した訳ですけれども、この購入に当たって今まで使っていましたレントゲンの装置と眼底カメラ、これが必要なくなりましたの

で処分するというので、これについては資産の価値がまだ残っておりますので、それを廃棄するというので、ここで追加の補正をしたところでございます。以上です。

議長  
本間議員

9番 本間君。

それでは簿価上で資産が残っているので、除却損という形で出したということで理解してよろしいですか。

議長  
病院事務長  
議長

町立病院事務長。

そのとおりでございます。

他にご質疑ございませんか。

佐藤議員

6番 佐藤 正一君。

病院会計のことで、歳入の部分でいきますと6ページですか、医業外収益として、先ほど一般会計の方からの繰入金の件で各質疑があった訳であります。資金不足として3,850万円ということで一般会計から繰り入れた訳でありますけども、この会計の10ページの会計予定資金計画によりますとですね、この中で受入資金の8番目の短期借入金、ご承知のように一時借入金が昨年度5,000万円ありました。それが当年度見込としては1億円ということになっております。この部分については、病院会計を例月の時に見ましても、既に今年度は7,000万円の一時借入金を起こしております。その中での運営であるということもきちんと受け止めていかなければならないのではないかと思います。経営の中では一般会計から繰り入れているから収まっているということでもありますけども、実質この部分と背負って今後いかなければならない。これは昨年度から見れば倍になるのかどうか、また決定しておりませんが、倍の数字になってくる、これが次年度、先ほどの町長の答弁によりますと、若干11月からは落ち着いてきて上昇傾向にあるということでお話がありましたけども、ちょっとやそっとのことでは、この部分についてはずっと引きずっていかねばならない部分になってくるんだろうと。多少の収益が上がったとしても。そういうことが懸念される訳ですけども、そんな中において、やはり私達議会としても町民に説明する段階において、本当に町長は弱者のためにも必要な病院であるということで、地域医療として残したいということでは、そういう気持ちは十分私達も分かりますが、もう少し、およそ1年、町長の考えでスタートしていますが、いろいろな状況が、先ほど側瀬議員からもあった、アクシデントもあったかもしれませんが、しっかりとしたりやはり分析、改革に向けてプランを立てたなら、その分析をしてですね、検証して、きちっとどうだということもやはり出していかねばならないのではないかと思います。住民からの、先ほど白倉議員からありましたけど、そういう委員会もない訳ですから、行政の立場として、町長の立場としても、住民に対してやはりこのことについての、ただきちっとしたものはやはり報告する説明があると思います。ただ、今後上昇基調にあるとか、弱い年寄りのための病院として必要だというだけでは、なかなかこれは理解できないのではないかと思います。その点をもう一度、

町長としての考え、今後、存続に向けての考え方を示して欲しいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長  
町 長

町長。

佐藤議員から病院のことについてお話がございました。当然町民の皆さんにもお知らせをしながら、或いはいろいろな会合の中で病院の問題、いろいろお話をさせて頂いていると。そういう意味では、先ほどの質問の中でも、高齢者社会を迎える町として、やはり弱者を救済する公立病院の使命というものがございまして、それは当然守りながらしていかなければならないということでございます。そしてこれは数字のマジックも非常にある訳でありまして、貸借対照表、損益計算書、いろいろ見ながらご判断頂ければと思います。今回のを合わせて欠損金が七百何十万円という先ほどのご指摘も頂きましたけれども、1年のも、今3, 850万円を出すと七百何十万円の欠損だよということですから、合計で4, 500万円ぐらいということで私どもは捉えておりますが、これが決して良い数字とは私どもは思っておりません。当初から繰出基準以内で終われる病院経営をやっていくということで進めてきたところでございますし、当然国や北海道の指導を仰ぎながら今進めているところでございますので、合わせて一番大事なものは、やはり町民の皆さんに理解をして頂くのが一番だと。そのために私どもも発信をしていく、或いは医療の関係では、先生の空いた時間で地域へ出向いて頂いて、健康のお話等々をして頂いております。そういう地道な努力をしながら1つはやっていかなければならないと。しかしいつまでも赤字を続けるということにはならない。改善できるものは改善していく。そのためにいろいろな外部のご意見も頂きますし、当然議会の皆さんからもご意見を頂いて、そのことを改善しながら町立病院として残せるように努力していくというのが私の考え方でございます。

議 長  
佐藤議員  
(再質問)

6番 佐藤 正一君。

町長からは、やはり町民にこの病院の実態を呼びかけて利用度を高めると言うか、そういうことは当初から言われていたことでありまして、当然患者に来てもらわなければならない、これは第一条件だと思います。信頼してもらおう病院。ですけれども、この1年間、町長が病院の存続に向けて進められてからですね、本当にそういう、行政をあげて本当に町立病院を利用してもらわなければならない、そういう呼びかけが本当に住民に伝わっているだろうか。町長自ら病院に率先して通えという訳ではありません。町長は元気でおられますから、病院に通わないかもしれませぬけれども、職員の方々もですよ、本当に町立病院に、第1次医療病院だとしたら、そこに通っておられるか。町長からよく議会議員も行っているのかとよく私達にも言われますけれども、私も行ってみますけれども、何かそういう状況においては、行政をあげて本当にやりたいと町長の姿勢が伝わっているというふうには見えないものですから、そういう中で依然としてこうだという改革プランに沿った姿が、徐々にでありますけれどもやっておられてもですね、結果が出てこないのではないかと思います。

す。本当に町長は、執行方針でも述べられておりますけども、存続をしていきたいのか。やはりそういう姿勢が見えなかったら、町民の人達もなかなかそういう思いにならないのではないかと思います。ただ理解してもらわなければならない、それだけではなかなか伝わっていないのではないかと思います。私はそういうふうに受けますが、町長はここ1年間の間でそういうふうな、職員をはじめとしてそういうふうな啓蒙をされていたかどうか、その点ももう一度伺いたします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

佐藤議員の病院に対する利用の関係で町民にどうしてきたかと。私は事あるごとに病院のお願いをしております。当然職員にもお願いしておりますが、今現在かかっている病院、主治医としてかかっている病院、それを変更してなかなかできないのも、これは病院にかかっている人の立場を考えると、急にこちらが良いから来いという話にはなかなかならない。でも事実、少しずつではありますけども、うちの職員も通って頂いておりますし、健診もまだまだ不十分であります。うちの町立病院で健診を受けている職員も増えてきております。こういうことを繰り返して私どもはやっていくことではないかなと。私はどうでも良いからとこんな話はしていません。残すために何とか努力を今している最中でありまして、誰も残さないという議論でやっているつもりは1つもありません。何とか残すために皆さんにご理解を頂いて利用して頂こうと。町立病院として地域の医療を守る、町民の健康を守る、そして町民が利用しやすい病院に変えていって、利用できるようにしていくのが私の役割だと、そういう思いで病院改革を進めているところでありますので、いろいろご意見を頂いたのは、十分そのことも理解をしながら、私として私なりに努力をまだまだ続けていきたいなど、そんなふうに考えております。

議 長

他にご質疑ございませんか。

志賀浦議員

8番 志賀浦 学君。

私は今、昨年から1年間続けて、1年目になるんですけど、この経営改善計画を作成してから取り組んできてはおりますけども、その中でなかなか結果が見えてこない状況なんですけども、今後この計画の内容等を見直すことがあるのか。

また、私は常々言っているんですけども、地域医療を残すために町立病院は必要だとは重々承知してはおりますけども、今の赤字体制の重いウエイトを占めている人件費、そこがネックだと私は思っているんです。それで前にも一度言ったことがあるんですけども、公設民営だけとは限らないんですけど、まずとりあえずできる方法として地方公営企業の全部適用、そういうもので自分達の給料を自分達で守るといような自助努力を病院に求めるということは難しいんでしょうかね。こういうものをしっかりと自分達、もう一般企業はみんなそうですけども、稼いでこないと給料が出ませんよね。それと同じように、もう少し人件費に対するものの考え方とかその辺を見直して、改善計画の見直しを図っていくこ



とが町長としてやっていけないのかどうか、その辺を1点お伺いしたい  
と思います。

議 長  
町 長

町長。  
志賀浦議員から病院の経営の関係でご質問がございました。経営体としてはいろいろな方法が、手法があろうかと思えます。それで今働いている人達で公益法人を作ってやれば、これは一番良いのかなと思えますが、今の体系の中では非常に難しいだろうというふうに思っております。それは、いろいろな医療機関との連携をしながら今もやっているのも当然ありますが、うちは大学から派遣を頂いている部分でございます。その辺の、これからの将来も目標としては、そういう部分も当然考えて、視野には1つ入れていかなければならない、そのぐらい思いを持って病院の診療に当たって頂ける先生方を育てていかなければならない、或いは働いている人達も皆さんそうでありますから、そういうお話は当然させて頂いておりますが、今の現時点では非常にまだまだ難しいネックではないかなというふうに思っております。それで、今回特に、皆さんもご承知のように、なぜこれが、こういうマイナスが出ているかということ、部門的にいきますと内科の先生が代わった、この激減が一番大きいです。それが今、11月から少しずつ戻ってきていると言うか、改善と言うまでいきませんが、最悪の事態は脱して少しずつ上がってきている。これは楽観できることではないです。まだまだ足りない部分でありますから、そういう部分、先生が代わるというのは非常に大きな要素で、これは過去にもいろいろな先生が代わって、特に落ち込んだというのも当然ある訳でありますから、それは言い訳にはなりませんけれども、そういう部分を含めて病院の改革ということで、院内の会議も数多くやって頂いて、今の経営状況も皆さんにお話させて頂いて、自分達で努力できるものをやろうということの、ようやく少しずつそれは出てきている訳であります。十分とは言えませんが、そういう気運が出てきている訳でありますから、私どもはそのものと一緒になって病院の改革、そして将来的にはどうあるべきかは、またいろいろなことで考えていければ良いと思えますが、独立行政法人のような、今いる方でやれる環境には私はないというふうに考えております。

議 長  
志賀浦議員  
(再質問)

8番 志賀浦君。

今そういう環境にはないという話でしたけども、この経営改善計画を3カ年で組んでいますけども、1年経ってそれなりに良い兆しがあるような感じは言っていますけども、私から見ると全然その歩みが見えないというふうに感じます。その中で医師の他、みんなの意識でありますけども、これから例えば2年目に入らる中で、目標数値なりその辺のものを出さないと良くなると私は思うんです。その目標数値をある程度挙げて、その中でやれるという数字が出てくれば、公営企業会計の企業法の全部適用とか独立行政法人とか、そういうこともできるのではないかなと。その目標に向かってやっていかないと、いくら収益を上げてきても、人件費が60%ですよ、65%ですよという話にはならないかと思

うんですよね。もしそれがそれで成り立つようにするのであれば、今の倍以上の収益を上げていかないとならないと思うんですよね。いつまで経っても公設の病院は黒字にならないと、これは悪循環で、どこの自治体も一緒だと思うんですけど、そういうところに目標値を持ってメスを入れていかなければならないと思うんですけど、とりあえず今回、2年目に入る経営改善計画をある程度見直す方向があるのかないのか、その辺だけ教えて頂きたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

志賀浦議員のご質問にお答えをいたしますが、これは病院経営、人件費を含めて、非常に今落としながらうちもやってきている訳であります。ただ診療報酬等々の基準がございますので、それを割ってまでやると地元負担が増えますから、そういう感覚にはならないというふうに思っております。そのギリギリの境目までは当然トライをしながらやっていくのが経営の改善方法だろうと。それで今、3年計画の改善方向を病院の院長他皆さん理解して進めているところであります。1年の経過を見た中で、院長とも相談しながら、まだ何が足りないのか、何ができるのか、当然相談をしながら見直し、かけられるものであればかけていきたいと思っておりますが、とりあえず3年計画を作りましたので、そのことについて一生懸命やって頂くと。それができていなければ当然改善をしていかなければならないので、そのことも十分話をしながら今後とも進めていきたいと考えております。

議 長  
白倉議員

他にご質疑ございませんか。

2番 白倉 健一君。

平成21年度の入院患者或いは外来患者について、予定者を年々減らしてきております。そんな中でなおさら、今3,400人ぐらい今年は減るという予想がたっております。回復基調のあると言いつつも3,400人も入院と外来が減っているということは大変な、病院に対しての経営も大変厳しい訳でございます。そんな中で在宅の往診を取り入れてはおりますけれども、現在どのぐらいの人数が在宅で診療を受けているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思っております。

議 長  
病院事務長

町立病院事務長。

在宅診療ということで、訪問診療のことだというふうに思いますけれども、訪問診療については昨年からそれぞれ周知して行っているところがございますけれども、現在のところ実績はまだございません。1名対象の方がいらっしゃるんですけども、その方についても実際にはまだ訪問診療の方に結びついていないという状況でございます。以上です。

議 長  
白倉議員  
(再質問)

2番 白倉君。

それらが順調に運営されていくと患者数も増えてくるのではないかと、いうふうに思うんですけど、このままでいくと、また23年度については入院も外来も予定数を減らし、そしてまた補正の中での人数が減ってくるということで、いつまで経ってもこの病院の改革ができていかない

のではないかと思います。その中でやはり訪問診療ですか、それをきちんと早く手を打って頂きたいなと思いますので、その辺をよろしく願いたいと思います。

議長  
白倉議員  
議長

それは希望ですか。

はい。

他にご質疑ございますか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第11号についての質疑を終結いたします。

次に議案第12号 平成22年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第12号についての質疑を終結いたします。

次に議案第13号 平成22年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

1番 熊木 恵子君。

熊木議員

17ページの任意事業費の委託料のところなんですが、先ほどの説明で配食サービスが減っているということでしたけれども、今何食で、その減っている要因は何か、それをお答え下さい。

議長  
住民課長

住民課長。

当初5,500食を予定して予算で見えておりましたが、精査の結果、5,200食になるということでございます。それで5,500食を予定した当初の段階では利用者が、20名の利用がございました。それで現在は13名ということで、これは利用者については増減いたします。と言いますのは、施設に入ったり、或いは入院をしたりということで、常時、月曜日から土曜日まで2食なんですけれども、常時利用すれば5,500食ですけれども、中には利用者がそういった事情で異動があるということで、300食の減ということで、この金額の減額ということになっております。

議長  
熊木議員  
(再質問)

1番 熊木君。

利用者の体調とかいろいろあって、減ったりもいろいろ増減はすると思うんですけれども、今後増える見込と言うか、5,500食で、来年度もその計画なのか、それから味と言うか、そういう希望と言うかね、その辺には応えたり、いろいろ配食に対するアンケートをとったりとか、そういうことはなされているのかどうか、そこをちょっと伺います。

議長  
保健福祉課長  
(再答弁)

保健福祉課長。

只今の配食サービスの関係でございすけども、このサービスの対象者の方は、低栄養状態だとか認知だとか、退院後の栄養が不足しているという方について、関係する施設だとか保健師だとか、その方に適切な食事はどういうものかということで、この配食サービスを利用した方が良いだらうと、ちゃんとした食事を提供した方が良いだらうというこ

とで、まずは配食サービスを受けられるか受けられないかを決定いたしました。当然ご本人の希望もあるんですけども、その中でその配食サービスの業者については、例えば糖尿であれば糖尿病食だとか、そういうものを専門の栄養管理もした中で提供しております。今のところそういうようなご不満の声だとかがあれば、当然その業者の方には伝えまして、改善だとかそういうことにはなるんですけども、今のところはそういうようなことをご理解頂きながらサービスを実施しているところでございます。以上です。

議長 他にご質疑ございませんか。

4番 沢田 一清君。

沢田議員 14ページの居宅介護サービス計画給付費の件ですが、我々の社会は、やがては居宅の介護サービスというものがどんどん増えてくることが関係者により公表されておりますが、南幌町の現在の居宅介護サービスの状況と言いますか、どのような状況になっているか、今後においてはこうなるだろうという予想が立てられているのか、その辺の内容をお聞かせ願いたいと思っております。

議長 住民課長。

住民課長 今のご質問の居宅介護サービス計画給付費の関係で、居宅介護サービスが今後どういうふうになるか、現状と踏まえてということだと思っておりますけれども、まずこの補正の内容の追加の部分では、要するに居宅介護計画の件数が増えていると。実際は当初、22年度当初では1,086件ほど見ておりましたけれども、最終的に1,253件計画が策定される見込みでございます。それで21年度を見ますと1,099件ということで、だんだん増えてきているということになります。それで居宅サービスの方の費用も昨年12月に増額した経緯もございまして、議員ご指摘のとおり、介護給付費については今後も増えるのではないかとこのように思います。ただ、今後の見込みにつきましては、今年、23年度で第4期が終わりますので、今年第5期の介護保険事業計画を策定いたしますので、そういった中で、24年からの3カ年の見込みの中で推計を出して新しい計画を作り、新しい介護事業に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、またそれは計画策定の段階でお話をできればというふうに考えております。以上でございます。

議長 他にご質疑ございませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第13号についての質疑を終結いたします。

次に議案第14号 平成22年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第14号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本7議案につきましてはこの際討論を省略し、直

ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決にあたりましては各議案ごとに行います。

議案第8号 南幌リゾート対策資金貸付基金設置条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第9号については起立採決を行います。

議案第9号 平成22年度南幌町一般会計補正予算(第7号)について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞご着席下さい。

賛成起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第10号 平成22年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第11号については起立採決を行います。

議案第11号 平成22年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名、着席3名)

どうぞご着席下さい。

賛成起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第12号 平成22年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(2号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第13号 平成22年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第14号 平成22年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。4時55分まで休憩いたします。

(午後 4時35分)

(午後 4時55分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

追加日程4 発議第5号 議案第11号 平成22年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)に関する附帯決議についてが提出されております。これを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって追加日程4 発議第5号を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決しました。

●追加日程4 発議第5号 議案第11号 平成22年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)に対する附帯決議についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 提出者より提案理由の説明を求めます。

2番 白倉 健一君。

白倉議員 提案理由。平成19年度に町立南幌病院経営計画、平成22年に経営改善計画が出されて以後、経営改善の歩みを実感することができない今、抜本的改革に取り組み、住民が求める町立病院を目指すためでございます。

内容について説明申し上げます。議案第11号 平成22年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)に関する附帯決議。議案第11号 平成22年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)は、一般会計からの繰入金を追加補正するものであり、平成23年度以後も同様の結果となることを危惧するものである。また、町立病院の経営悪化は、南幌町が現在進めている財政健全化に向けた取り組みに大きな影響をもたらすもので、このまま放置できない喫緊の課題であると考えます。予算の執行と並行して下記の検討を強く求める。記。1、病院事業形態の見直し。住民が求める地域医療を守る国保町立南幌病院の存続のため、病院経営形態の抜本的見直しの検討を求める。2、診療科目の見直し。病床利用率の改善を図るため、診療科目の見直しと病床数の見直しの検討を求める。3、一般会計における繰出金の明確化。今後、町立病院に係る地方交付税算定分の繰出し基準を明確にし、病院経営に当たっては確実にこの基準内での予算執行となるよう求める。以上、決議する。平成23年3月8日、南幌町議会。南幌町長 三好富士夫 様。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 熊木 恵子君。

熊木議員 提案者に質問します。この1番の病院事業形態の見直しというのは、具体的にどのようなことを言っているのでしょうか。それをちょっとお答え下さい。

議長 2番 白倉君。

白倉議員 病院の形態の見直しということは、現在置かれている病院の医師、看護師のその内容を見直していくということでございます。

議長 1番 熊木君。

熊木議員 今現在の町立病院の形、形と言うか今進めている、その形はそのまま存続するという事で間違いはないんですね。

議長 2番 白倉君。

白倉議員 このままの病院の形態がそのままいくかどうかは今後の課題であります。やはり改善計画がなされなければ、違った方法も検討しなければならないのかと私は思います。

議長 他にご質疑ございませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

始めに反対討論を許します。

(なしの声)

ありませんので、次に賛成討論を許します。

(なしの声)

討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決にあたりましては起立採決を行います。

発議第5号 議案第11号 平成22年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)に関する附帯決議について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立9名、着席1名)

どうぞご着席下さい。

賛成起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。明日9日午前9時30分まで延会といたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって明日9日午前9時30分まで延会といたします。

ご苦勞様でした。

(午後 5時02分)





- 議長 おはようございます。(午前9時30分)
- 昨日より延会となっております、平成23年第1回南幌町議会定例会を只今より再開いたします。
- 本日の出席人員は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
- 日程19 議案第15号より日程27 議案第23号までの9議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。
- 日程19 議案第15号 南幌町行政評価委員会条例制定について
  - 日程20 議案第16号 南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例制定について
  - 日程21 議案第17号 平成23年度南幌町一般会計予算
  - 日程22 議案第18号 平成23年度南幌町国民健康保険特別会計予算
  - 日程23 議案第19号 平成23年度南幌町病院事業会計予算
  - 日程24 議案第20号 平成23年度南幌町下水道事業特別会計予算
  - 日程25 議案第21号 平成23年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算
  - 日程26 議案第22号 平成23年度南幌町介護保険特別会計予算
  - 日程27 議案第23号 平成23年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 以上9議案を一括して議題といたします。
- 局長をして朗読いたさせます。
- 局長 (朗読する。)
- 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
- 局長 只今上程を頂きました、議案第15号から議案第23号までの9議案につきまして提案理由を申し上げます。
- まず議案第15号 南幌町行政評価委員会条例制定につきましては、町の施策及び事務事業にかかる行政評価の客観性及び透明性を高めるべく、地方自治法の規定に基づく附属機関として設置するため本案を提案するものであります。
- 次に議案第16号 南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例制定につきましては、児童生徒等の医療費の一部をその保護者に助成することにより疾病の早期診断と早期治療を促進するとともに、子育てにかかる負担軽減を図るため本案を提案するものであります。
- 次に議案第17号から議案第23号までの7議案につきましては、平成23年度における南幌町一般会計及び各種特別会計予算であり、概要につきましては別途配付いたしました平成23年度各種会計予算編成の概要により副町長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますよ

うお願い申し上げます。

議長 予算編成概要の説明を求めます。副町長。

副町長 (予算編成概要の朗読により説明する。)

議長 只今上程されました9議案の取り扱いについてお諮りいたします。

7番 落合 進君。

落合議員 只今上程されました、平成23年度各会計予算及び関連条例案の審査につきましても、議長を除く10名による予算審査特別委員会を設置して、本9議案を付託し休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。只今落合君から提案がありましたとおり、10名による予算審査特別委員会を設置して、本9議案を付託し休会中に審査するというご発言であります。さよう決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本9議案は予算審査特別委員会に付託し休会中に審査することに決しました。

只今設置されました予算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

7番 落合 進君。

落合議員 只今設置されました予算審査特別委員会の委員長には白倉 健一議員、副委員長には本間 秀正議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議長 只今落合君から提案がありましたとおり、委員長には白倉 健一君、副委員長には本間 秀正君とのご発言であります。さよう決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって委員長には白倉 健一君、副委員長には本間 秀正君と決しました。

以上で本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。予算審査特別委員会並びに総合計画審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって予算審査特別委員会並びに総合計画審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

ご苦労様でした。

(午前10時12分)

- 議長 おはようございます。(午前9時30分)  
去る3月10日より予算審査特別委員会並びに総合計画審査特別委員会のため休会となっております、平成23年第1回南幌町議会定例会を只今より再開いたします。  
本日の出席人員は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。  
このたびの東北関東大震災の犠牲者となられた多くの方々のご冥福をお祈りいたしまして、黙祷を捧げたいと存じます。
- 局長 ご起立願います。  
黙祷始め。  
(黙祷する。)  
黙祷を終了します。ご着席下さい。
- 議長 ここで町長より発言を求められておりますので、会議規則第50条の規定により発言を許します。  
町長。
- 町長 議長の許可を頂きましたので、議会再開に当たりまして、東北関東大震災について申し上げます。3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震はマグニチュード9.0で、国内観測史上最大の規模でありました。津波による壊滅的な被害を受け、被害状況が把握できない地域もあります。犠牲となられたの方々に対し、謹んで哀悼の誠を捧げるとともに、被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げます。また、救援救出活動に当たっておられる関係各位の努力に心から敬意を表する次第でございます。町としても地震発生後、直ちに災害時要援護者の安否確認、各施設などの点検を実施いたしました。幸いにして大きな被害はありませんでした。しかしながら、東北地方を中心に広範囲で甚大な被害が発生しており、更に福島原子力発電所の事故は予断を許さない状況となっております。現在、北海道において、自治体に対し支援物資などの取りまとめが実施されており、北海道町村会が対応策の検討をしていることから、本町としても可能な限り対応して参りたいと考えております。南幌町においても、今回の災害を教訓とし、町民の皆様が安心して生活を送れるように取り組んで参りますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
- 議長 只今、町長のご発言がありましたが、大地震、大津波、原発事故の状況が次々と報告され、未曾有の惨状に、驚きと大きな悲しみとするところでございます。議会は、無念にも犠牲となられました多くの方々のご冥福を衷心よりお祈り申し上げますとともに、被災地域、被災住民の方々に心からお見舞いを申し上げます。一刻も早い救済、復旧を望むことではありますが、議会としては既に被災義援金の準備を進めているところであり、更に町と一体となり、できる限りのご支援、ご協力を行うものであり、国をはじめ各行政の速やかな対応をお願いするものであります。

それでは日程に入ります。

●日程28 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は5名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

7番 落合 進君。

落合議員

それでは町長にお尋ねをいたします。まず地域再生基盤強化交付金の復活についてでございます。地域再生基盤強化交付金は2005年に創設され、道路、汚水処理、港湾の3分野で省庁間の垣根を越えた一体的な施設整備を推進するものでございました。事業は目安として5年間でございますが、進捗状況に応じて類似する施設間の予算融通や年度間で事業量の調整ができるなど、自治体の裁量性の高さが特徴でありました。来年度以降に予定していた同交付金の総額は約1,785億円で、事業費は約3,650億円に達しており、今年度の地域再生計画の新規認定件数は183件と、昨年24件から急増していました。しかし、去年6月の行政事業仕分けで、同交付金は廃止を含め抜本的な見直しを行うと評価され、突然政府は方針を転換して、概算要求に予算を計上せず、継続整備を予定していた全国の309市町村にとっては、寝耳に水との事態だと建設通信新聞で大きく報道をされました。こうした事態を受け、先の参議院予算委員会で公明党が追及した折、政府は再び方針を転換し、地域再生基盤強化交付金の予算、来年度以降に予定していた額の約3分の1の620億円が計上されることになりました。対象事業は道路整備、市町村道広域農道、林道、汚水公共下水道、浄化槽・農集・漁集、港整備・港湾施設・漁港施設と、前と全く同じになっております。ここで4点についてお伺いをします。

まず1つに、同交付金は2005年に創設されているので、既に我が町としても利用のための申請をして、認定されているものはあるのかどうか。

2つ目には、今回の予算計上分は前に申請している継続事業分だけなのか。

3つ目に、新たに申請して認定を受けることができるのかどうか。できるとすれば、我が町も以前からの念願である広域農道のきらら街道に歩道がつけられるのではないか。

4点目に、この交付金のポイントは前と同じで、1つには省庁の壁を越えて3種類のテーマ別交付金を一括計上、2つには内閣府が自治体の再生計画を5年分まとめて認定している、3つには年度間の事業量変更、類似事業への充当が可能になっていると。利用できるものは全て利用すべく、我が町の前向きな対応をお聞かせ願いたいと思います。

議 長  
町 長

町長。

落合議員の地域再生基盤強化交付金の復活についてのご質問にお答えをいたします。地域再生基盤強化交付金につきましては、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効活用した地域の産業振興、生活環境の改善、観光、交流の促進など、地域の創意工夫を凝らした具体的な取り

組みを推進することにより、自主的、自立的で持続可能な地域の形成を図るために計画を策定し、内閣府の認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対して、国の支援策として道路、污水处理施設、港湾施設の整備について交付されるものです。

この交付金の基本となる国の地域再生基本方針が閣議決定された平成17年4月当時は、町は単独自立の道を歩むこととなったことから、行財政運営が極めて厳しい状況であり、補助率2分の1の本交付金の活用を含め、新たな事業への取り組みができる状況ではなかったこともあり、本交付金を活用した実績はありません。

次に2点目の平成23年度政府予算における計上分620億円につきましては、その内容について内閣府に照会したところ、新規、継続事業ともに対象としているとのことですが、継続事業が多いことから、継続分が優先になる見込みであるとの回答を頂いております。

3点目の新たな認定申請ときらら街道の歩道整備についてですが、最初に申し上げましたとおり、地域再生基盤交付金を活用するには、地域再生計画を策定し、内閣府に申請し認定を受けることが前提となります。地域再生計画についての新たな申請は可能と考えますが、地域経済の活性化等への取り組みの計画であることから、交付金を受けるためだけの計画では意味がありません。また、地域再生計画の中において、きらら街道の歩道整備が地域経済の活性化等に繋がる位置づけとした地域再生計画が策定できるかが問題となると考えます。いずれにしても、以前から申し上げていますように、きらら街道の歩道整備につきましては、用地買収など多額の費用を必要とし、本交付金を活用できたとしても、補助率が2分の1では多くの町の負担が発生することから、現在の状況では非常に厳しいと考えるところであります。

最後に4点目の我が町の前向きな対応ということですが、交付金など利用できるものについては積極的に活用すべきものと考えますが、交付金の中には、経済対策臨時交付金のように事業費全額が交付されるものや、地域再生基盤強化交付金のように2分の1の負担を伴うものがあります。新たな事業に取り組む場合は、交付金などの内容と財政状況を見極めながら判断していきたいと考えております。

議長  
落合議員  
(再質問)

7番 落合君。

この交付金の制度でございますけれども、もう1回ちょっと確認したいんですがね、この制度ができて、各自治体にですね、国から通達があったのはどういう形で、町長が答弁されましたけれども、その申請の要綱と言いますか、そういうものはどういうふうに来られているか、もう少し詳しく教えて頂きたい。これの認定件数がですね、全国で183と。北海道だけでも、町村合併しましたので多少減っていますけれども、212市町村ありまして、合併したことがありまして減っていますけれども、北海道だけでもこれぐらいの件数の市町村がある。そうしますとね、その前年はたった24件だった。利用する自治体が非常に少なかった。であれば、先ほど町長がおっしゃいました、その2分の1の補

助では町の持ち出しが多いから大変だということもあるでしょう。けども認定される確率は私は非常に高かったのではないのかなと思う訳ですね。それで、まず私の質問の1番目のお答えの中でですね、自立になったためにですね、行財政運営がですね、非常に極めて厳しい状況であったと、だから2分の1の補助率の交付金ではどうにもならないということであると。その時に交付金を申し込んでですね、そういう状況の中で、道なり国なりにまだ要請できるような状況でもなかったのかなと。

2番目には、その継続事業が優先ということですから、これは当然、我が町としては要請していないものですから、これはだめですよ。

3番目の、申請は可能だけれども、歩道整備そのものが地域経済の活性化に繋がるという位置づけができるのかどうか、その再生計画が策定できるのかどうかというご答弁でございました。これは国が決めるのではなくて、その自治体はその価値判断をするのではないのかなというふうに私は考えたいと思うんですね。

それから4番目のご答弁の中にですね、歩道を造るのに用地買収に金がかかると、それで交付金を活用できたとしても、これは多額の町の負担になるというお答えでございました。これはもうずっと前からですね、きらら街道の整備というのは、他の議員達も要請した経緯があります。これはもう町民の全ての願いなんですね。それを、その土地買収がいくらぐらいかかるのか、その試算をですね、されたことがあるのかどうか、その額がいくらになるのかどうか、それから、その額がはっきりして、その補助率が半分であれば、その半分でですね、町活性化のために道に要請することもできるのではないのかなというふうに私は考えるところですけども、以上の点でですね、お答えを願えればありがたいなと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

落合議員の再質問にお答えをいたしますが、この交付金の活用の、通達等々を含めてどうなのかということでございます。17年当時を思い出して頂ければと思います。町の財政が非常に厳しいということで、歳出の見直し或いは町民の方々の負担増をお願いしている最中、自立緊急実行プランを今作っておりますが、その以前の問題でありまして、相当町民の方々に負担を頂く、そうしなければ南幌町の自立はあり得ない、そういう状況下でございましたので、この臨時交付金、地域活性化交付金については、手を上げてするような状況ではないと。緊急性の問題も含めて、私どもは相談もさせて頂き、どうあるべきかということ、まずは我が町の再生を早く図るということの1点で行政を進めたいということで進めさせて頂きましたので、基盤強化交付金については、うちは手を上げなかったということでございますし、通達がどうのこうのではなくて、我が町の状況下において、その部分については非常に難しいということでございます。

合わせてこの歩道整備、きらら街道の歩道整備、各議員からいろいろご指摘等々を頂いているのも事実であります。従って、私どもはこの交

付金を使ってどうのこうのということではなくて、全体の把握の中で、このきらら街道の歩道がどうあるべきかと。近隣市町等の情報も交換をさせて頂きましたけれども、なかなかそういう整備にいく姿勢がなかなか見受けられない。合わせて我が町のここの歩道、例えばきらら街道の中で温泉に行く歩道だけを見ても、最低見積もっても3億円以上の費用が、多額の費用が、合わせて2分の1であれば1億5,000万円以上の町負担が発生することから、私どもは今その時期ではないと。皆さんの要望は非常に分かりますけれども、歩道を整備するのであればきらら街道全体、市、町と連携しながら整備を進めてくる事業が展開できれば一番良いのかなと、そんなことも思いながら、落合議員の思いも分かりますけれども、そういう経過を踏まえながら、これを全然しないというのではなくて、まずは我が町のきちっとした、今進めております自立緊急実行プラン、これを早く達成し、少しでも町民の皆さんの負担を軽減していきたい、その方向に定めて参りたいという考えでおります。以上であります。

議 長  
落合議員  
(再々質問)

7番 落合君。

今の町長のご説明で、我が町が非常に厳しいということは、私も同じ気持ちでございます。しかしながら、予算がですね、3分の1になったものですから、これは改めて国の方に打診しなければ分からないと思うんですけども、この交付金そのものは厳しい、行政に対して再生事業として交付するものですから、その厳しい状況であるからこそ申し込んでですね、例えば歩道を造るのに3億円ぐらい買収にかかるんだと、その半額だと1億5,000万円ぐらいかかるとなってくればですね、これは1回ぜひ、国も1回ゼロにしたんだから、それを再生したんですから、各地方からの要請で再生した訳ですから、この辺をですね、本当にこれ以上のものが支援できるのかどうか、これは道政に繋げてもらえるかどうかということもぜひ打診して、そして町の再生にですね、前向きに取り組んで頂ければなというふうに思っているんですが、その辺のお気持ちだけお聞きします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

落合議員の再々質問にお答えいたしますが、この地域再生基盤強化交付金につきましては、非常に難しい部分がございます。きらら街道の歩道だけを造るためにこの再生計画が作れるかといったら、そういうことではなくて、地域全体の再生計画というのを作らなければならないと先ほど申し上げたとおりでございます。それで歩道或いは道路等については、いろいろな交付金や補助金の事業もございますので、これらも見極めながら、うちの町にとって財政負担が非常に少ない事業の展開ができる時には、またいろいろ考えていきたいなとは思っておりますが、今のこの再生交付金については非常に難しいという部分がございますので、だから、それも道内では実績ゼロです。申請も。非常に難しい状況でございます。そんなことも含めて、いろいろな事業の展開の中で取り組んで参りたいなというふうに考えております。

議 長  
落合議員

7番 落合君。

それでは質問を変えます。2番目の介護保険料、国民健康保険税の健常者に対する減免政策についてでございます。2012年度は3年に一度の介護保険制度改正期に当たり、厚生労働省は去年の11月19日に、2012年度の介護保険制度改正の意見書素案として、社会保険審議会介護保険部会に提示をいたしました。その内容を見ますと、保険財源を確保のためとの事由で、高所得者の自己負担割合現行1割の2割への引き上げや、在宅介護ケアプラン作成への自己負担導入などを検討するよう求めています。このような状況の中で、国保加入者も国保税の負担が大変厳しいものになっております。我が町の国保税は、他市町村に比べ上位を占めている現実がございます。利用している者は仕方ないとしても、介護保険は65歳以上にならないと利用できません。65歳以上になっても健康で一度も利用していない人、また国保加入者の中で健康で1年間に一度も病院にかかっていない人等に対して、ポイント制を作って料金の引き下げを検討してはいかがでしょうか。車の任意保険においても、1年間無事故ならば年々掛金が安くなっていきます。この不況の中で、我が町として他の市町村にない健康な町民に対する思いや政策を実現すべきだと思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

議 長  
町 長

町長。

介護保険料、国民健康保険税の健常者に対する減免政策についてのご質問についてお答えいたします。国民健康保険は、相互扶助の理念のもとに導入された日本の社会保険制度において、国民皆保険の実現のため1958年に創設された最後の強制加入の保険制度であり、介護保険は、国民の共同連帯の理念に基づき、2000年に創設された制度であります。両保険制度とも国の法律に基づく第1号法定受託事務であり、国の管理下において事務を執行しております。

ご質問の健常者に対する減免政策のお尋ねですが、両保険制度が病気やケガなどによる身体的な弱者、高齢による介護の必要なお年寄りなどを救済する目的に創設された趣旨を考えますと、健常者が生涯にわたって利用しないということは想定されておられません。誰もが病気、ケガ或いは介護を必要とする可能性があり、相互扶助、共同連帯の理念で創設された両保険制度は、国民全体で支え合う仕組みで成り立っていると考えております。よって、町が健常者に対して減免を行うことは、両保険制度の基本的な理念に沿うものか、また、保険料、税負担の公平化の問題、更に国の補助金等にも影響を及ぼし、両特別会計の運営にも支障が出る可能性もあり、国の法律改正により制度としての見直しがない限り、1つの町として減免を行なうことは、現段階では難しいと判断しております。

議 長  
落合議員  
(再質問)

7番 落合君。

今ご答弁を頂きましてね、今のご答弁は質問に対する100点満点のご答弁かなと思いますけれども、弱者に対するサービスというのは非常に多いんですね。世間一般でも国保においても、悪人に対しては温情が



あるけれども、善人に対しては全然ないということもありますし、ただ、町長がおっしゃいましたように、この制度に逆らってですね、ずっと減免をしていくという考えであれば、これはちょっと筋が通らないかなと思いますけれども、南幌町も過去に健常者に対しては粗品を贈呈した経緯もございましたよね。過去にもあったでしょう。私はですね、質問の中に減免と書いてしまったものですから、金額的なサービスというふうに考えますけれども、これは私は、例えばポイント制にしてですね、もし1年間使わないとすれば、これは健康保険料、国民健康保険税或いは介護保険料の中からどうのこうのではなくて、町としてその健常者に対するそういう、お返しと言うのかサービスと言うのか分かりませんが、そういう考え方があっても良いのではないのかなと。やはりよその市町村にない取り組み、南幌町に住んだらこういうこともあるんだというですね、そのPRの1つにもなるようなですね、そういう取り組みをしたらどうだろうかというふうにお聞きしたんですけれども、改めて町長、ご答弁をお願いします。

議 長  
町 長  
(再質問)

町長。

落合議員の再質問にお答えをいたしますが、減免政策のご質問でございましたので、それに対して私は回答をさせて頂いたところであります。その他、保健、医療、福祉の関係で申しますと、道内でもいろいろな自治体で取り組みがなされているところでございますし、落合議員のお話にあったように、以前は我が町も1年間病院を利用しない方々に、健康まつり等々で表彰したり、或いは記念品の贈呈をしたりという時代も過去には確かにあったと思います。それで今の状況、先ほどの質問と同じであります。そういう部分を早くできるような財政運営をしていった中で、ポイント制度が良いのか、或いは以前やっていたサービスが良いのか、その辺はいろいろなことを考えていかなければならないなど、そういう思いはありますけれども、現時点の中では、早く良い形に戻して、そして皆さんのそういうご意見を、どれを取り入れて新たな展開をしていくのかということの中には、当然こういうサービスなども入ってくるのではないかなというふうには考えておりますが、25年という目標を持っておりますので、その中で1日も早く達成をして、こういうものが町としてできる体制づくりに早く努めて参りたいと考えております。

議 長  
落合議員  
(再々質問)

7番 落合君。

最初の質問の仕方が悪かったようで、誠に申し訳なかったんですけれども、町長がおっしゃったようにですね、過去にあったと。けども25年を目標にですね、財政再建のために頑張っているのかなと、少しでも早くというふうなご答弁だったと思うんですけれども、そういう厳しいからこそですね、今、協働のまちづくりということで、住民をひっくるめて、行政と住民が一体になってまちづくりを進めていくという状況の中で、これは人数にしてもですね、65歳以上であればそんなに数が大勢いらっしゃる訳ではないと思うんです。ですから金額にしても、1回計算してもらえば良いんですけれども、そんな多額の、財政をですね、

相当負担を被るような金額では私はないと思うんですね。ですから、こういう状況であるからこそ、なお一層ですね、早くこういうものもして頂きたいなというふうに思います。どうか早急にご検討頂きますようにですね、お願いしたいんですけども、その点町長、お約束して頂けますか。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

落合議員の再々質問にお答えをいたしますが、私は落合議員の言う意味も分かりますが、町民全体で負担増、よその町にない負担増を頂いているのが現実であります。その町民全体の心情を思う時に、早くそれを解消できる手法をとりながら、こういうものも加えていけるような体制づくりを早く進めていきたいというのが私の今の考え方でございます。

議 長  
近藤議員

以上で落合 進君の一般質問を終わります。

続きまして5番 近藤 長一郎君。

今、日本の国の中において大変な大きな問題であり、日本の国が将来にわたって死ぬか生きるか、私はそのような大きな中で捉えている問題であります。では質問申し上げます。南幌町の基幹産業である農業に対するT P Pの考えは。我が国はリーマンショック以降、日本経済は容易に回復を見せていない状況下の中で、我が国はこれまで貿易や投資の自由化、円滑化を進め、幅広い経済関係の強化を目指してF T AやE P A交渉に当たり、農産物の重要品目については関税の撤廃から除外されています。しかしながら、昨年11月に閣議決定された包括的経済連携に関する基本方針を更に進める方向で、本年6月を目途に、菅直人政権はT P P、環太平洋連携協定の交渉に対する参加を判断すると表明しております。このことは例外なく関税が原則100%撤廃を基本とする、すなわち関税0に向かって進むとう貿易自由化となることを宣言したと言えます。このことにより、長い歴史の中で先人が積み重ね、農業を基幹産業とする南幌町に破壊的な打撃を与えることが懸念されます。日本がT P Pに参加することは、農業者にとって死ねと言わんばかりの問題であり、北海道農政部の北海道への影響試算結果の発表資料を見ても、米、麦、てん菜、でん粉原料用馬鈴薯、酪農、肉用牛、豚が挙げられ、関連産業等、その影響額合計が2兆1,254億円と想定され、驚くばかりの数字であり、まさに北海道農業が成立しないともとれます。更に、T P P問題は農業者だけの問題でなく、食の安全基準や人の就労、公共事業への外国企業の参入、健康保険制度や金融の仕組みなど、あらゆる分野の基準が変わり、町民の生活に大きくマイナス影響があります。今こそ地域に生きる者として、農業を守るため、行政とともに知恵を出し合い進むべきと考えますが、下記の点について町長のお考えをお伺いします。

1つは、農業が基幹産業である町として、死活問題であるT P Pをどう捉えるかであります。

2つ目は、この問題の国の方向がいまだ不透明と言え、10年後を見据え、農業の再構築、産業振興等をいかに考えるか。また動こうとする

のか。

3つ目は、空知管内においても、農協も抗議集会、デモ行進などを行い、署名活動も活発化しています。私も議会人の1人として、議員の皆様力を頂き取り組む覚悟を強くしているところでもあります。町としても、T P P反対を訴えるシンポジウムや小集会、要請活動を、町長自ら代表としてやるようなお考えがございましょうか。

議 長  
町 長

町長。

近藤議員の南幌町の基幹産業、農業に対するT P Pの考えはのご質問にお答えいたします。

1点目の、農業が基幹産業である町として、死活問題であるT P Pをどう捉えるかとの質問ですが、議員のご指摘のとおり、本町において重要な問題と捉えております。T P Pは関税撤廃が原則ですので、仮に締結された場合、農業を基幹産業とする本町においては、各国からの安価な農産物の輸入により、関連産業を始め壊滅的な打撃を受けることが想定され、地域経済が崩壊しかねない事態を招くものと大変危惧しているところでもあります。また、食料品については海外からの輸入に依存することが想定され、異常気象などにより世界の穀物生産地域で凶作が発生した場合には、輸出制限が行われることも想定されることから、食料の安定供給、食の安全性の確保といった視点についても心配される所でございます。このT P Pが導入された場合、本町における農業生産の影響額といたしましては、米では21億7,000万円、麦では8億6,000万円、てん菜では9,000万円、酪農では6,000万円で、総額31億8,000万円の試算結果となります。この影響割合は、4品目にかかる全体生産額34億2,000万円の約93%に達し、本町の基幹産業である農業にとっては、壊滅的な打撃を受けることになるかと捉えております。また、T P Pに参加する場合、将来の我が国のあるべき姿について、国民的議論が不足していると考えております。

2点目の、この問題の国の方向がいまだ不透明と言え、10年後を見据え、農業の再構築、産業振興等をいかに考えるかと、また動こうとするのかとの質問ですが、本町の農業は議員もご承知のとおり、昭和45年から積極的に土地改良事業を進め、現在では国内でも有数の生産基盤が整い、1戸当たりの経営規模も26haにも達し、水稻を中心とした土地利用型農業を展開していますが、一方、大消費地の札幌近郊に位置していることから、その優位性を活かし、キャベツなど野菜を取り入れた都市近郊型の農業も盛んに行なわれてきており、長い歴史があつて現在の南幌農業が築かれてきました。いずれにいたしましても、農業の再構築は一朝一夕に進むべきものではないと考えております。本年4月からは、概ね10年間を見通して策定しました南幌町農業振興計画を基本とし、生産者並びに関係機関等と一層の連携を図りながら、本町の基幹産業である農業の振興を推進する考えでございます。

3点目の、町としてT P P反対を訴えるシンポジウムや小集会、要請活動を町長自ら代表としてやらないのかとの質問ですが、要請活動は北

海道町村会などでも鋭意行なっており、私が代表となりシンポジウムや集会などを行なう予定は、現在のところは考えてはおりません。しかし、農業団体や関係機関と強固な連携、協力を図るとともに、あらゆる機会を通じて、国内農業、そして安全な食料生産が最優先されるよう要請して参ります。

議 長  
近藤議員  
(再質問)

5番 近藤君。

大変、冒頭からこのように申し上げて質問しながら申し訳ないことですが、これは大変大きな問題、国際問題でもありますので、かなり内容をですね、日本国内に少し絞りながら発言をしたいという考えを持っております。私は、この第1点目の、どういう捉え方をするかという点に対しましては、先ほど町長が答弁したとおりですね、まだ国の判断が決まっていないと。あくまでも仮に締結したらと町長も答弁されましたが、私もそのような考えの中にありますが、この問題があまりにもですね、日本の国は農業なくしてあり得ないと私は思っておりますので、そのような観点からしますと、もし来た時にこの問題を考えたら、もう時期は遅い。大変な、南幌町においても問題が大きくなりすぎる。ですから、私は少なくとも全体の流れを考えながら、少なくともですね、もし来た時の対応は今からしっかりと農業政策の中でしなければいけない、そういう観点から質問する訳であります。それは言うまでもなくですね、この問題が、そもそも発端になったのは、今の菅総理大臣が、首相がですね、昨年10月1日の臨時国会の所信表明演説において、TPPの交渉への参加を検討するということをおっしゃったところから始まる訳ですね。そうした時にですね、その時その中で、目指す方向の中に開国がある、日本の国の開国宣言と私はとれます。と同時にですね、もう一方、言ったのは、この中で農業の再生を図る、こういうことを言ったんですね。それでこれらに基づきながら、基づきながらですね、11月にはAPECのハワイでのですね、この判断を最終的に判断する会議がある。ですからお尻がもう決まっているんですね。この問題は。ですから大変な問題として、まず来た時に対する対応を考えておかなければならないということでもあります。そこでもう1つ、このことを真剣に考えなければいけないのは、世界の153カ国が参加していますWTO、世界貿易機構ですが、これらを受けながら、TPPの前にですね、十分町長もご承知のように、FTA、EPAという経済貿易協定が来ている訳であります。TPPとこれらのFTA或いはEPAはイコールという考えをしても、私は差しさわりはないと考えております。私は限りなくこの問題は、用意をしなければ来たらと思うのはですね、この前段の方のTPPの前の方にですね、我が国の日本は2国間協定をしている訳であります。TPPには9カ国入っておりますが、当然のように9カ国の中で6カ国がですね、FTA協定を結んでいるんですね。6カ国。あとの2カ国がアメリカとニュージーランドということでもあります。ですから、前段で申し上げましたが、ハワイで行われるAPECの会議において、この2国間協定がより鮮明になってくると思います。そこで判断された

場合、これは大変な事態になるだろうと私は想定していますので、このような質問をした訳であります。我が国は言うまでもなく、やはり縄文時代から弥生時代を通りながら、農耕文化を基本とした国であります。当然のようにそれらを受けてですね、南幌においても瑞穂の国として、豊かな水の資源の中で、秋の実りになりますと、稲穂の実りを感じさせる国でもあります。南幌町でもあります。そういう中で、私はどうしてもこの問題をきっちりと捉えなければならないということでもあります。そこで、私は明らかに反対であります、そこです、町長に、次の質問に入らせて頂きたいのは、私の質問の2つ目にあります、この問題を国の方向がまだ不透明と言え、10年後を見据えてですね、農業の再構築、産業の振興をいかに考えるかという中で、ちょっと私は、何と言いましょうか、町長の今お答えになった、私の質問の仕方も悪かったんだらうと思いたしますが、お答えがちょっと入り込んでいないような気がしますので、私はこれらに対して、南幌町の農業の、絶対南幌はですね、生き残るために農業の再生をしていかなければならない、即ち、私は食料自給率よりも稼ぐ農業、日本の農業を再生することによって南幌農業を守るという考え方を持っておりまして、即ち自給率にこだわってですね、外国産の農産物に比べて争うという物作りを続けるよりも、農家にとって、それ以外の国民にとっても大きな負担になる訳でありますから、私はできればですね、新しい、何と言うんでしょう、稼ぐ農業への、世界の中でこういうようなヒントがあるよということを町長に申し上げておきながら、その考えも後ほど聞きたいと思いたしますが、我が国はですね、本当に気候、土壌、水質、世界有数の農業条件が恵まれている国でもあります。日本固有のね、農業技術に、或いは今現在のIT、或いはバイオ、代替エネルギーなどをですね、日本が最も得意とする他の産業の英知も結集してですね、私は稼げる農業になるヒントがですね、実は世界の中を見渡したら、私はあるんですね。それは実は、イスラエルという国があります。それは砂漠の農業立国であり、中東に位置しておりますが、そういう中で国土の60%が乾燥地帯でありながら、それに覆われてありながら、この過酷な条件にもかかわらずですね、食料の自給率が、93%が維持されていると言われております。私はここで何が言いたいかと言いたすと、このような乾燥地帯であって、極めて過酷な条件にあっても、施設園芸とかトマトによってですね、96%の食料自給率を図っている訳であります。また2つ目にはですね、オランダを挙げたいと思いたします。オランダはですね、本当に小国であります。世界で最も小国農業の国だと私は思いたします。国土の面積は日本の5分の1ほど、それから耕作面積は日本の4分の1と言われております。日照時間に最も低い地帯であり、日照時間に恵まれていない国であってですね、この国は実にですね、面白いことに、自給率のこだわりを捨ててですね、高付加価値に特化したんですね。高付加価値のものに。そういうことで、チーズとか肉、トマト、或いはですね、イチゴなどに特化した事業によって成功している訳であります。或いは3点目にはね、日本国内を見渡し

ますと、実は新潟にですね、新潟の米がありますね。コシヒカリとかね。有名な。元々これはどうやらですね、調べるところによりますと、日本でもかつてですね、鳥も食べない米、鳥またぎの米と言われたそうです。それでこの新潟ですね、味にこだわり勝負に出たそうですけども、この結果、一発逆転して日本一うまい米になっていくという流れがあります。

次にですね、3点目ですけども、私の中の3点目の、空知管内の抗議集会等ではありますが、一応この答えの中でですね、今のところ予定はないと言っていますが、私はですね、基幹産業農業の南幌にとってですね、今回の、今後のことを考えますと、私は消費者、町民と或いは農業者、JAとかですね、或いは行政と一環になってですね、一環になってしっかりとした反対運動或いは行動をしても良いのではないかと。できればですね、そういう運動の中で、実は将来の南幌農業を守っていけるのではないかとさえ思います。それで再度この点についてもですね、ぜひですね、私的には、もし町長がそういう、今のところないと言っていますが、迫りくる問題でも、お尻がですね、APECでハワイの問題もありますので、できるだけそういう力強い運動をしていきたいものだと、このように思います。それは、やはり私的に、私は農業者ではありませんので、消費者という一町民の考えの中で、住民の中で考えますと、あれですね、農業者の署名運動、いろいろ今も、つい昨日もですね、回ってきて私も署名しましたが、実はあれですね、一番大切なのは、農業者だけでこの問題に取り組む問題ではないんだと。それはですね、農業者がやれば、この運動をやりますと、消費者からの目から見ますとですね、何かですね、あれですね、エゴのようにも見えたりですね、それから今のその運動が農業者にとってですね、だけの、何と言うんでしょう、有利に展開するかのような運動にも見えますので、私は消費者も行政も一丸になっての署名運動はぜひ必要でないのかなと、そのように思いますがいかがでしょうか。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

TPPの問題について近藤議員から再質問を頂きましたけれども、前段にいろいろお話を頂いたところではありますが、このTPPの問題、農業だけの問題ではなくて、国を支配するいろいろな分野、例えば金融、保健福祉等々、日本では本当にいろいろな分野での問題がございます。ですから国としてこの問題をどう取り上げるかという問題が一番重要でありますし、当然農業者だけではない、全国民が一緒になった展開をしていかなければならない。特に今、農業分野だけ取り上げられているのはちょっと残念でありますけれども、農業分野も本当に大事であります。国全体がどうなるかという、そういう部分がございます。その部分がまだまだ認識が不足しているのかなというふうに私どもも思っておりますが、国は農業に関して言えば自給率を上げていく基本方針がございます。今は40%であります。50%に目標を置いております。そのために農業政策をどうするのかということがございます。その時にこのTPPをどう判断するのかと。その辺の整合性がどうなるのかと。

私どもも運動の中でいろいろな話をさせて頂いておりますが、何とか自国で自給率を高めながら、国民の安定、安全な食料を確保していく、それが日本として生きる道の中でどうできてくるのか、これは国の方の部分等も地方とも同じ共通の点だと思います。ですからそういう分野でいかに農業政策が、国としてどう出るのかと、そのための政策が国民に理解されるような、農業分野であろう、いろいろな分野であろう、国として指標をきちっと定めるべきではないかと。それで、前段でお話させて頂きましたけれども、うちにも農業を育てる、自給率を上げる一翼を担う南幌町に、国費として相当投入をして頂いております。ですから今、立派な農業環境になりつつあります。そこをどうするかという問題が当然出てくる訳です。これからもそういうものが継続して、制度として、国として継続していくのかどうか、そんないろいろな分野がございますので、それぞれ外国を見ても、近藤議員からもお話がありましたけど、それぞれ自国の部分はちゃんと守っているんです。大事なところは。そのことを十分理解頂かなければ、このTPPも含めいろいろな協定あがありますけれども、国として、日本としてどういう食料を守っていくかというのが基本的に出てこなければ、この参加する、しないの議論には私はならないというふうに考えているところでございますし、当然コシヒカリの話も出てきましたけれども、北海道もやっかいどう米と言われた時代があります。しかし、今は新潟県から北海道へ、どう米作りをしているんだと視察に来るぐらいになりました。逆になりました。そのぐらい北海道農業、特に水稲においては進歩をしているし、農家の皆さんの努力も頂いている、それだけの、日本で言えば唯一自給率が210%を超えております。そんな北海道或いは南幌を守るためにどうあるべきかということは、当然言わなくても国が考えなければならぬ状況ではないかなというふうに思っております。

それから3点目の、町長が先頭になって集会等々をやるべきではないかと。思いはありますけれども、やはり農業団体が、うちは基幹産業であります。その方々との連携をしながらやるべきものだというふうに私は思っておりますが、今やろうとしていた自治体も、この地震で全て自粛しております。そういう大きなことでは、今はちょっとやる環境ではないと。従いまして、署名活動等々を一生懸命やりながら、地域の声として国の方に上げていく方が今はベストではないかなというふうに考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

議 長  
近藤議員  
(再々質問)

5番 近藤君。

町長、最後にですね、私は1つ、ぜひ南幌の中で、このTPPにも関連を十分しますので、提案的なものを、ちょっと質問の中でこのように言うのはどうかと思いますが、実は私は南幌の消費者、南幌のお米をですね、このTPPの到来とともにですね、もし来た場合ですけども、その前にですね、できればですね、消費者が、消費者ということは町民がですね、南幌のお米を食べることがですね、一番大切なように思っていますね、それで私の方でですね、できればカード式によって、

50kg南幌米を食べたら町民に500円でもいくらでもですね、還元をしていくというような、それで財源は住民税等で賄う、数%で賄えるのではないのかなという考えを実は持っておりまして、ぜひですね、そういうようなことに、力強い南幌の産業をですね、振興させて頂きたいなということをお聞きして終わらせて頂きます。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

近藤議員の再々質問にお答えをいたします。南幌の米を食べて頂く手法としてそういう部分もあると。当然私も認識しております。しかし、我が町の米を食べて頂く努力をどうするか。以前やっていた子育て支援米、これは非常に大きな効果があって自給率が上がったんです。ただ、皆さんからこの金額のかけ方に非常に問題があるということでやめた経緯がございます。そんなこともいろいろ考えながら、それで子ども達を中心に、今のお父さん、お母さんというのは、子ども達の意見によってこの米或いはこの銘柄の米という状況でございますので、そういう底辺から我が町の米を食べて頂くと。特に子ども達が作ったパッケージのお米が非常に人気があります。そんなことを中心に、南幌産の米だけでなく、南幌の米を含めて農産物を食べて頂くと。今回いろいろな、わずかな事業でありますけれども、いろいろな展開の中で消費拡大、そして農業を守る、みんなで守る、地域で守る、そういう運動に進めていきたいと思っております。ポイント制度については参考にさせて頂いて、今後の課題とさせて頂ければと思っております。

議 長

以上で近藤 長一郎君の一般質問を終わります。

10時50分まで休憩いたします。

(午前10時35分)

(午前10時50分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

3番 側瀬 敏彦君。

側瀬議員

私は今定例会に一般質問1問、町政執行方針に1問質問をいたします。

まず1問目の質問をいたします。今後に向けた指定管理者制度の考えはと題して質問をいたします。多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図り、経費の削減を図ることを目的として、地方自治法が平成15年に改正され、南幌町も指定管理者制度を導入し現在に至っています。私は、指定管理者制度を導入し施設を開放することによって、管理運営上の民間の手法、経営感覚を活かして、公の施設のサービスの質の向上と、民間業者にとっては新たな事業への参入機会への拡大、地域団体にとっても、施設管理者を通して地域連携が増大し、地域に必要なサービスを住民自らが行うことにより、住民と行政、また官と民の新たな連携を構築するといった効果が期待されると思っております。

1つ、今までの管理委託制度が指定管理者に変わり、南幌町も制度を導入して様々な団体が公の施設の管理を行っているところですが、現状



での利点、問題点、今後に期待する点を伺います。

2点目として、今後の指定管理者制度のあり方と、導入予定の施設等を伺います。

3番目として、指定管理で施設運営に携わる団体と人の育成を今後どのように考えているのかを伺います。以上、町長に質問をいたします。

議 長  
町 長

町長。

側瀬議員の今後に向けた指定管理者制度の考えはのご質問にお答えをいたします。現在、南幌町においては、平成18年度を始めとして、コミュニティーセンター5施設、福祉施設及び集落センター6施設、農産施設7施設、南幌温泉を含めた都市公園など29施設、全体で47施設を指定管理者へ移行し、運営を行ってきているところであります。

1点目の指定管理者制度に関する現状での利点及び問題点並びに今後に期待する点とのご質問ですが、この制度の利点を申し上げれば、公共的団体や民間事業者の手法を活用することで、利用者に対し質の高いサービスが図られていることや、行政コストの削減で行政改革の推進効果が得られていることなどが挙げられます。一方で将来的に考えられる問題点としては、施設の老朽化に対する投資が見込まれる中、指定管理者がその地位を放棄した場合、町民サービスが一時的に低下することなどが考えられます。また、今後に期待する点としては、民間経営者の発想を取り入れることで、より充実した利用者へのサービス提供が図られるものと期待をしております。

2点目のご質問である今後における指定管理者制度のあり方につきましては、コスト削減だけを強調することなく、当然のことながら、公の施設としての安全性や公平性の確保といった面を重視して行うことが肝要であると考えております。また、導入予定施設としては、自立緊急実行プランでお示しのとおり、夕張太ふれあい館、南幌町営球場の指定管理者への移行を取り進めて参りたいと考えております。

3点目の指定管理で施設運営に携わる団体と人の育成を今後どのように考えているかのご質問ですが、指定管理者の候補者を選定する場合には、総合的な評価をするため選定基準を設けており、選定基準の1つとして、各団体職員の育成体制を含めた利用者とのトラブルの未然防止と対処方法に関する考え方を候補者より提案して頂くこととなります。そのようなことから、団体及び人の育成については、あくまでも候補者の考え方によりますが、施設運営をする上で、利用者から町側への苦情などが寄せられるケースが生じた場合には、指定管理者に対し改善要求を講じるものであります。

議 長  
側瀬議員  
(再質問)

3番 側瀬君。

今、町長から説明を頂きました。お答えを頂きました。私はこの管理者制度について、なぜ今ここで質問をするかということなんですけれども、今、うちの町としても、本当に雇用の場とかそういうものに対しては相当数減っている状態です。それに加え今回のような大地震という形の中で、ますます予算的にも交付税についてもそちらの方に向く可能性

が大だと私は思っています。その中で町長から説明を頂いた47施設、有効にうまく運営をされていると、そのように感じておりますけども、大方が町民主体のコミュニティセンターとかそういう集落センター、自分達が自ら運営するような物件が大半でございます。その中でやはり今までと違った感覚で、そしてまた地元の方達の管理運営にする地域等が、同じ比率の中で壊れたものとはそういうものに対しては拠出をしながらきちっと管理をしているということで、このことについては本当に問題がないのかなど、そういうふうには私は理解しております。その中で一番ちょっと懸念をしているのがハート&ハート、それと加工センター、それと都市公園、このことについてでございます。都市公園については本当に、うちの町も実行プランの中で、今何とか町民の方に負担を頂きながら、こういう形で推移して、今やっとのところ中間点に来たという形の中で、一昨年は84万円でしたか、その補修費を見たところを、今年度の予算で515万円ほど見たということで、同僚議員からもあの辺が壊れている、この辺が壊れているという形のものが、今回相当数、長寿命化に向けて直されていくのではないかという形で、安心をしております。そのことで特に温泉、加工センターについては町外からということで、あくまでも従った形のルール分で行っていて、町に対しても温泉の還元券を頂いたり、そういう形の中では感謝をしておりますけれども、だんだん姿を見ていると様態が悪くなっているような状態、中身ではございません。外側の外観を見ても修繕とかそういうものがなされていない。特に加工センターは、私達も視察に行った中で、特に周りの環境の砂利を入れていないだとか、下がったまま、食を司る場所としては、やはりきちっとした形の、衛生面からそういうものを含めた形の管理形態、これは受けた中の経費に入っていないということで、やらないのは当たり前だと思っておりますけども、その辺、町としてどのように、今後町の中で指導していくのか、そういうことをお聞きしたいと、そのように思う次第でございます。

そして2番目の導入予定、旧態依然、2つの施設しか今は出されませんでしたけれども、私はやはり町の核であるビューローが、一刻も早く町民が集う、また町外から来る、そういう核の施設として有効活用されるべき施設だと私は思っていますので、その辺についても、町として今後いつ頃そのような形のものを出されるのか、その辺を、担当課の方からは予算の中でお聞きしましたけども、町長から、自らそういう形の中でお聞きをしたいと思っております。

3番目として人材育成、これは何を言ったのかということは、やはりその施設運営に対しても、やはり同じ感覚で同じ形の中で、私達の大事な町の施設、長寿命化を図るために、やはり年に1回程度はこういう形という同じ認識の場でやっていくのが必要なのかなど。そしてあくまでも町民に対してサービスを提供する場所として、その施設として活用するためには、やはり人材育成、これは相手の人材育成だけではなくて、町としてチェック機能を果たすための人材育成をするべきだと、そうい

うふうに思っていますので、その辺についてもお答えをお願いしたいと思えます。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

側瀬議員の再質問にお答えをいたします。指定管理者制度を導入しながら、いろいろ改善を図ってきているところではありますが、議員のご指摘のとおり、それぞれの施設が老朽化をしてきたり、町のイメージを悪化させるようなことが見られるようになりました。当然町の施設として町が手をかけていかなければならない部分については、指定管理者とも話し合いをしながら、町でできるだけ応援をしていきたいなというふうには考えておりますが、まだまだ、どこまでこれができるかという部分や、今後の対応の仕方の部分も私どもで検討しながら指定業者とやっていきたいなと。特に温泉、加工センターについては、もう早急にやっていかなければならない。その部分の一環として、1つはボイラーの取換をさせて頂きましたけれども、それ以外の問題、やはり利用者から新鮮で綺麗だという目で見られるような形にしていかなければならないなというふうに思っておりますので、業者等々とも相談をしながら、また議会の皆さんとも相談しながら、手の加え方、町としてどこまでやるのがベストなのか、これを探っていきたいなというふうに思っているところでもあります。

それからビューローは、これはもう何回も皆さんにお話をさせて頂いたところではありますが、それぞれ建てた時の要綱、規定、起債の償還等々の問題がございますので、24年までについては、これは今の現状の中でやっていかざるを得ないのかなと思っておりますが、それ以後については指定管理者を含めて公募等々をしながら、やって頂ける団体を探しながらいきたいものと考えておりますが、この2年間でどういう形がまた出てくるのか、以前から議会からも、道の駅だとかいろいろな方法の提案もございましたので、それらも検討し、どういう形が我が町の拠点として良いのかということも、また皆さんとご相談をしながら進めていきたいなというふうに思っているところでもありますし、当然それを管理して見て歩く町の人材の育成については、当然私どももそのことを認識しながら、新規採用を含めていろいろ手配をしながら、そして落ち度のない職員として、そういう管理ができる目を見られる職員を育てていきたいものと考えております。

議 長  
側瀬議員  
(再々質問)

3番 側瀬君。

町長より明確な答えが示されました。その中で特にビューローについては、やはりその場に行った段階で選定というよりも、いろいろな形でやはり町民からも提言を頂いた中で、やはりいろいろな人が集う、また有効活用ができるようなスタイルの施設にもっていくためにどうあるべきかというのは、やはり町長が目指している中で物事を整理した方が私も良いと思えます。やはりこれだけの立派な施設、何に使われているかはよく分からない、ただ駅通なのかバス停なのか、誰かがちょろちょろいるのか、観光センターだけにそこに背負わすという話にもならない

し、本来なら使い方が、私達も、特に町民から言われた1つの中でああいう形になっていったという形は本当に残念で、本当に仕方ないと思っているんですけども、その辺の使い方についても、やはり町民と一体となった使い道、または人が寄る場所の核としての流れでそれぞれ考えて頂きたい。その中で同僚議員からも道の駅、まちの駅という形のものも言われました。やはりコストを下げた中でサービスをきちっと、人も寄れるようなスタイルの中で考えて頂きたいと、そういうふうに思っています。

また指定管理者制度、よその町、特にうちの町が合併を望んだ町は、特に進んでいるように思います。その中で、やはり働く場所の提供の場として、やはりこのことを住民にどんどん提供することが、うちの町の1つのことだと私は思っています。また、職員もそのことのチェックをするような形の中で、住民と一体となって連携をとる、そういうスタイルのものが望まれる管理者制度だと私は思っていますので、そのこと、また町職員もいろいろな形で忙しい面があるので、そういう面、渡すものは渡して、きちっと管理するものは管理する、人任せにするのではなくて、そういう形のもので構築して頂きたいと、そういうふうに思う次第でございます。私は指定管理者制度を導入することによって、施設を通して公と民が密着した、やはり地域に主体的な参加をさせるような協働の社会システムのために、これは1つの核として構築すると私は思っていますので、その辺についても町長が、新たにまた考えがあればお聞きをしたいと思えます。

そして中にはコスト削減だけ、利益追求型でいくと、どうしてもその施設が本当に原形をとどめるだけのものになってしまうような形も見えてきますので、その辺についても、やはりただ経費削減だけではなくて、やはり立派にきちっと使える施設として指導していく者が必要であると思えますので、そのことも含めて最後に町長にお答えを聞きたいと思えます。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

側瀬議員の再々質問にお答えをいたしますが、やはり指定管理者制度の良いところはきちっと捉えながら、直すものは直していかなければならない。そのためには役場の職員の技術或いは能力を上げていかなければ、施設を有効活用して頂けないというのは考えております。特にビューローについては、これからの活用の仕方、非常にうちのまちづくりにも大きく関わることであり、非常に重要だと思っております。合わせて町内にそういう受けられるような、町民に認められるような団体が、或いは企業が早く育って頂きたいなど。やはり町民の目で大丈夫な団体と言われるところに渡したいものですから、今現在、あの施設を受けるという団体が、非常に厳しい団体がほとんどであります。早く町民から信頼される組織、団体になって、或いは企業になって、任せて、そしてあそこが我が町にとって良かったねと言われるような部分を地域を挙げてやって頂きたいし、企業の方も努力して認めて頂ければと、そんなふうに思っています。

次第であります。どちらにしても、もうそんなに時間の余裕がございませんので、私どもも活用の仕方をいろいろ練りながら、外れた時にはきちっとした形の公募ができるように、そして町内のいろいろな団体、企業が殺到するぐらいの、やりたいというような施設になって頂ければと、そんなふうを考えております。

議 長  
側瀬議員

3番 側瀬君。

執行方針について質問をさせて頂きたいと、そういうふうに思います。続きまして、町政執行方針に問うと題しまして質問をいたします。町長は執行方針の中で、「地方自治体に自らの責任と裁量、そして町民の皆様との協働を通じて町を創造し、成長させていくことが求められております」と掲げ、執行方針を打ち出されました。南幌町自立緊急実行プランを基に進めている町財政改革は、国の交付税増もプラスされ、財政基盤の安定化に向けて進んでいる現状ですが、本年度から進める第5期南幌町総合計画を基本に、町民、議会議員、行政が心をひとつにして、行政改革、財政運営を実行していかななくては、南幌町の将来は開かれないものと考えております。執行方針の中で懸念する3項目について、更に考えを伺います。

地域で支える活力ある産業の育成について、報道機関で町土地開発公社を解散し債務整理すると報じられましたが、報道内容と執行方針の中で述べられていることの整合性を問います。

2番目として、充実した医療環境の確立について、地域医療の中核施設として地域に密着した安全な医療の提供に努めて、基本理念と基本方針の実現に向けて経営改善計画に取り組み、病院の安定的運営に努めて参りますとしていますが、南幌町の住民ニーズ、位置的要因、繰出基準等の範囲内から見ても、大変厳しい状況下にあると思います。住民負担を優先させても病院の安定的運営をするのか伺います。

3番目として、みどりあふれる快適な都市環境づくりについて、近郊都市との交流など様々な交流を育むにぎわいのあるまちづくりを進めるとしてありますが、交流人口の受け入れ、また対策など、町として今後に向けたサポート、関わりを伺います。

以上、町政執行方針に対して質問をいたします。

議 長  
町 長

町長。

町政執行方針に問うとのご質問にお答えいたします。

1点目の質問の趣旨は、執行方針では本町経済の活性化に向け、本年度も町では町土地開発公社と一体となって企業誘致活動に取り組んでいくこととしているのにも関わらず、報道の、町土地開発公社では金融機関からの借入金の返済が困難な状況にあるため、平成25年度末に公社を解散していくという内容と整合性がないのではというご質問かと思いますが、お答えをいたします。この公社の解散などの方針案につきましては、先般の議会全員協議会の中でもご説明させて頂きましたが、今後の公社の在り方などを踏まえ内部検討を行った結果、国が創設した第三セクター等改革推進債を活用できる期間内に公社を解散、清算し、

町が直接工業団地等分譲販売することが、将来的に町財政への影響を極力及ぼさない方向性であると判断したところであります。しかしながら、公社の解散年度は3年後の平成25年度末ということで、その間、公社では借入金償還財源の確保に最大限の努力をしていかなければなりませんので、これまで以上、南幌工業団地、稲穂団地の分譲販売に積極的かつ精力的に取り組んでいかなければなりません。そのような状況から、町政執行方針では23年度も町としては町土地開発公社と一体となって企業誘致活動に取り組んでいくことが重要であることを述べさせて頂いているところであります。

2点目の住民負担を優先させても病院の安定的運営をするのかのご質問にお答えいたします。公的病院の経営は全国的にも厳しい状況にあり、町立病院の経営状況も、患者数の減少などにより依然として厳しい運営状況にあります。また、南幌町が札幌圏に隣接しているという地理的条件から、住民の医療ニーズに対し医療環境に恵まれている位置にあり、町外の医療機関を利用される住民も多いことも要因の1つと考えられます。今後、南幌町においても少子高齢化が急速に進み、高齢者世帯の増加が見込まれる中、高齢者に対する医療の提供や、南幌町の将来を担う子ども達の健康を守るためには、救急医療や小児医療などの提供を担う町立病院は、地域医療の拠点となる医療施設であると考えているところであります。しかし、平成22年度の病院会計に不良債務の発生が見込まれることから、一般会計から基準外の繰り出しにより補填をしたところでありますが、極力基準内での繰り出しで経営が可能となるよう、経営改善計画を実行するとともに、保健、福祉との連携を図り、各種健診や予防接種などの予防医療、更に在宅医療を推進し、住民が安心して町立病院を利用できるよう、信頼される病院づくりに努めて参ります。

3点目の近隣都市との交流など様々な交流を育むまちづくりについて、都市づくりの観点からお答えします。本町の地勢は、3周を緑濃い河畔林を育てている悠久な河川の水辺に囲まれ、また、豊かな田園は、先人が育んだ耕地防風林が色合いを添え、豊かな空知の風景の一端を担っています。そのような景観環境の中、本町の開拓の歴史の跡として遺る水辺を活用した三重緑地公園一帯や晩翠親水公園が本町の田園風景の一翼をなしています。これら町の財産を更に交流拠点の要として活用を図るため、南幌温泉隣接地にオートキャンプ場の整備計画や、今後整備される晩翠遊水地内での多目的利活用によるレクリエーション機能の充実を検討いたします。町の玄関口としてのイメージづくりを進め、来訪者の市街地内へのけん引を果たし、交流の機会づくりに努めます。また、市街地近郊では、今後整備が進みます道央圏連絡道路の接点への在来広域交通ルートの流れの影響を考慮し、沿道市街地のあり方の検討も行い、ビューローなどの公共公益施設の交流拠点としての役割を高め、にぎわいのあるまちづくりに努めて参ります。

議 長  
側瀬議員  
(再質問)

3番 側瀬君。

今、町長から質問に対して答えを頂いた訳でございます。私は町政執行方針は、町長のその年のマニフェストだと認識しておりますので、執行方針の中身と考えを認識する、また確認する目的で再質問をしたいと、そのように思っておりますので、お答えを願いたいと思います。

まず1点目の土地開発公社の解散、清算については、私としてはそのとおりだと思います。ただ、今の説明では、ただ返済を先延ばししているようにしか聞こえてこない、そのようにしか思いません。それはなぜかと言うと、やはりこの返済を引き延ばすことによって、逆に言えば短期返済とは違って、その分町が楽なのかもしれませんが、利息を含めてやはり3, 200万円ほどのお金が余計にかかると。それをしてもやはり町民に賦課するものを軽減していくという措置については、十分私もそのことについては理解をする訳でございますけれども、実際に議会の本会議場で私も提言したことがございますけれども、やはり今、南幌町として何が住民に対して必要なのかという観点から考えて、やはり雇用の場ではないのかなと、そういうふうに思いますし、そのために、せっかくそういう形のものが、今見通しがまだ、はっきり言って国の三セク債、これも今の大震災の関係で、もしかしたら立ち消えになる場合も相当数懸念をする訳でございますけれども、そのことを踏まえて、やはりうちの町は町民に対して相当負荷をしている部分、その部分については、やはり雇用の場を提供するという形の中で、やはりその土地と、また夕張太の新たな西団地も含めた、やはり開発をした中で、やはりその簿価をするような新たな施策というのが必要ではないのかなと。今の状態でただ引き延ばして売っていても、私はあの塩漬けの土地は何も変わらないのではないのかなと。ただ借金は減っていくだろうと思いますけれども、その借金返済を町民に負荷していったら、町民は本当にどうなのかと。やはり雇用という1つの町民に見える活用という形の中で、簿価というスタイルのものも、議員としてはそういうことを言って良いのかどうかというのは問題があるんですけども、私はそういう形にでもしていかなければ、あの町は将来的に、いつまでも町で持っていて、利息を生む、また管理をしていかなければならない土地に何も特化していかないのではないかと、そういうふうに思うことから町長にお伺いする訳でございます。また、町長も私と同じ南幌町の入り口である夕張太の出身でございます。今、元は南幌の不良債権部分が晩翠にございましたけれども、それは遊水地という形の中で解決された。今度は私達の住む、町長も私も住む夕張太の南幌工業団地、それと未整備の稲穂西団地、これが1つの不良債権になっていくのではないのかなと。それも札幌の玄関にある不良債権という形の中で、そしてましてや今まだ、明日の議会で決まる夕張太小学校の統廃合の問題も含めて、やはり入口を疲弊的にすることで、やはり人を呼べないような町にしてしまうのではないかということ私を懸念しています。やはり今までの形の、町長の言われている、土地開発公社と一緒にその売り込みに奔走すると書いてありま

すけども、本当にそうなるのかということが私は懸念をします。やはり町民に対しても、やはりその付加価値を下げて、金額的に下げてでも、また何かの面をつけてでも何とか処理をするというものが出てこない限り、やはりこの土地開発公社の問題、まだ決まっていない問題がいち早く新聞紙上に出るとということに対して、私はちょっと懸念を抱いたということで質問をした次第でございます。

それと2番目の病院についてです。本当に病院についてはしつこいぐらい質問をして申し訳ないと思っておりますけども、やはり町長も今言われていた町民ニーズについてはよく理解していると、また位置的な、町立病院の場所というものも認識しているというのはよく分かりました。今、公の病院として給与等を抑えられない現状、今の状況の医療を考えると、単年度収支は本当に到底無理と私も考えております。その中で町民が今の町立病院を安心して、そしてそれでも置きたいという病院に本当になるのかどうかというのが一番懸念をし、それで他会計から繰り出してもこれを残したいという気持ちが町民に本当にあるのかどうかというのは、町長はある人の分野から病院は残せと言われていていると、大事な病院だ、大切にしていると。私の方からいくと何だあの病院はという形のものが聞こえてくる。町長に伝わる言葉と私に伝わる言葉というのは違うのか分かりませんが、そういうことも大きい声なので、私は何回も町長に質問している訳です。そして基本理念、また基本方針と言っておりますけども、実際にその辺の分野について、町長、私も病院に行かないで、本当にそんなことを言っているのは申し訳ないんですけども、やはりその理念、方針というのがあまり見えてこない。19年から21年の病院改革の中の、その中の基本理念とか方針というのは私も熟読させて頂いた。それがそのまま生きています。そうすると辻褄が合わないことが沢山出ています。そのことで町長にお伺いをしたいなど、そういうふうに思っています。また改めて町長の思う基本理念と方針をお伺いしたいなど思っています。そして、やはり特に私立病院と違って、民間病院と違って町の病院は公の病院、あくまでも看護師達も含めて、やはり公僕だということで、やはりその時点で、今頃になって接遇教育をしなければならないという時点の、私は問題があるのではないのかなど。公務員としての原則、原点を、やはり逸脱をしているのではないのかなど、私はそういうふうに思います。その辺からも町長の基本理念、方針について、私は再度お伺いをしたいと、そんなふうに思っています。それで我が町の病院が、町民が望む病院に改革するために、病院スタッフ自らが臨む経営形態が一番私は望ましいと思っておりますし、診療科目も望ましい。やる気がないのであれば仕方ないんですけども、そうであるならば、やはりこの形のことなぜ論議、検討をしないのか、私はその辺がよく分からない、根本的によく分からないということなんですけども、その辺について、また町長としてやはり利用者を考えるのか、病院スタッフのことを考えるのか、そういうことを考えた上で、やはり町長の先般の定例議会の病院事業会計補正予算での議員発議の附帯決



議をどのように町長は認識しているのか、再度また伺いたいと、そのように思っています。

3番目の交流人口ということで、私の聞いている部分からまたちょっと逸脱しているかもしれませんが、実際にうちの町、大勢の人がフットパスという形の中で町を歩いている現状でございます。その中で今、民間団体が今回、信金の基金の中で2団体大賞を受けたという事実は報道の中でも示されました。その中で私が一番懸念しているのは、今、そのフットパスの中で、やはり町の農道、農村の、その物を作っている間を勝手に歩かれる方も大勢いると。その点については、やはり町に対しても相当苦情も来るんだらうと私は思っています。だんだん増えている状況にあります。やっていることに対しては、私も素晴らしい活動だと思っておりますけれども、このルート外に、やはり呼び出しをした、またその設定時期に来ない方が勝手に歩いているという面もあります。町の中を歩いている感じだと良いんですけども、それだけにある程度の規制とか、やはり町民にそのことに対して、不審者が歩いているような形で通報されるという話にはならないので、その辺に対してもどういうふうにこれから町として関わっていくのかということをお聞きしたいと思っております。そして、その中には本当に良識ある人が相当数歩いていると思っております。その中で、逆に言えば南幌町の町民より町外の皆さんが南幌町の良さを、また景観とかそういうものを逆に訴えてこられて、再認識をしている部分は私もいっぱいありますし、また、その歩いている中には空知総合振興局の重要な幹部、道の幹部、また開発局の重要な人が歩いているようにも聞いております。その中で、やはり町を再認識する意味でも、そして町として、本当はその面については勝手に歩けば良いという話にはならないと私は思います。やはりある程度町が関わって、このことも育成しながら、育てながら、私達の町の1つのPRに使って頂きたいと私は思いますので、その辺について公として今後どのように関与していくのかお伺いをしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

側瀬議員の再質問にお答えをいたしますが、まず土地開発公社の問題、これは以前も皆さん方にお話させて頂きましたけれども、今土地開発公社が持っている工業団地、それから西住環の関係、この西住環の関係、町の土地開発公社から簡単に町へ移行するというのは、すぐにはならないです。これは農林水産省にお願いをして、前の遊水地もそうでしたけれども、その許可が出るのに約2年ぐらいかかるだろうと。ですから、その計画変更をしながら、なぜ町が持つんだということの整合性もとりながら行くものですから、早くしたいんですが、そういうクリアをしなければならぬ課題がありますので、25年という、以前お話をさせて頂いたのはそのことであります。そのことまでできるだけ許可を得て、町へ継承していきたいものと考えているところであります。それで工業団地或いは西住環の問題、ともに南幌町としては大変重要な問題でありますし、特に造成済みの工業団地の販売、これは促進していかなければ

ならない。それは当然議員からもご指摘のように雇用確保の拡大もありますし、町が造成したものを早く、あそこが賑やかになる、また夕張太地域が良くなる拠点になろうというふうに思っていますが、今の経済状況で非常に厳しいのであります。なおかつ環境に悪い企業は、私はあそこに入ってくるのはいかなものかなという問題も抱えております。その辺を吟味しながらいるものですから非常に難しさがあると。

それから、安くしたら売れるのではないかと。それは中小企業は、確かに小さな企業は、ある程度安くしても来る方もおられるかもしれませんが、ある程度しっかりした企業については、土地の単価が下がるということは、その地域が非常におかしいと、疲弊をしていると、それを町が自ら認めたやり方ではないかと。我々が今当たっている企業などについては、そんなに下げるものではない、それは南幌町全体を下げる意味になる。この辺が非常に難しいのであります。それと企業会計、土地開発公社の問題がございます。当然安く売って負が多くなります。そのことについて理解を得られるのかどうか、そのことも十分配慮しながら、まずは来て頂く企業を何とか1つでも2つでも努力をしていく、この姿勢は今までと同じであります。私自ら動きながら、職員とともに、また議員からも頂いた情報、常に頂いたものを、早く行動しながら来て頂く努力は惜しまないでやっていかなければ、南幌町全体としても、思うような形のまちづくりはいけませんし、当然夕張太地域の方々にとっても不備な思いをする訳でありますから、南幌に入ってきて頂いた、来た途端荒地ばかりと、私もそんな印象もさせたくはないですけれども、何とか売る努力をしながらやっていこうということでございまして、先ほど議員からご指摘を頂きました三セク債がどこまでだという議論も、今のところ25年までは大丈夫という情報でありますけれども、そのことも含めて、できるだけ速やかに情報を把握しながら、移行できるように進めて参りたいなというふうに思っております。

それから病院の問題、これは非常に難しいデリケートな問題でもあります。それで我が町の65歳以上が去年の11月からもう2,000人を超えていると。それで私達も含めると、これから団塊の世代がそちらの年代に入っていきます。そうすると高齢者が非常に増えていく訳であります。そういう住民ニーズがございますので、それらに対応できる、町民が利用できる、町民のためになるような病院改革をするために、いろいろな改革をしながら、議会からもご指摘を頂いているところであります。何とか病院改善計画を実行できるように進めているという状況でございます。そして病院の中で働いている人達、議員からご指摘を頂いた人達で病院運営ができるような方法は考えていないのかと。当然私も考えながら、良くなるのであれば先生方で作って組織運営をしていくのも1つ方法だよという、それができないのかと、意欲があるのかないのかというご相談もさせて頂いておりますが、なかなか今の現状ではそこまでまだ踏み込めない。或いは医大の関係者の話によりますと、まだそこまで、そういう部分にはならないだろうと。しかしながら、地

域医療を守るために病院経営をやっていくと、公として大事な機関であるということでもありますし、当然お年寄りの不安を解消する心のケアもあります。そのことも踏まえながら、この問題は慎重に対応していくべきではないかなというふうに考えているところでございます。

それから、まちづくりの中でいろいろな方が町内に来て頂いている、本当にありがたいこととございます。しかしながら、議員からご指摘のとおり私有地にも入り込んでいるという苦情も確かに、その境界が分からないというものもありますから、あまりひどくなりますと、やはりそういう団体に対する、或いは土地利用の規制等々もかけていかなければならないとは思いますが、やはりなるべく規制をかけないで、自由に来て、その団体のモラルを信用して活動して頂くのが一番良いのかなと。南幌町の自由な空間を味わって頂ければ良いのではないかなというふうに私は思っておりますし、やはりそれも、町民がもっと、町外から来る方々も増えるのと合わせて町民との交流ができるように、町民がもっと一緒に、参加できる人数が多くなることを私どもも期待をしているところでございます。そのために行政は何ができるのかということ、情報発信もしながら私どもは考えていきたいなというふうに考えております。

議 長  
側瀬議員  
(再々質問)

3番 側瀬君。

通常的一般質問ならもっと攻めたいんですけども、町長の執行方針ということもあって、町長はこのことで1年間進むということなので、いくら相対していることを言っても仕方がないのかなとは思っています。そのことに対して敢えて言わせてもらうならば、病院に対しては、やはり町長はもうすさまじく病院を守ろうとしている、議会もみんな町立病院はなくす訳にはいかないという観点は同じです。ですが、やはり議会からの附帯決議に対しても、やはり耳を傾けていないのかなと、そういう形にしか私は思えないんですけども、やはりいろいろな模索はすべきだと思います。だからこうやっていくんだという、それなら私達はやめますという話にはならない話だし、やはりきちっとそういうことに対して、そしてどうしようもない場合は、そこで私はやむを得ないと思っています。それもしないで、ただ最後になったら、マイナスになっても何とかする、マイナス予算計上でも良いんだという話には私はなっていないと、私は町民はそんなに甘くないと思っていますよ。だからその辺に対しては、執行方針ですので、もし再度議会に出てこられたら、またそのことに対しては十分追及させて頂きたいと、そういうふうに思っています。

それと町外からの人の交流について、やはり町からも、やはり分からない、逆に言ったら土地を持っている方が分からないということで、やはり一文、やはり町からもそういう形で流すべきではないのかなと。そしてやはりトラブルがないように、やはりいきなりそこを歩いていて、いきなりお前はどこに入っているんだということになればその人達も、実際に予定した時期ではない時に、やはり勝手に入ってくる人もいるも

ので、その辺のことについては、また違った形で周知をして頂きたいと、そういうふうに思っていますし、町長も交流人口については、きちっとまたそのことについては関与していくということの言葉を聞いたので、その辺については安心をしているところでございます。

実際に土地開発公社の面の解散についても、清算についても、これについても、ただ簿価のこと、ただ安くすれば良い、町長の言っていることも一理ありますし、だからと言ってこのまま放置して、町の塩漬けの土地にするのもいかなものかなど。その辺について、やはり議会側としてもこのことに、一生懸命販売戦略に協力していかなければならないと思っていますし、その辺についてもまた新たな模索も、やはりどの辺というスタイルのもの、ただ安くすればだめだということか、ただ高く、このまま現状でいくのが良いのか、その形のすることについては、新たにまた話をしていかなければならないことだと思っていますので、その辺についてもまた町長からお答えがあればお聞きしたいと思っています。

今うちの町も本当に、一時は1万人になったという形の中で、本当にその時点で、この1万人になった時の時点の皆さんが、うちの町に何を求めてきたかということをやはり再度、職員も含め、私達議員もやはりその原点に立ち返らなければならぬのではないのかなど。そのためには今住んでいらっしゃる住民の皆さんの声を、やはり少し聞かなければだめではないのかなど。聞くというのは、何のためにここに来たのか、何のためと、そういう言い方はちょっとおかしいんですけども、どうしてここを求められたのか、何が良かったのか、そういう、その時の当時の、やはり原点が、うちの町の、やはりもう1回人口増に繋がる要点があるのではないのかなど。聞くことによって、この町からいち早く、ここを売って出て行く1つのものの要点を押さえられるような気もします。このことについても町の方で聞くような、その人の話を聞くということが一番大事だと思うので、そこにまた役場の方が優しく物事を聞くというのは、この町に本当に住みつく1つの要因になると思うので、その辺についても、また町長として認識があればお答えを願いたいと、そういうふうに思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

側瀬議員の再々質問にお答えをいたします。病院の部分については、いろいろな形態は、私どもの中でやっていかなければならない部分も当然あるかと思えます。しかし議会の意見、議決は非常に重いものと感じているところでございますので、それに向かってちゃんとできるように進めていく、当然改善計画も認めて頂いている訳でありますから、その思いで進めていくということでありますので、何とか院長をはじめ働いている人みんなが共通認識、再度確認をさせて頂いて、やはり汗をかいている姿勢が見えないという声もありますので、そのことをもう一度確認しながら、何とか繰出基準内で終われるように努力をして参りたいなというふうに考えているところでございます。

それから交流人口、いろいろ出てくるかと思えます。私どももせっか

く来て頂いて、やはり良い印象を持って頂くというのは、先ほど申し上げたように、来て頂いた方と、それからいる町民が共通な思いをして頂かなければ、片方で来て頂いた人達は良い思いをしたけど、通って頂いた私有地の、民地の方々が非常に不愉快な思いをする、これは片手落ちになるのかなど。なるべく規制をかけないで、団体等ともお話をさせて頂きながら、快くお互い利用して頂くというのが一番ではないかなど、私はそんなふうには思っているところでございます。そして平成に入り来て頂いた方々、去年のアンケートの中で60%がうちの町に来て良かったと言って頂いています。その大きな思いは私どもも感じている。そのために職員一丸となってまちづくりを進めるとともに、1万人未満の町でございます。もっと顔の見える、私どもも含めてそういう行政運営、だから役場があって良かったと言われるように、一丸となって取り進めて参りたいなど、そのように考えています。

議長 以上で側瀬 敏彦君の一般質問を終わります。  
午後1時まで休憩いたします。

(午前11時42分)

(午後 1時00分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
一般質問を続けます。

1番 熊木 恵子君。

熊木議員 今回の東北地方を中心とした巨大地震の発生で大変な被害が出ています。被害の全体像はまだ分かりませんが、大地震と津波が多くの方々の生命と財産を奪いました。痛ましい犠牲となった方々に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、被害者の皆さんにお見舞いを申し上げます。また、私は日本共産党町委員会として、14日、三好町長に今回の被災に対する緊急申し入れを行いました。前向きに検討して頂いていることに感謝の意を表します。

さて、町民参加と地域づくりについて、町長に質問させていただきます。町長は今回の執行方針の中で、第5期総合計画が今年度よりスタートすることを掲げ、町民参加と地域づくりをキーワードとして、安定した財政運営を図りながら、町民、議会、行政が心をひとつにして、将来を担う子ども達に南幌町をふるさとといえる町にするために全力で取り組んでいくと述べています。

町民参加というのは、具体的にどのようなことを考えているのでしょうか。先日、多良木町の児童が本町を訪れ交流が行われました。児童生徒の交流ではありますが、歓迎やお別れ会など、町民参加を呼びかけることで、町民のもてなす心や交流が図られるのではないのでしょうか。いろいろな場面で町民が町の行事や行政の説明会などに積極的に参加できるシステムを考えるべきではないのでしょうか。

2番目に、地域づくりに対する町長の決意はどのようなものなのでしょうか。今定例会に町立学校設置条例の一部改正案が提案されています。執行方針の中では、このことについて一言も触れられていません。教育委

員会が決定することだから町長の方針には入らないと認識しているのでしょうか。夕張太地域からの学校存続の請願は、臨時議会において賛成少数で否決されましたが、今なお地域での不安や、まちづくりの視点から夕張太地域をどのように位置づけ、今後どのように発展させようとしているのでしょうか。町長のまちづくりビジョンで明確にすべきです。それが見えないから地域では不安が広がっているのではないのでしょうか。夕張太西団地の住環境整備計画が先送りされていますが、保育所は閉鎖、小学校も閉鎖したところに、住宅を求めて人は来ないのではないのでしょうか。地域住民から、この地域は町から見捨てられたのかという強い憤りの声は、何度も開かれた住民懇談会で多数出されています。子ども達にとって、より良い環境を提供したいというのは、町長も保護者、地域の方も、そして私達も思いは同じではないのでしょうか。学校の統廃合は、町の歴史を考えても重大な問題です。住民合意が得られるよう、時間をかけて十分納得した上で決めていく、このことが必要です。なぜ平成24年4月の開校にこだわるのでしょうか。説明会の中で、複式学級の弊害があるような発言が関係者から出されていましたが、夕張太小学校での1年間の検証もなしに、追い立てるように決めていくことは、町長が執行方針で述べられている町民参加、地域づくりから外れることではないのでしょうか。以上、町長の見解を伺います。

議 長  
町 長

町長。

熊木議員の町民参加と地域づくりについてのご質問にお答えします。

まず1点目の町民参加というのは具体的にどのようなことを考えているのかということにつきましては、議員の言われるように、私もいろいろな場面で町民が積極的に参加を頂くことだと考えています。自主自立のまちづくりを進めるにあたっては、財政的なこともあります。これまでの行政主導のまちづくりではなく、町民自らの活動や、まちづくりへの参加意識のもと、町民からの発想、発案によるところがあって然るべきと思っております。また、行政が町民に理解され、協力頂くことも、町政への参加のひとつとして捉えております。

町民が積極的に参加できるシステムをとということにつきましては、これまでも住民に説明すべきことや意見を頂くことに関して、できる限り時間をかけて周知をさせて頂いているつもりでおりますが、残念ながら町の行事や説明会に出てこられる町民は年々少なく、限られた方になってきているように思われます。今後も多くの町民に関心を持ってもらえるように、私もできる限り地域に足を運ぶつもりでおりますし、町民の皆様にも情報を提供して参加して頂く努力を続けて参ります。

2点目の地域づくりに対する決意はどのようなものか、南幌町立学校設置条例の一部を改正する条例制定については町政執行方針の中に触れられていないが、教育委員会が決定することだから触れなかったのかとの質問ですが、少子化の進行に伴う小学校のあり方につきましては、教育委員会が決定した南幌町立小学校適正規模・適正配置基本方針を、私も十分その内容を理解し、教育委員会と共通認識に立っているところ

であります。この基本方針に基づき、昨年10月、保護者・地域住民説明会を開催し、その内容の説明を行ってきたところです。その後、11月に夕張太地域づくり委員会の会長より夕張太小学校の存続に関する請願が議会に提出され、議会として慎重審議、議論を尽くし、本年1月、第1回議会臨時会において、審査意見を付し、賛成少数により不採択となったところです。これを受け、第5期総合計画の中でこの審査意見を参考にし、教育・文化分野の中で位置づけをしたところであり、町の重要施策と認識をしております。

また、なぜ平成24年4月にこだわるのか、複式学級の検証をしてからでも良いのではとの質問ですが、子ども達により良い教育環境を提供していくためには、適正な学校規模を安定的に確保することが必要であることから、1年でも早く統合すべきと考えております。また、複式学級を決して否定するものではありませんが、でき得れば子ども達が同じ教育環境の中で学習できる場を提供することが、私達大人の責務と考えております。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

1 番 熊木君。

まず1点目の町民参加のことです。先ほどの質問の中にも述べましたけれども、多良木町の児童交流、私はちょうどその歓迎と言うか、子ども達が着いたという時は、ちょうど議会の委員会がその日はありました。議員だからそれに参加するとかしないとかということではないんです。やはりせっかく姉妹町として締結して進んでいる訳ですから、いろいろな形で町民に参加を呼びかけるというのは、最低限必要なことではないかなと思うんです。それで私は新聞に、日曜日でしたか、お別れ会があるということが出ていましたので、たまたまその日ちょっと参加してみました。いろいろ教育的な取り組みということもありまじょうし、それから場所のこととかいろいろなことが考えられますけれども、やはりそういう計画があること自体を町民に知らせて、何らかの形で参加してもらおうということは、今後の取り組みとしても必要ではないかなと思いますので、そここのところをちょっと答弁をお願いしたいと思います。

町民参加ということでは、私も今までこの4年間の中で、一般質問やいろいろな提案もしてきました。去年の質問の中でも、高齢者の所在不明という問題が起きた時に、民生委員に代わるという訳ではないですけども、民生委員が1人で抱えている人数とか、すごく多いのではないかということで、そこにも可能な限り町民が参加できるシステムづくりというのを構築してはどうかという提案もしました。それでいろいろな形で町民が自主的に参加することが本当に望ましいんですけども、なかなか今はそうならないのが実態だと思います。そこを、やはり町内会だとかいろいろな団体とかがありますけれども、そこにも呼びかけながら、より多くの人いろいろな形で参加する、そういうことを町としても積極的に、今以上に積極的に進めて欲しいと思いますし、ではどういう方向があるかと言うと、いろいろなことが考えられると思うんですけども、これも一度提案とかしたんですけども、やはり町長のタ

ウンミーティングとかでも、やはり年々人数が減ってきたり、あと大きな問題で、合併の時とかそういう時には沢山の人が参加したりもしますが、その後の自立プランの説明会にしても、今回の学校の統廃合についての説明会にしても、参加人数は本当に少ないです。そして教育委員会は少人数でも言われれば、どんな少ない人数でも説明しますということをおっしゃって、なかなかそれでも参加は少ないというのが実態だと思います。

それで地域づくりという点については、町長の答弁の中では、私が質問したことに対して、執行方針には載っていないけれども、教育委員会の決定したことに関して町長も同じ認識に立っているということが今の答弁で出されました。それで、この地域づくりに大きく関わりますけれども、今回の統廃合、やはり地域の中ではまだまだ不安を抱えているということが実態だと思います。それで住民懇談会、確かにそこに参加した人が沢山の意見を言って、参加していない方とか、参加していても意見を言っていない方もいますから、町長は前に、自分のところには早く統合した方がよいという声が沢山の届いているということをおっしゃっていましたが、それならなぜあのような時期に地域から請願署名が上がってくるのか。やはり説明が不十分だからではないでしょうか。そのまちづくりに対して、夕張太の地域を本当にどう考えているのかということが再三住民懇談会では出されていましたが、それに対して住民が納得できるような答えが聞かれないから、まだまだ不安を抱えているのではないですか。その辺のところを、町長がこの執行方針の中で2つをキーワードとして今年1年間やっていくという辺りでは、先ほどの同僚議員の質問にもありましたけれども、やはり町民の声をしっかり聞く、それを聞いた上で解決をひとつひとつ図っていくということが前提になれば、まちづくりというのは進んでいかなければなりません。先ほどの質問の中にも述べましたが、今回の説明会の中で複式学級のことについて、説明会の中では委員の方から数々の重大な発言をしているのを私も聞いていますし、そういう中で例えばですね、今回の統廃合は教育委員会の専決事項だという発言があったり、複式学級にならないために配慮する必要があるという発言だったり、複式学級は便宜的な手法であるとか、更にみどり野小学校や南幌小学校の説明会では、夕張太小学校の複式学級を見てきた、子ども達は背中合わせに学習していて、実に子ども達はかわいそうだったというような発言がされていました。これは教育者が保護者に向かって発する言葉なのかということで、私は大変疑問に感じました。これでは複式学級を経験していない保護者達は、すごく不安を煽って、やはり複式はだめなのかというふうに思うと思います。確かに複式ではなくて、教育委員会が決定したように2クラス、1学年2クラスが望ましくて、学級編成もできるのが望ましいという考えも一部にはあると思いますけれども、今回の夕張太から存続して欲しいという願いは、学校のことだけではなくて、やはりその子ども達のこととも考えながら、その地域をどうしていくのかということが一番大きな



ことだと思えます。そういうところで、十分その気持ちに伝えていっていないということで、このまま24年4月開校ということに突き進むべきではないと私は再三思っていて、再三提案もしているんですけども、その辺で町長の考えを再度伺いたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。多良木町との児童交流、大変、来た子ども達を含めて、多良木町から来た方々については、大変感動をして頂いたという状況でございます。しかし、この歓迎はどうやっていくのが一番ベストなのかというのは、やはり子ども達の環境、それから頂いた言葉から考えますと、自然な姿が一番望ましいのかなというふうに、大々的にやると子ども達がまた委縮する部分もございますから、これは自然環境、どういう形がこれからも望ましいか、研究もしていかなければならないとは思いますが、やはり子ども達にとって、子ども達とどう交流ができるか、或いは我が町、或いは多良木町の状況を自分達でどう学習できる機会を与えるか、そのことも含めながら、児童交流そのものについては、非常に私は意義があるものというふうに思っておりますが、歓迎の仕方についてはいろいろ検討するべきではないかなと。やはり役場は入って、職員とともに歓迎したのでもびっくりしたと、そういうことも聞かれておりますので、やはり子ども達が自然と児童交流ができる形をどうやって築いていくのが良いのかということも考えていきたいなど、そんなふうに思っております。

それから、民生委員を含めて、お年寄り等々の把握を含める地域としての結びつきはどうあるべきかということで、今、町内会、区長会の方々と協議を始めております。これは民生委員も同じでありますけれども、非常に難しいのは、個々によっては来て頂かない、自分達はしっかりやっているんだと、そういう声も頂いている訳でありますから、そのことと合わせて、本当に困る方々も、今回の地震の時も確認をさせて頂きましたけれども、いろいろな問題がまだまだ出ております。だからその辺を、地域の方々が行っても、そういう閉ざすような方々もおりますから、そこを開いて頂いて確認をできる組織づくり、これは一番早いのは、地域の方々がやはり一番早いと思っておりますので、ぜひいろいろな行政区、町内会の皆さんの協力を頂きながら、防災も含めて地域でできることをやれる組織づくりにご協力を頂くように、ともに作っていただくと、そんなふうに思っている次第であります。

それから小学校の関係について、地域づくり、夕張太は特に、これは国も北海道も認めて頂いて、住環境づくりをやって、第1次が終わり、今第2次が入っていないと。これは南幌町の財政状況があって、なかなかまだ進められていないという状況であります。やはり農村の住環境整備事業ということも導入して頂きましたので、それらを合わせて、夕張太は大事な拠点、地域づくりの拠点だろうと、私もそのように認識をしております。残念ながら、先ほど申し上げたように、まだまだうちの状況が非常に厳しい状況でございますので、早くそれを脱して、それぞ

れ地域づくりをできるような行財政運営ができればなど。できるだけ早くしたいものと思っております。そして地域の人達とともに、その地域がやはり発展していくために、地域の声も聞きながらともに進めていきたいと、これは熊木議員と同じでございます。そんなことで頑張っていければと、そんなふうに思います。

それから、教育委員会でいろいろ会合を開きながら地域の方々にご説明をさせて頂いたところではありますが、捉え方がちょっと分かりませんが、やはり教育関係者も真剣になってこの問題に取り組んでいるところがございます。内容については私は詳しくは承知はしていませんが、いろいろご意見は頂いたというのも聞いているところではありますが、複式学級が悪いと先ほど申し上げた訳ではありません。ただ、今の、今年度から始まる、新しい年度から始まる教育環境、そんなことを考えますと非常に、それで良いのかどうか。逆に言うと。先ほどの議員からの質問にありましたように、素晴らしい環境の中にいる我が町でございます。その中で、本当にそういう環境で教育づくりが良いのかどうか、大人として本当にそれで良いのか、私も悩みながらではありますが、やはり同じ南幌町に住む子ども達に、同じ環境で良い教育環境を与えるのが私の責務ではないかなと。そんなことから今回、24年という答申を頂いたものを、私の中で判断をさせて頂いて、今とり進めようとしているところがございます。以上であります。

議 長  
教 育 長  
(再答弁)

教育長。

若干関連しているところがありますので、私の方からお話をさせて頂きます。実は教育委員会といたしましては、今ご指摘のありました統廃合の問題、教育がいかにあるべきかということに関しましてはですね、1つ大きな原則を持っております。これは私どもだけではなくて、全国の教育に携わる者の原則です。それはですね、教育を政争の具にはならないということです。そういう表現ではないですけども、結果的にはそういう内容になります。教育は政争の具であってはならないということだと思います。それから2つ目はですね、教育委員会の構成メンバーの件ですけども、これは教育の専門ばかりになっては困りますので、教育の専門家に指導される、流されるような教育委員会であってはならないので、各界でいろいろな仕事をしている方を委員として迎えるということが大きな原則になっております。言い換えれば素人集団であります。これはですね、例えば今回の私ども教育委員の中では、国の指導もありますけれども、女性委員を必ず入れること、それからもう1つはですね、子の親であること、この2つが大きなうちの教育委員会にかけられた投げかけでありまして、そしてそれを受けて町長が人材の人選を進めて、今回の教育委員会は成り立っているところでもあります。即ちですね、教育委員会の中には専門家も当然おります。けれども、専門家以上に一般の方達の代表者が入っております。それはですね、お母さんですから、子どもの母親が入っておりますから、その子どもの実態を通して意見を言ってくれるでしょう。それから専門的な立場で、いろいろ

町内の中で仕事をされている方もおりますから、その立場から地域の意見を打診してくれる人、様々な方であります。ですから、教育委員会が1つ方向を決めるためには、それらの方々の意見を十分勘案しながら方向を出していくところであります。それをご理解して頂きたいと思えます。今回の流れの中で、議員のご指摘のように、今起きている現実、それから過去に説明会をした中での住民の意見は十分承知しております。それぞれの立場でお話をして頂いていますから、私は全てその人達の意見も含めて正しいと思っております。その時点では正しいと思っております。ただ、それを一定の方向に利用するというような関係が見えた時には、私は否定せざるを得ないと思っております。即ち政争の具になされるようなことがあってはならないということではないかと思えます。ただ、それも仕方ないと思っております。その地域の再生に関わることだから、仕方ないという感じを持たざるを得ないとは思っております。ただ、それでも教育的に考えた時に、子ども達にいかにか素晴らしい良い環境を与えるかという視点を考えた時には、それをも大局的な見地から考え直さざるを得ないと、そういうふうに考えております。そういった考え方から、時期の問題もありましたけれども、その時期も含めて、私は教育委員会の中で平成24年4月1日と方向性を定めたことは正しかったと思っております。正しいと思っております。そして、それが総務常任委員会の中で話され、一定の方向を決めて頂き、2月の臨時議会の中で皆さんにご提案を申し上げて方向が決定されたというふうに理解をしております。それはですね、皆さんはそれぞれの地域の人達の意見を背負って、この議会に参加しているはずですからその総意をきちっと受ける覚悟を私どもはしなければならぬんです。そういう観点に立って方針を決めまして、そして理解をして頂き、町長とも相当長い間詰めました。その結果が今日であるというふうに理解して頂きたいと思えます。2月の臨時議会で方向を決めて頂いた中身というのは、大変な重みがあるというふうに感じております。以上であります。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

1 番 熊木君。

今、教育長にも答弁をして頂きました。1月の臨時議会の中で賛成少数でというのは、私ももちろん参加していますし分かります。私が先ほど教育委員の方でという話をしたのは、教育委員はいろいろな方が各界から参加しているということでしたけれども、教育者であった方がそのような発言をしたということで、私は大変衝撃を受けました。いろいろ個人的な見解だとか、複式学級についてはいろいろな考えがあろうと思えます。しかし、現に夕張太小学校で試行錯誤しながら去年4月から始まっているというところで、それを検証、1年間の検証とかも経ないうちに、やはりその考えだけが大きく何度も話されるということ自体が、私は問題があるのではないかなと感じたんです。ですからそのことを先ほど町長に、そういうような意見があったことを町長としてはどのように考えているのかということ伺いました。町長はその具体的なことでは答えられなかったんですけれども、私達総務常任委員会、私はその会

場に全て参加しまして、自分でも記録をとりながらいましたから、その教育委員の方が発言された内容も分かっていますし、あと総務常任委員会の中では、私だけがそれを聞いたのではなくて、やはり記録として出されているものをみんなで確認をしながら、総務常任委員会でも議論を進めていったところです。それで残念ながら賛成は少数でしたけれども、やはりその時期の問題については、今現在、この請願が出された後に、請願をされた地域の団体の方々が、24年4月の開校はやむを得ないというふうに思っているのであれば、それはそれで仕方がないと言うか、その方向でいくのはベストかと思います。だけれども今なお、やはりいろいろ不安を抱えているんだと思うんです。そのような不安に対してどもまで真剣に答えていくのかということところがね、私にはその細かいところまでの不安に答えているというようには感じられないのです。ですから、そこで24年4月にこだわって、1年間で何もかも準備するというのではなくて、本当に学校の統廃合というのは、地域で絶対的にこれでいくんだという合意がなければ進めてはだめなことではないかなと思います。何も政争の具にしている訳でも何でもなくて、その地域の方も私もそうですし、今まで古くから、例えば夕張太であれば夕張太の歴史を支えてきた人達にとっても、その学校というものに対しての思いというのは特別なものがあると思います。だからその辺のところをしっかりと汲んだ上で進めていかないと、後々までやはりしこりを残していくのではないかなと思います。

そしてもう1点言わせてもらいますと、今回のこういう大きな地震、このような災害が起きた時にですね、懇談会の中でも出されていましたが、学校があってその避難場所のこと、その避難場所の説明と言うか質問が出た時には、夕張太小学校は水害の時の避難場所ではないということが答弁で言われましたよね。でも避難場所と言うか、やはり夕張太のあの地域で一番大きな建物で一番がっしりしている所に、みんなこういうような時は集まっていくと思うんですよね。それが学校がなくなっていくということで、やはりそういう後々のこと、だから学校校舎の跡地をどうするのかということなども意見が出されていましたが、やはりそういういろいろなものをクリアにしていきながら、これだったらもう大丈夫だということまで、やはり待つべきではないかなと思うんです。委員会の方が拙速すぎるということを実際に署名の中でも出されていましたが、私も本当にそう思うんですけれども、やはりもっと、今の複式学級でもメリット、デメリットは確かにありますし、現にそこで学んでいるお母さん方からも説明会の中でも声がありましたけれども、やはりいろいろな問題は複式学級のみならず、教育の場ではいろいろあると思います。でも、そういうところの良さも悪さも出しながら、地域住民の力を借りたり、そして教育委員会のプロの力を借りて、解決できることの解決を図っていくということが必要だと思います。ですから、何度も言いますが、町民参加と地域づくりということは、この学校の問題1つにとってもそうですし、これからのまちづくりの進

め方ということについても、やはり本当に町長が言うように大きな柱、キーワードだと思います。だからそこに町民が、よし、この2つの柱に自分達も沿って、協力できることは協力してやっていくというふうになるのが一番良いのではないかなと思います。

前後しますけれども、最初に町長が答えて頂きました多良木町の子ども達のことなんですけれども、私も8月に南幌町から多良木町に行った子ども達の感想とか、そういうのが広報に大きく載って、すごく興味深く読みました。この広い真っ平らな所から、山あり谷ありの所に行って、あといろいろな、南幌町で経験できないことを学んだ子ども達が、やはり一回り大きくなって、そして交流した子ども達を迎えるというところで、今回また広報に載っていましたが、私はお別れ会の時に参加して、多良木の子どもが代表で、初めて雪に触れたことだとか、飛行機を降りて辺り一面全く違う世界が広がっていることにすごく感動して発表していたことがすごく心に残りました。やはりそういうのを、自分達はこの平らな所において、これが当たり前の風景かと思っている町民も沢山いると思うんですけども、その違いというのをやはり町民と一緒に共有すると言うか、新しい交流が生まれた中と一緒に味わいながら、それにちょっとずつ参加していくことで、もしかしたらこれがきっかけになって、町民参加ということが膨らんでいくのではないかなと感じるんです。ですからこういう発言もしているんですけども、ちょっと何点かありますので、答弁をお願いしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたしますが、学校の問題、非常に教育の問題、大事な問題であります。私の心も痛むのは、そういう部分がございます。ですから、これはもう何回も議員にもお話させて頂きましたけども、23年度から始まる学習指導要領等々の改正、そのことも十分考えながら、やはり子ども達をのびのび育ててあげたい、同じような環境で全町の子ども達を育てたい、私はそんな思いをしているところでございまして、決して複式学級がだめだとか良いとかという、そういう問題ではなくて、やはり同じ境遇の中で教育していくのが私は望ましいのではないかなという思いでありますし、当然学校の跡地利用の問題については、議会からも意見が付されております。そのことも十分考えながら、地域の方々と相談をしながら今後取り進めていきたいなというふうに思っております。やはり大人は地域づくりで、いろいろ意見を言いながら地域をつくることができますけども、子どもの教育環境は、やはりきちっと大人がつくっていくべきではないかなと、そんなふうに思っていますし、夕張太だけではございません。南幌小学校にもいろいろご意見がある訳でございます。学校は3つを1つにする訳ですから、み小にしても同じような思いがある訳であります。地域づくり、全町の地域づくりをどうしていくか、そのことも踏まえながら、より良い教育環境づくりに子どもは努めなければならない、そんな覚悟を持って今進めているところであります。

多良木町の交流については、先ほども申し上げたように、非常に良い、子ども達にとって良い出来事だったというお話を頂いておりますので、これを町民にどういうふうに周知するか、今後については子ども達が委縮しないように、そしてのびのびと児童交流ができる体制づくりを継続してできるように努めて参りたいなど、そんなふうに考えているところでもあります。

議 長  
教 育 長  
(再々答弁)

教育長。

関わりのある点、2点についてお話をさせていただきます。1点はですね、複式を否定したという旨のお話がありましたが、確かに当日の会場の中で話したその言葉だけを捉えたら否定に聞こえます。そのとおりだと思います。ただですね、その前後関係がどうしてもあるものですから、お話をさせていただきますと、その前後関係を受け入れる話の場だったかどうかということの問題があるんですけれども、受け入れられないような対応の中での話だったために否定的な部分だけが残ったような気がいたします。その中身ですけれども、委員長が話したんですけれども、実は複式学級では大変ですよという意味なんですけれども、大変なのは当たり前なんです。1人で2学年分を1時間の授業の中で展開するから、やっている教師は大変です。倍の中身を教えなければなりません。そういうことがまずあります。そのためにですね、教師の負担が極めて大変であるということを言いたかったのではないかと思います。複式がだめだとは言っていないんです。複式を克服する手立てというのは、いろいろな長い歴史がありますから研究されております。今でありましたらコンピューターがありますから、すぐプログラムを作って打ち込んで、1つの学年はコンピューターで1つの学年は直接授業と、そういうことをできないことはないんです。環境的には。ただ、それをできるような環境にするためには、相当な苦勞がいるということも確かであります。だから複式を否定している言葉ではないというふうにご理解頂ければありがたいと思います。それから2つ目ですけれども、不安に対して応えていないという、そういうお話がありました。これもですね、実は私ども、議員が特に最初から言ってくれましたけれども、お呼びがあればどんな少人数でもその要請にはお応えいたしますということで、夕張太地域に、他もそうなんですけれども、対応をして参りました。それで呼ばれた時には全部行っております。3回呼ばれて2回、1回は、最後はですね、複式学級を参観に行きたいのでという、そういうご案内があったものですけれども、どちらの学校の都合もだめになりまして行けなかった経過がありました。他の2回については行っております。それ以外はないんです。要請がありません。全くないんですよ。何回も言っているんですけどありませんでした。ということからすれば、教育に対する内容、様々な問題があったんですけれども、当時は言いにくかったと思います。言いましたら、要望に対して答えましたら何だと、教育委員会は統合ありきかということになります。そういう意見を沢山頂きました。当時も。答えれば統合ありきかということになります。それで議会で熊木議員か

らお話があった時に、お話したのを覚えていらっしゃると思いますけれども、教育委員会が1つの行事を想定した時には、あらゆる対応を考えさせて頂いております。できるかできないか、できるとしたら最低どこからできるかというようなことでお答えしたのを覚えていらっしゃると思いますけれども、そういうことは教育委員会内部では検討しております。ただ、それが全てではないですね。一方で反対で身動きできなくなった時には、継続していく内容も考えなければなりません。1つの事業を考える時には、あらゆることに対応できるような準備をしておくのは、私は当たり前だと思っております。それが町長に向けた質問の中で出たものですから、私の方でちょっと答えさせて頂いた経緯があります。町長の指示ではありませんということでお答えしたはずですね。そんなことがあるんですけども、それで1つはですね、教育に対してお答えしていないというふうにとられたら、ちょっと私も心外な部面があるんですけども、地域にすぐ、皆さんとしては、地域を一方で、教育以外にこの町、この部落を少しでも良い条件にしたいという話が大きな意見として出た時に、学校の統合は仕方ないなと思っても、それは言えないことになってしまうのではないかなというふうに私は捉えました。教育に対する質問がないということが1つそこにあります。もう1つは、あったとしても、そういう問題を出すのがはばかれる問題として、どうしても考えた人がいるのではないかなというふうなことも実は考えました。一方で、ですから教育とは関係ないとは言いませんけれども、その町をどうつくり上げていくかということから考えれば、その意見に対しては、やはり同調せざるを得ない。うちの町が寂れていくならそんなことは困る、学校は残った方が良いなというふうに当然考えると思えます。様々な考え方があったと思います。それは全て正しい意見なんです。それらを総合的に考えるのが私達の仕事だと思います。そしてその調整をして頂くのが、ある意味では議員なのか、地域の意見を背負った議員の仕事ではないかというふうに考えております。それらが錯綜しているものですから、議員のように不安に対して答えていないのではないかとどうふうにとられるのも仕方ないと思っております。ただ、そういうことも考えながら、総合的に議会で議決を頂いたことを大事にして進めるべきだと私は思っております。そんなことをご理解下さい。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問の中で答弁をしていない部分があつて、申し訳ないと思っております。地域の同意をとってから進める必要性という部分だろうと思っておりますが、それぞれ地域、南幌町内でもいろいろなご意見があるのも事実であります。しかし総体的に、或いはいろいろな会合を持ちながら、いろいろな声を頂いて判断をしていくというのが私の仕事かなというふうに思っているところでございます。私も地域或いは子ども達に十分配慮して、素晴らしい環境づくりを進めるために地域の皆さんのご協力を頂かなければ、この事業、このことは進められないと、これからは誠意を持って地域づくりについては進めていこうと、そのように

思っています。以上でございます。

議長

以上で熊木 恵子君の一般質問を終わります。

次に4番 沢田 一清君。

沢田議員

執行方針についてご質問をいたします。所管は教育委員会でございますが、質問事項は道德教育の実態についてでございます。我が国は戦後、軍備なき平和、民主主義、文化国家を標榜してから60余年、国家とは何かといった目標を忘れ、国家に対する関心、祖国愛が薄れてきています。いたずらに学歴社会を激化させ、激しい受験競争に追い立てられる教育が強行され、人間形成のための道德教育がおろそかにされているのではないのでしょうか。道德は人間社会に生きる人と人との関係を律するもので、ことの善悪を判断する基準と言っても良いでしょう。最近のゆとりのない教育、人間形成を忘れた教育は、社会犯罪を生み、児童生徒のいじめ、非行化、暴力化を生み出して、それが社会問題となっています。全ての非行、犯罪は、善悪の判断がなく、罪悪感に欠け、欲望に対する抑止力がないところから発生します。いわば人間としての欠陥があるのではないのでしょうか。よく現代っ子は、挨拶を知らない、自己主張のみが強く他人の迷惑が分からない、忍耐強さがない、ものを大切にしない、親を親とも思わないと言われていています。例えば、丁寧な挨拶は人間の心と心を結び、より良い人間関係をつくる人格形成の基本です。教育は国家の盛衰、存亡に及ぼす影響に大きな力を持っています。21世紀に入り、知的教育とともに人間形成の教育が重要と思われませんが、現在、児童生徒の道德教育は、本町においてはどのように行われているのか、具体的にその内容はどうか教育長にお伺いします。

本来、道德教育は少年の健全育成の立場から家庭教育が負うべきものでしょう。親が心の豊かさを求め、愛情を信頼をもって教えることは当然です。しかし、現実に子ども達の成長とともに親達が手に負えない部分が現れ、学校教育の中で任せる他ない場合もあります。両者がともに補完し合って、一人前の人間を形成する義務があると考えますが、現実の学校における道德教育はどうか教育長にお伺いいたします。

議長

教育長。

教育長

沢田議員のご質問にお答えする前に、議長にお許しを頂きましたので、今回の震災について、今回の震災につきましては、道德教育の根源に関わる内容を持っておりますので、最初にお話をさせていただきます。3月11日、マグニチュード9.0、三陸沖を震源とする巨大地震が発生いたしました。被災地の模様を伝えるテレビの映像は、言葉を失う惨状を映し出しました。家がなくなる、山が崩れる、炎に包まれる、あげくの果てには原子力発電所の崩壊に至っております。全てを飲み込み川を遡る大津波、濁流に弄ばれる家、流される車には人がおります。胸が締めつけられる思いであります。猛烈な揺れに心が壊れる未曾有の大災害、祈るしかかなわない。しかしですね、私達は目の前にある現実には学ばねばなりません。平穏な日々を断たれた人が1万人を超えるかもしれません。その人達のため、そして私達自分自身のために、この事実をしっかりと



見つめ、深くこころに収め、自分自身ができることへと進めなければなりません。4月6日に小中学校の入学式が行われます。4月8日には高等学校の入学式が行われます。新しい門出を通して、教育委員会から祝辞を述べる機会を与えられておりますので、子ども達に語りかけたいと、そう思っております。

それでは議員のご質問にお答えいたします。児童生徒の道德教育はどのように行われているか、具体的にその内容はどうかについてお答えします。そして最後に保護者とともに補完し合って一人前の人間を形成する義務があると、そのことについての現場での道德教育はどうなっているかということだと思えます。一般的にまずお話をさせていただきます。各学校は学習指導要領に基づき教育課程を編成しております。道德教育は学校の教育活動全体を通じて行うものであります。道德の時間をはじめとして、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間、それぞれの特質に応じて適切な指導を行うこととなります。道德教育は、教育基本法及び学校教育法に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を、家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し、未来を拓く主体性のある日本人を育てるため、その基盤としての道德性を養うことを目標としております。道德の時間においては、各教科、特別活動及び総合的な学習における道德教育と密接な関連を図りながら、道德の時間はですね、計画的、発展的な指導によって、これを補充、深化、統合し、道德的価値の自覚を深め、道德的実践力を育成するものとしております。各学校では、以上の内容を踏まえて、全領域で行う道德と、道德の時間で行う道德の年間指導計画を立てているところであります。

議員ご指摘のように、いじめ、非行、暴力等が社会問題として指摘される昨今、学校では学習指導要領に示された、1つ、これはですね、4つほどこれから列記しますけれども、全てが道德の内容に関わります。それを類型化した内容になっております。1つ、主として自分に関する事、2つ目、主として他の人との関わりに関する事、3つめが、主として自然や崇高なものとの関わりに関する事、そして最後に、主として集団や社会との関わりに関する事、この4つに類型しております。その中身についてご質問がありましたら、後で説明いたします。それを学年ごとにそれぞれ研修し理解を深め、道德の時間を実は公開しております。公開して道德的実践力の育成に努めているところであります。以上であります。

議 長  
沢田議員  
(再質問)

4番 沢田君。

只今、東日本太平洋沖の地震について非常に詳しく、ボランティアにも関係あるということで、教育長からのご説明がありましたことは、私としても感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。私達の社会においてですね、家族、家庭というのは一番手近な社会と言われると思われまふ。もちろん学校も1つの社会、また会社も1つの社

会、役所も社会、病院も社会であります。現在の日本の多くの人に、道徳性が緩んでいると私は思います。また、全体の道徳心が麻痺していると私は思います。これらのことから、日本は今大変な危ない、また滅んでしまうのではないかという人も出ていることになっております。私もそう思います。学校においても道徳の時間はもちろんあります。ありますが、ほとんど道徳と呼ばれるものを教えられていないのではないかと。形だけでできているかと思いますが、中身がないと感じるものであります。また一方、家庭においても道徳教育があるかと言うと、家庭においても私はないと思います。全部がない、ほとんどがないというのではなくて、ないのが多いと思います。今後、日本の国が世界に誇れる国になるためには、大事な道徳教育が必要と思われませんが、率直に言って、この大事な道徳教育が、これからどういうふうにするかによって、日本の国が素晴らしい国だと言われるようになるのか、教育長に率直な感想をお聞きし、また更なる考えをお伺いしたいと思っております。

議 長  
教 育 長  
(再答弁)

教育長。

最初にですね、道徳について再度勉強をさせて頂く機会を設けて頂きまして感謝申し上げます。実は今の質問でお話がありましたけれども、学校は道徳を教えていないのではないかと、形だけではないかというふうにですね、実は先ほどの、最初に時間を頂き述べさせて頂いた中で、学校では、実は学校の研究テーマとして、公開授業で先生方は道徳をどうしたら良いかということで、授業公開をしていますという意味でお話をさせて頂きました。議員ご指摘のとおりのところが多々あると思います。家庭でも形だけ、または教えないのではないかと、ないとは言わないけれどもそういう形が多いと、学校も家庭もそういう形が多いというご指摘だと思います。捉え方としてはそのとおりではないかと思っております。率直に感想を聞かせろということですので、私の思うところを述べさせて頂くことになろうかと思っております。お許し下さい。大変難しいと思っておりますけれども、言葉で教えることというのは割と簡単です。ただ、それが子どもの心に響くかどうかということが一番大きな問題だと思います。子どもの心に響く言葉を私達が投げかけることができるかどうか、子どもの心に響くような私であるかどうか、大人であるかどうかだと思います。残念ながら極めて難しい状況にあります。国内だけ見ましても、国を預かる大臣のあり方が沢山問われることがあります。同じように、私どもの町内においても同じだと思います。それはですね、子ども達にどんな環境を与えているかということに尽きると思っております。そしてその環境に大人自身も甘えております。言っては悪いことに繋がるかもしれませんがお許し下さい。私達の世の中は、戦後大変な思いをして今を築き上げました。その今の中で、私達は困るようなことというのはなくなってしまったんです。食べるのに困ることはなくなりました。物を得ようとして努力することもなくなりました。子どもには。全部与えてもらえます。悪いですけども、私も69歳になりますけども、これから老人の半ばで生きていく私にとっても大変な世の中です。国が全部一定のこ

とをしてくれます。もっとしろという意見は、沢山今日の議会でも出ました。でもそれが正しいかどうかは私は分かりません。なぜかと言うと、子ども達が育てられないからです。全て与えられるような環境になったんです。自分で考えるような環境ではなくなりました。そのために、実は最初に時間を頂き、議長にお許しを頂きまして、最後に話させて頂きました。平穏な日々を私達は送っております。今でも。その全てをこの災害は一瞬にしてなくしてしまいました。なくして、今あちこちで助けられた人が出てきます。その人の言葉がすごいんですね。命があるから良いんですと。食べるものも何もないんです。寒さ、飢えをしのぐ術もない人が、おばあちゃんがこう言うておりました。何人も言うておりました。命があるから良いんですと。だからこれから頑張れるんですと続いていくんですね恐らく。その主張が今子ども達にないんです。自覚して、子ども達にそういうものが育っていないんです。育てなかったのは誰かと。私です。私達なんですね。それが一番の欠陥だと思います。私達はですね、育った時に、先ほど道徳の中に畏敬の念という、畏敬という言葉が出て参りました。この畏敬というのはですね、大自然の中に入っても感じるんですけども、その畏敬をある宗教から勉強した人は、それを神様であるとか仏様であると。ただ、それをもっと超えるものだという人もおります。何かやった時に、誰も見ていないから良いだろう、でも誰かが見ている、その誰かなんですね。そういう感覚が子ども達に育っておりません。怖いのは父さん母さん、でも父さん母さんも怖くありません。今のこどもは。そういう時代になりました。恐ろしさを教えられないんですね。そういう時代構造になっていることを、私達が自覚しなければならないのです。自覚しなければならないんです。表面的には中学校の子ども達、小学校の子ども達、町長も言うてくれますけれども、挨拶をしてくれるようになったと。でも一部の人には挨拶しないんです。しない子どももおります。それはですね、一部の人と言った人達は、子どもは挨拶をしてくれるものだと、そういう観念から考えるからです。子どもにこちらから心を開いて挨拶をしてやれば必ずしてくれます。私はそう信じます。そういう環境をつくらない限りは、極めて難しい問題だと思います。ただ、ありがたいことに、嬉しいことにですね、子ども達に対する母親の思いというのは変わりません。元気であれ、勉強できなくても良いから周りとしっかり協力して豊かに生きろ、そういう願いが込められております。母親の子育てには。町で沢山、社会教育事業で、皆さんのお手元に行っておりますけれども、子育ての活動を沢山しております。それに関わってくれる皆さんは、皆その1点であります。勉強できなくても良いから、できた方が良いでしょう、できなくても良いから元気に豊かに育ってくれと、その願いが詰まっております。その願いがある限り、私は現実のいろいろな、議員がご指摘頂いた問題等と絡み合わせながら、調和をとりながらきつと進んでいくものだと、そういうふうを考えております。意を尽くせませんが、お許し頂きたいと思っております。

議 長  
沢田議員  
(再々質問)

4番 沢田君。

只今、教育長のお話の中にいろいろな言葉が、勉強不足の私に、胸にじんときることが数多くありました。例えば生命に対する畏敬の話も聞かせて頂きました。それから一番大事だと私は思うんですが、道德教育の中で一番大事なことは、母親が子どもを思う気持ちなんだよということもお聞かせ願いました。そこで、私達は親でありながら、それらのこともずっと怠ってきて、今になってあなたは何を言うんだというふうにも聞こえましたが、しかし、これからの子ども達は更なる困難が待ち受けている世界へ、世の中へ出ていく訳ですから、我々が生きている間に、こういう道德教育の中の、数々ある中の教育として、私なりに家庭も学校も含めてどういうことが大事なのかなということ、私なりの大事なことを教育長にお願いして、今後のご指導に当たって頂ければと思いますので、申し上げたいと思います。私なりに教育をしていかなければならないなど、道德教育でして頂きたいなどと思うことは、ちょっと難しいような気もしますが、人間はどういうふうに生きて良いのかということ、をまず最初に教えて頂きたいなど。私も教えていかなければならないと思っております。それから次に、今の世の中ですから、大変、生命の尊重という言葉も出て参りましたが、人の命というものは大事なんだよということ、を教えて頂きたいなど思うのであります。それはなぜかと言いますと、1ヶ月前に3人の青年が死刑になりました。これは本当に考えられないことをした事件だったかと思えます。何も関係のない同じ若者を叩いて殺したということに対して、最高裁判所は死刑を言い渡した訳であります。しかし、我々はそういう命の大切さを教えてきたらどうかと思えますと、私自身も教えてこなかったなどという、非常に自分自身恥ずかしい思いでいっぱいでございます。それから、数々ある中に、今の人間はどういうふうに生きて良いのかということと、もう1つは、やってはいけないことは何かということ、を絶対に教えていかなければならないと思うところがあります。それからもう1つは、嘘をついてはいけないということをお伺いしたいと思えます。それで、今の日本の国の政治というものは大変混乱をしておりますが、日本の国を治めなければならぬ政治家が、本当に嘘をついて平気な態度をとっている政治家が多いということも我々の責任かとは思いますが、要するに嘘をついてはいけないということを道德教育の中に常にに入れて頂きたいなど思うところがございます。それからもう1つは、盗みをしてはいけないということだと思えます。それから最後に、教育長もお答えになっておりましたがいじめ、人をいじめるというのは私は最低だと思えます。これらのことを親自身或いは学校自身がより早く感じて、これらのことを教えて頂きたいなどということをお願いしまして、教育長のお考えをお伺いしたいと思えます。

議 長  
教育長  
(再々答弁)

教育長。

あまりにも大きな中身ですので、お答えできないと言った方が正しいのかもしれませんが、ただ、いくつか感じる場所がありますので、お話

はさせていただきます。今お話のあった中身を通して全部ですね、私は人は誠実でなければだめだと思います。誠実であればきっと通じる、そう思います。それが1つだと思います。それは嘘を言うなということにも繋がりますし、盗みをしてはいけないということにも繋がりますし、いじめてはいけないということにも繋がることです。人の生き方で一番大事なことは、私は誠実なことではないかと思います。でも、これは大事なことでありまして、毎日の生活では無理です。まして政治に携わる皆さんにとっては至難の業だと思います。自分の考え方だけで皆さんは行動できないからです。周りの沢山の人の意見を代弁しなければならない立場であれば、そんな簡単なことではないと思います。でも、それを通して表れるものがあると思います。人には。私はそれをも含めて誠実と呼びたいというふうに考えております。

それから死刑の話がありました。これも難しくてお答えはできません。ただ、私の感じ方からすれば、人の命を奪うことは、例え刑の判決であっても、あっては欲しくないと思います。憎しみが消えない限り、そういう思いが起きるのは当然だと思います。死を望む人の気持ちも正しいと思います。でも、それを乗り越えなければ、憎しみをどこかで乗り越えなければ争いは絶えません。その憎しみを乗り越えるだけのものを自分に持てるかどうか。私にはまだ持てません。でも持たなければならぬんだらうという方向性だけは分かるつもりでおります。日々の中で、この野郎、こんなことを言いやがってと憎しみがまん延しております。私の生活にもあるんです。それを乗り越えることができるかどうか、それは自分の問題ではないかというふうに考えております。私としては人の命を奪うことはあってはならないというふうに思います。以下の点については、一番最初にお話を申し上げました、誠実であることが私は全てではないかというふうに思いますので、お許し頂きたいと思います。以上です。

議長

以上で沢田 一清君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

以上で本日予定しておりました日程が終了いたしました。明日17日午前9時30分まで延会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって明日17日午前9時30分まで延会いたします。

ご苦労様でした。

(午後 2時16分)



- 議長 おはようございます。(午前9時30分)  
昨日より延会となっております、平成23年第1回南幌町議会定例会を只今より再開いたします。  
本日の出席人員は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
- 沢田議員 議長。  
議長 4番 沢田 一清君。  
沢田議員 東日本大震災の件について緊急質問をしたいので同意を求めます。  
議長 只今、沢田 一清君から東日本大震災について緊急質問したいとして同意を求められました。沢田君の東日本大震災についての緊急質問の件を議題として採決いたします。  
沢田君の東日本大震災についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程8として、日程の順序を変更し直ちに発言を許すことにご異議ありませんか。  
(なしの声)  
ご異議なしと認めます。よって沢田君の東日本大震災についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程8として、日程の順序を変更し直ちに発言を許すことに決しました。  
●追加日程8 緊急質問を行います。  
沢田君の発言を許します。  
4番 沢田 一清君。
- 沢田議員 このたびの大震災は、東日本各地に未曾有の大被害をもたらしました。犠牲となられました多数の方々に哀悼の誠を捧げますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。  
さて、昨日会議開会冒頭において、町長より震災に対する支援策等のご意見がありましたが、更に各自治体、民間企業などによる具体的な支援策が発表されております。被害地は一刻も早い支援を必要としており、本町としても具体的かつ急速な取り組みが必要と考えますが、町長のお考えをお伺いします。
- 議長 町長。  
町長 このたびの東北関東大震災で犠牲となられた方に対し、謹んで哀悼の誠を捧げるとともに、被災されました皆さんに心からお見舞いを申し上げます。  
沢田議員の本町としても具体的かつ早急な取り組みが必要ではとのご質問にお答えをいたします。先般、北海道より各市町村に対して、災害救援物資の提供可能かの調査があり、本町としましては、災害用物資の一部より毛布100枚、マット100枚、非常食として乾パン200食、缶詰940食、トレーナー80枚の総額約100万円相当の物資を提供可能として既に報告をいたしていたところではありますが、昨日夕方、北海道より物資提供の要請がありましたので、明日、道への物資搬送を行うところであります。合わせて道から照会がありました、被災された

方々の一時受け入れ住宅として、公営住宅の空き室を3戸、町職員住宅等11戸程度を確保しており、希望者がおられる場合、速やかに入居できるよう体制を整えているところであります。義援金につきましては、日本赤十字社及び共同募金会を中心として、あいくるが窓口となり、3月14日より受付を開始しているところであります。また、南空知消防組合においては、第4次派遣隊として栗山消防署及び由仁支署よりそれぞれ1名が、3月23日から30日までの間、救援活動に当たる予定であり、第5次派遣隊以降の日程及び派遣人員についてはまだ未定であります。南幌支署からの職員の出勤も予定されているところであります。更に北海道町村会では、3月29日開催の常任理事会において、各町村の災害見舞金が決定される予定であり、空知地方総合開発期成会において、3月28日に具体的な取り組みが検討される予定となっております。本町といたしましては、これらの対応を図るとともに、復旧まで長期化となることが予想されることから、今後も動向を見極めながら、適切な対応を図って参りたいと考えております。

議 長  
沢田議員  
議 長

4番 沢田君。

どうもありがとうございました。

以上で緊急質問を終結いたします。

●日程29 議案第24号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長  
議 長  
町 長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

只今上程を頂きました、議案第24号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、給与からの控除を行うことは地方公務員法上、条例根拠を規定する必要があるため、本条例を改正すべく本案を提案するものであります。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは議案第24号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。この条例改正につきましては、職員の給与の支給に関し、法律または条例により特に認められた場合を除き、通貨で職員直接にその全額を支払わなければならないと地方公務員法第25条第2項で定められておりますが、本町の場合、条例にこれらの規定が未整備であることから、このたび条例改正を行うものであります。

説明につきましては、お手元にお配りいたしました議案第24号資料、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表をご覧頂きたいと思っております。右側が改正前、左側が改正後、アンダーライン部分が改正となり、第2条の3を全文加えるものでございます。給与からの控除、第2条の3、町長は、職員に給与を支給する際、その給与から次に掲げるものについて控除することができる。第1号、福利厚生団体の



会費、第2号、団体取扱いに係る生命保険、損害保険、年金積立保険の保険料及び預貯金、第3号、町長が指定する職員親睦団体の会費、第4号、職員団体の組合費、第5号、職員住宅料、第6号、市町村職員共済組合の行う事業に係る積立金及び貸付償還金等、第7号、財団法人北海道市町村職員福祉協会（昭和49年10月1日に財団法人北海道市町村職員福祉協会という名称で設立された法人をいう。）の行う事業に係る掛金及び貸付償還金等、第8号、その他町長が必要と認めたもの。附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行する。議案第24号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第24号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

●日程30 議案第25号 南幌町特別会計設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

（朗読する。）

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました、議案第25号 南幌町特別会計設置条例の一部を改正する条例制定につきましては、南幌町老人保健特別会計を廃止し、弾力条項の適用を見直すため本案を提案するものであります。詳細につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは議案第25号 南幌町特別改正設置条例の一部を改正する条例のご説明をいたします。別途配付しております新旧対照表をご覧ください。左側が改正後の新、右側が改正前の旧、アンダーライン部分が改正部分でございます。改正前の第1条の第4号、南幌町老人保健特別会計を、改正後削除し、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げるものがございます。平成20年4月から後期高齢者医療制度発足に伴い、特別会計ではレセプトの過誤調整分、それから食事療養費の遡及分などを同会計で処理しておりましたが、3年を経過し、処理件数も少なくなってきたことから、今後は一般会計で処理するため同会計を廃止するも

のでございます。

次に、改正前の第2条中、「前条第2号及び第4号に掲げる」の部分  
を、改正後、削除するものでございます。地方自治法で規定しており  
ます弾力条項の適用の範囲を限定せず、特別会計全体に適用すべく改正  
するものでございます。

裏面に参ります。附則として、施行期日、第1項、この条例は、平成  
23年4月1日から施行する。経過措置、第2項、南幌町老人保健特別  
会計の平成22年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例  
による。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに  
採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第25号 南幌町特別会計設置条例の一部を改正する条例制定  
については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決  
しました。

●日程31 議案第26号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正  
する条例制定についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

局長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました、議案第26号 南幌町国民健康保険条例の一  
部を改正する条例制定につきましては、平成21年10月から平成23  
年3月までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額について、  
平成23年4月から恒久化されることに伴い、本条例を改正すべく本案  
を提案するものであります。詳細につきましては住民課長が説明いたし  
ますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは議案第26号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する  
条例の説明を行います。別途配付しております新旧対照表をご覧ください。  
左側が改正後の新、右側が改正前の旧でございます。アンダーライン部  
分が改正部分でございます。改正前の第5条中、「380,000円」  
を改正後「420,000円」に改めるものでございます。国が少子化  
対策として実施しておりました、平成21年10月から平成23年3月  
までの間、暫定的に引き上げておりました出産育児一時金、これの支給  
額について、本年の4月から恒久化されるため改正するものでございま  
す。附則として、この条例は、平成23年4月1日から施行する。以上

でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第26号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

●日程32 議案第27号 南幌町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました、議案第27号 南幌町立学校設置条例の一部を改正する条例制定につきましては、小学校3校を統合し1校とするため本案を提案するものであります。詳細につきましては生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは議案第27号 南幌町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。別途配付しております議案第27号資料、南幌町立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧頂きたいと思っております。左が改正後、右が改正前でございます。ここの別表(第2条関係)でございます。小学校、現行3校を1校にするものでございます。名称につきましては、仮称南幌町立南幌小学校、位置につきましては現在のみどり野小学校の位置、南幌町美園2丁目6番1号とするものでございます。附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

8番 志賀浦 学君。

志賀浦議員 南幌町の児童生徒数の推移と、各学校の耐震結果を合わせ考えまして私は、また子ども達に教育の機会の平等を与えるということが大事なことであるので、小学校の適正配置検討委員会の答申や教育委員会が示した基本方針には理解を示すものです。ただ、廃校となる、廃校対象となる地域の皆さんの理解を得られていないのも現状です。また昨日、教育問題を政争の具とするなという意見も頂きましたが、私としては政争とする考えはなく、地域政策を考える学校の統廃合問題は、まちづくりの1つであると考えています。その意味で、今回の提案はあまりにも拙速

すぎるのではないかなという思いでいっぱいです。そこで町長に質問いたします。総務常任委員会の決定が出された後、また夕張太小学校の存続に関する請願が第1回臨時会で不採択になった後、町長は廃校となる地域の意見聴取など動きがあったのかなかったのか、その辺を伺いたいと思います。

また、不採択とは言え、請願とともに提出された408名の署名は非常に重いもので、地域の理解を得られていないで、小学校の統廃合を強引に進めることは、後に禍根を残すものとなると心配しています。町長も私達議会も、このことは粘り強く説明する必要があると私は思っています。そのためには、施行日は平成24年4月1日とありますが、これにこだわり過ぎずに弾力的に進めていく気持ちがあるのかないのかを伺います。

もう1点、統合の準備委員会と並行して、廃校後の校舎の後利用、また地域振興を地域の方々と話し合う機関、機会、また話し合う委員会など早急に設ける考えがあるのかないのか、3点お伺いいたします。

議 長  
町 長

町長。

志賀浦議員のご質問にお答えをいたします。廃校後の利用等々について町はどう考えているのかという内容かと思いますが、あくまでも私どもは、この条例案が可決されて以降、その分について取り計らって参りたいなというふうに思っております。廃校後の問題については、昨日の議員からのお話もありましたように、地域の皆様とともに当然考えていかなければならないし、また町としてもどうあるべきかということは考えていかなければならないし、また示していかなければならないなど、私はそのように考えているところでございます。

もう1点の期日の関係でございしますが、子ども達の教育環境を考えますと、いろいろ国の方の教育要綱等々も変わってきております。速やかにしていくことが未来ある子ども達のためになるだろうというふうに私は考えておりますと同時に、この問題については議会の皆さんにも早くからお話をさせて頂いて、でき得れば23年からでもどうだろうというお話をさせて頂いた時に、議会の皆さんからも、それは早すぎるということで、24年4月というお話をさせて頂いたところでございますので、これは教育環境の観点からいくと、やはり速やかに進めるべきではないかなというふうに私は今も思っておりますから、この後延ばしていくというのは、私の中には考えはありません。

それから廃校後どういう形、跡利用の形をとるか。先ほど申し上げましたように、当然地域の皆さんからいろいろなご意見を頂いて決定させて頂こうと思っておりますが、庁舎内にもそういう検討する会をつくりながら、原案と言うか、町としての思い或いは考え方の方向性を出しながら、そして地域の方とどうあるべきかと議論を頂いて決めていきたいなというふうに思っているところでございますので、あくまでも今言っているのは、この議案の可決後の問題でございしますので、私どもは議決を頂いて以降考えていきたいというふうに思っています。当然議会の

皆さんからもご意見を頂きながら進めたいというふうに考えているところでは。

議 長  
志賀浦議員  
(再質問)

8番 志賀浦君。

まず1点目の、ちょっと聞き方が悪かったのかなと思うんですけども、まず請願が不採択になった後から、もう2ヶ月近くあります。また、総務常任委員会の決定がなされた後3ヶ月近くあります。その後何かアクションは起こして頂いたのかなという問題が1点目の質問でありました。それがなされたのか、何もなかったのかと、そういう件です。あと、確かに23年を目途にという話は聞いておりました。議会としても拙速であるということで24年に持ってきたのではないかなと、こういう経緯もありますけども、そういう経緯の中ではあっても、廃校となる地域住民の80%以上の方が請願に署名してきている状況というのは、これは異様なことであります。私は教育的観点から、子ども達に教育の機会を平等に与えるという意味では賛成しますけども、これを強いて強引に進めるのであれば、地域との絆が途切れてしまい、夕張太地域が町の行政と一層離れていくのではないかなと、こちらの方も危惧しています。だから、教育と別に考えてと言うんですけども、まちづくりは全体で考えなければだめな問題ではないかなと私は思っています。その中で採択された後に、閉校してすぐに、その地域の中に地域づくりというものを立ち上げて頂けるのか。例えば今は確かあそこの地域には、夕張太地域づくり委員会とかありますけども、その辺と連携してでも校舎跡地またその地域のこれからの振興策、そういうものを並行してやって頂けるのか。並行してやることによって、今反対している方にもある程度理解を示して頂けるのではないかと私は思っているんですけど、その点をもう1回明確に答えて頂きたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

志賀浦議員のご質問にお答えをいたしますが、議会の皆さんもこの請願の重みを十分感じながら不採択にした、合わせて意見も付して頂きました。そのことも十分分かっておりますし、地域住民の皆さんの声も当然重い、なおかつ未来ある子ども達にどうしていくべきかと、これは苦渋の判断を皆さんもされた、私も同じであります。そういう意味で、この学校統廃合というのは大変厳しい問題でありますけれども、やはり良い教育環境に速やかにもっていきべきではないかなと。そして、地域の皆さん方とは昨日もお話させて頂きましたけれども、南幌町の中で1つの大きな拠点として住環境整備、これは国、道にも認めて頂いて、町としてそういう開発をしていく、この地域づくりをしていくという観点から今やっている訳であります。たまたま西住環につきましては、やらざるを得ないんですが、今のうちの町の財政状況では、今すぐ手を加える訳にはいかない、それは皆さんもご承知かと思えます。そういう部分を含めてこれからも、あそこには工業団地もございます。ですから西団地の開発はしていかなければならない。時間をかけながらこれはしていくと。南幌町もちゃんと立ち立できる体勢になった時には、当然皆さ

ん方とも相談しながら、あそこの開発を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

それから地域のことで、跡利用のことについては、この条例が可決されれば、当然夕張太地域全体としてどうあるべきかということでありますから、いろいろな形の中で、委員会が良いのか或いは3行政区がございまして、それらの人達と協議の上、学校跡の利活用と言いますか、そういう面で十分協議をさせて頂きたいなということ考えております。

議 長  
志賀浦議員  
(再々質問)

8番 志賀浦君。

総務委員会の審査意見の方も重く受け止めて頂けるということでもありますけども、これはあくまでも学校の統廃合に関してのことだと思っておりますので、諸課題はいっぱいあると思っております。それをまた真剣に取り組んで頂きたいと思っております。また、臨時会後の日程の間の答えがなかったのも、動きはなかったのかなというふうに理解してはいますけども、またこの条例改正案が採択された後に、もし動くというものであれば、並行して確実にやって頂けるようお願いいたしたいと思っております。町長が執行方針で示されているように、住民協働で支えられる自立したまちづくり、また総合計画の中でもいろいろ地域協働とかそういうものを謳ってはいますけども、それを引き出すためには、本当に地域の皆さんの理解を求められないと次に進めないと思っておりますので、その辺よろしくようお願いいたしたいと思っております。

また、くどいようですが、この条例改正案が採択された後に、すぐにでも地域住民と地域振興に関して話し合ってもらえるという、その辺の確約とはいきませんが、町長の思いをもう一度聞かせて頂いて、私の質問を終わります。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

志賀浦議員の再々質問にお答えをいたしますが、当然大きな問題でありますので、利活用、私の町の大きな問題であります。そして地域に住んで頂いている方々の大きな問題でありますので、並行して町の考え方も持ちながら、地域の皆さんの声を聞きながら、この跡利用については十分相談をしながら進めていく。当然私どもも出向いて、いろいろな話を聞きながら、みんな最後はまとめていきたいなと、そんなふう思っております。

議 長

他にご質問ございませんか。

熊木議員

1番 熊木 恵子君。

今の志賀浦議員の質問とも関連するんですけれども、私も10月に説明会が3箇所が開かれて、その後懇談会とかも設けられましたよね。それで請願が出されて、総務常任委員会の中では賛成少数ということで、それと1月の臨時会でも賛成少数ということで不採択になりました。この間、地域の方から話し合いの要望があったのか。それから、今現在でもですね、説明会の後にこういうことはどうなるのかとかという問い合わせが教育委員会なりにあったのかどうか、その辺の具体的なことを

よっと伺いたいと思います。

それともう1点ですが、臨時議会の中で請願が不採択になったすぐ後に、1月28日付で南幌町立小学校総合準備委員会委員の推薦についてという文書が3校の中に回っているというのを聞いています。先ほど町長も志賀浦議員への答弁の中で言っていますけれども、学校跡地とかについては、この条例が可決したらすぐそういう話はしていくということでしたけれども、私は条例が可決する前からこういうような委員会が開かれるということ自体は問題ではないかなと思うんですけれども、その辺についてどう考えていますか。

議 長  
教 育 長

教育長。

教育委員会には電話で2度ありました。中身につきましては、ちょっと個人情報にも関わる中身になりまして、電話をかけて頂いた方にご迷惑をおかけする内容になろうかと思っておりますので伏せさせて頂きたいと思っておりますがよろしいですか。敢えて話せということであれば話しても良いんですけれども、個人にご迷惑をかける内容になる可能性があります。そういうことでご理解下さい。

議 長  
町 長

町長。

町の方には特段要望等々は来ておりませんが、私の方から町内会長或いは区長に何かあればいつでも呼んで下さいと常々お話をさせて頂いているところでありますが、まだ決定もされていない段階だから、多分要望がなかったのかなというふうに思っておりますが、これはいつも私が言っているように、何かあればいつでも言って頂いて、出向いて行くというのを基本にしておりますので、これからもそういう同じ考え方で進めさせて頂きます。

議 長  
生涯学習課長

生涯学習課長。

統合準備委員会の委員の推薦ということで学校に回ったという話でございます。教育委員会、町長もそうでございますが、11月に夕張太小学校の存続に関する請願、それが議会で審議をされて、1月20日に不採択という結果になっております。その中には審査意見も付されているということの中から、そういう状況を考えまして、私ども教育委員会といたしましては統合準備委員会の設置要綱を定めました。その中で少しでも早く立ち上げをして、いろいろな意見を反映しながら新しい学校の姿に向かおうということで、学校の方をお願いした事実はございます。ただ、その中で夕張太地域の方の事情を勘案した中で、夕張太地域の方を入れない形の中での準備委員会はできないという形で、今回条例提案をさせて頂いて、その後、統合準備委員会を立ち上げて十分協議をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

1番 熊木君。

地域の方からは特別な意見はないということでしたけれども、先ほどの中でも出されているように、請願署名の数、8割以上の方が署名をして提出しているということでは、本当にその重みというのが大きいと思います。それで、町内会とかのところからは申し出がないから行かない

とかではなくて、やはり私は、どうしてもこれを進めるというのであれば、本当に納得、合意がいくところまで時間をかけて話し合っ、その上で進めていくべきものだと思います。そういう意味ではやはり努力が足りないのではないかと思います。

それから、先ほどの準備委員会にしても、この地域の方々のその思いということ考えた時に、議会の決定もまだされないうちにこのように動いていくということは、地域住民の感情を逆なでするのではないかと思います。少しでも早くそれを進めるというのであれば、そこまでしないとだめなぐらいの期間しか持っていないのであれば、やはり延ばすべきだと思うんですけども、その辺では昨日も私は一般質問でも行いましたけれども、何か考えがあれば伺いたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。先ほどからお話させて頂いておりますが、当然地域の請願の数或いは地域の方々の思い、それは十分私どもも感じながら進めてきているところでございます。これは皆さんも同じだと私は思っておりますし、ただ、そういう中でもやはり教育というのは非常に大事である、子ども達の教育は大人がきちっとしていくのが私達の務めだろうと、そんな思いから私は、本当に厳しいですけども、そういう思いをさせて頂いて、進めさせて頂いているところでありますし、先ほど申し上げたように、やはり少しでも早く町内にいる子ども達の教育環境をちゃんとしてあげる、その思いでやっているところでありまして、それぞれ皆さんの思いで、期間的にはいろいろあろうかと思いますが、やはりうちで育つ子ども達をきちっとしていくというのが強い思いであります。そういうことから今回提案をさせて頂いているということでもあります。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

1 番 熊木君。

準備委員会の中での、その地域住民へ与える影響と言うか、その辺のことは考えられて、すぐ1月28日に文書を出していたんでしょうか。その1点だけお願いします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

準備委員会についての構成ということで、各学校にお願いをしているところでありますが、これはやはり進める上で、採択になった時に速やかに進めていくのが私達の務めであります。ですからそういう準備もさせて頂いていると。ただ、まだ委員会を開催している訳ではございませんが、そういう思いを持ちながら、そして早く地域の方の声も取り入れながらやっていくべきではないかなということから、そういう準備はさせて頂いている事実であります。

議 長  
側瀬議員

他にご質疑ございませんか。

3 番 側瀬 敏彦君。

教育の観点からは、私は何も言うことはないと思っています。そこまで教育委員会の方でやって頂いたのであれば、町長部局の方でなぜその後のことについて早急にやらないのか、私はその辺が不思議だと思いま



す。その1つの理由として、町長はものが決まってから跡地利用とか、そういう形のことを言っていますけども、やはり私は夕張太の場合は、特に町長も同じ場所に住んでいるという中で地域性というのは十分理解をしているだろうと思いますし、やはり学校を中心に進んできた地域だと思っています。そして新たな事業もそこに展開される、目の前に迫っている地域と思っています。ただ財政難でそのことは進めなかったというだけの話です。その時に販売戦略から何かを考えると、どうしても学校というのは、町長は特に分かっていると思うんですけどもその辺、そうであれば、学校が教育の観点から考えて統合されるのであれば、その跡地利用がどう公的に利用されるかということを経済住民にいち早く示すべきであると、私はそういうふうに思っています。決まってからという形で、もしかしたら同じことが2回起きるかもしれないんです。その1点としては、私は保育所の跡地の利用です。未だかつてコンパネを貼ったまま、あのまま何も利用されていない。また同じことが起きるのではないのかなと、私はその辺を懸念する訳でございます。また、その地域の人達もそういうことを十分懸念していると思います。そうであれば、教育委員会から出されたら、やはりいち早く住民に、やはり教育を犠牲にする訳にはいかないみんな考えています。子どもを犠牲にして地域づくりをする訳にはいかないと、そういうふうには、しっかりとその地域は思っています。それを子どものため、教育のため、結局反対している人間が、結局その教育、子どもの教育を阻害しているような言い方になってくると、そういうふうには私は聞こえるんですけども、その辺、町長、本当にその跡地の利用についていち早く明確にできるのかどうか。特にあそこは防衛省の施設ということで、やはり予算を投下してもらっている段階で、防衛省に対してもしっかりとした跡地利用が望まれると。また、地域がそこを中心はどうやって活性化できるかということを経済なりに、個人的な意見で良いですから示して頂きたいと、そのように思います。

議 長  
町 長

町長。

側瀬議員のご質問にお答えをいたします。当然跡地利用については、先ほども議員からもありましたように、地域の皆さんともご相談はさせて頂きませんが、町としてもどうあるべきかということでお示しはさせて頂きたいなというふうに思っています。それで跡地利用の問題、これは一緒に出して、そうしたら跡地の条件が良いから学校の統廃合が良いのかと、そういう問題ではないと私は思います。あくまでも教育の観点からどうあるべきか、子ども達にとってどうあるべきかということを考えていくべきだろうというふうに、私はそういうふうに思ったところがあります。ですから、これから地域の方の利活用を含めて、どういう施設として残していくのが良いのかどうか、この辺を十分勘案して示していきたいなというふうに思っていますし、当然夕張太の保育所の問題をご指摘頂きましたけども、保育所の部分についてはいろいろ制約があって、その期限が切れるまで使いづらい、なかなかこれは、お願いはしており

ますけれども、なかなか外れない問題がございまして、もう間もなく外れるだろうと思いますが、そういう年月が必要であります。しかし、学校については今のところ、いろいろ調べさせて頂いている中ではそういう制約がないようでありますから、当然そのことも含めて跡地利用については考えていきたいと。でき得ればあそこの地域が発展するような跡地利用の形がとれば良いなど、なおかつ住民の方々が利用できる施設としても使えれば良いなど、そんな思いをしながら、これから私達の考え方も示しながら、そして地域の皆さんが、また出てきた部分を、一緒になって地域の発展のための小学校の跡地利用として使えるように努力をしていきたいなど、そんなふうに思っています。

議 長  
側瀬議員  
(再質問)

3番 側瀬君。

町長とはその辺については一定線確執を持った中で、なかなか整合はとれないなど私は思っています。特に昨日の病院の話もそうですけども、やはり町長は1つ決まった気持ちを持って信念を通してと思いますので、これ以上話しても平行線だと思います。特に夕張太、これから議会で1つの大きな採決をする段階です。また、町長は常々住民の前に行くので、このことは議会で決めた、教育委員会で決めたという言葉が常に出されるので、その辺についても注意して配慮して頂きたいと思えます。特に夕張太地域、次の販売戦略にも関わることでありますので、そのことを、出た答えに対して明確に町長も進んで頂きたいと、そのように思っています。

議 長  
側瀬議員  
議 長

只今の発言は要望でありますか。

はい。

他にご質疑ございますか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

始めに反対討論を許します。1番 熊木 恵子君。

熊木議員

議案27号 南幌町立学校設置条例の一部を改正する条例制定に反対する討論をいたします。今定例会に提案された議案第27号 南幌町立学校設置条例の一部を改正する条例制定、これは町内に3校ある小学校を1校に統合し、24年4月、新しい学校を開校するというものです。昨年、夕張太地域づくり委員会から請願が出されていた、夕張太小学校の存続を求める請願は、本年1月の臨時議会において賛成少数で否決され、残念ながら不採択となりました。私は昨日の一般質問の中でも申し上げましたが、学校の統廃合は十分な議論を重ね、地域住民、保護者の納得の上で決定されなければならないと考えるものです。請願に対する賛成討論の中でも繰り返し述べましたが、地域の方の思いは、ただ単に学校を残して欲しいということだけではなく、地域づくりという視点から、この南幌町の将来、そしてこの夕張太地域をどのように考えているのかと問うものでした。人口が減少している我が町にとって、どうすれば人口が減らずに済むのか、そして住んでいる人達がこの町に住み続け

たいと思うようにするには何が必要なのか、夕張太地域にとっては、地域の先住者の深い繋がり、学校を1つの媒体にして、子どもも大人も地域での繋がりを大事にしながら新しい住環境をつくってきました。100戸の新しい団地は残り2区画、そして64区画の住環境整備稲穂西地区事業が未整備のまま置かれています。札幌からの玄関口、この地域が開発されることにより、子育て世代や熟年層の人口増が望めます。確かに不況と社会経済の不安定から簡単に入居に繋がるかは未知数ですが、保育所もなくなった、学校もない所に人は住居を求めてきません。学校を閉校するのは思いとどまるべきです。

南幌町は、第5期総合計画の中にも随所に出てきますが、緑豊かな田園都市として発展してきました。しかし、バブルの崩壊、工業団地の振興が進まない中、近年は人口減にあえいでいます。地域の特性を活かし、基幹産業の農業が町の発展や、団地に住む町民が地元の安心できる野菜や南幌のお米を消費することにより、産業としっかり結びついたまちづくりができるのではないのでしょうか。また、札幌圏に近く、地理的条件では他にない好条件を備えています。フラットで住みやすい町には、福祉、教育、介護が充実していることで、高齢化社会に対応するまちづくり政策を示すことで未来が豊かになります。

公立小中学校の統合については、文科省の通達第431号でも学校統廃合の意義及び学校の適正規模については、学校規模を重視するあまり無理な学校統合を行い、地域住民との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない、また小規模学校には教職員と児童生徒との人間的なふれあいや個別指導の面で、小規模校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、小規模学校として存置する、そして充実する方が好ましい場合もあることに留意することとされています。このような観点で考えても、拙速に統廃合を進めるべきではないと考えます。どうか議員各位が今一度深く考え、賢明なる判断をして頂きたいと心からお願いして、反対討論を終わります。

議長 次に賛成討論を許します。

7番 落合 進君。

落合議員 議案第27号 南幌町立学校設置条例の一部を改正する条例制定案に賛成の立場で討論いたします。小学校の統廃合につきまして教育委員会は、少子化が進む中で児童数の減少が予想されることから、子ども達のより良い教育環境を整えるため、南幌町立小学校適正規模・適正配置基本方針を定め、その中でクラス替えが可能となる1学年2学級以上が望ましいことから、3校を1校とする方針を示しました。学校設置者である町長も同様の方針であり、私も3校を統合することに賛成するものであります。

今日までの間、昨年5月、6月には、教育委員会による保護者説明会及び住民説明会や、更に10月には保護者・住民説明会が開催され、方針内容の説明を行っております。当然我々議員にもその都度説明があっ

たところであります。昨年11月に夕張太地域づくり委員会から、夕張太小学校の存続に関する請願があり、総務常任委員会において各関係者から意見聴取を行い、慎重審議の結果、委員会採決は審査意見を付して請願を不採択としており、本年1月の臨時会においても、同様の不採択となったものであります。夕張太小学校の存続に関する請願が不採択となったことは、平成24年4月の小学校の統合を議会が認めたことであり、これを受けて町長が今回条例改正案を提案したことは当然であると理解すべきであります。議会は請願を不採択としたことで、既に小学校の統合にゴーサインを出しておりますので、この学校設置条例改正案に賛成するのは当然のことであります。

以上のことから、私は議案第27号 南幌町立学校設置条例の一部を改正する条例制定に賛成するものであります。議員各位の賢明なるご判断をお願い申し上げ、賛成討論といたします。ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

他に討論のご発言があれば発言を許します。

3番 側瀬 敏彦君。

側瀬議員

平成23年第1回定例議会において提出された、議案第27号 南幌町立学校設置条例の一部を改正する条例制定に反対する立場で討論をいたします。南幌町小学校適正配置等検討委員会及び教育委員会が示した南幌町3小学校の統合に向けた基本方針を考慮した、南幌町小学校に対して、学校規模に対しては教育部局も通したものとして理解するところでございます。夕張太地域から出された夕張太小学校の存続に関する請願は、議会として教育の観点から請願は不採択と結論を出した次第ですが、我が町は他の自治体の学校統廃合とは、町長部局から見た場合、全くの異質の情景と背景があると私は判断をする次第でございます。特に札幌圏の玄関、夕張太地域は、住環境整備稲穂西地区事業での64宅地の造成部分が未造成のまま、現状の状況でございます。この事業は国の補助事業であり、南幌町として宅地造成をしていかななくてはならない事業と認識しております。稲穂団地2宅地と合わせ66宅地の販売促進のために、夕張太小学校はなくてはならない販売戦略の唯一の公共施設でございます。

多くの地域住民も、地域エゴではなく、夕張太小学校を地域の核として、3世代交流、連合運動会、盆踊り、夕張太総合スポーツクラブと、学校を中心に住民がともに歩んでいる地域でもございます。夕張太小学校も現段階では複式学級の現状にもかかわらず、保護者全体の83%以上が存続を強く望んでおります。小学校統合準備委員会委員を選出しない現状下にあることも、議員各位もご存知のことと思います。町の人口推移だけでなく、学校規模を決めることは、将来の南幌町の発展、地域の歩みを止めることに繋がりにかぬないと思います。国ではゆとり教育から国際社会に通用する教育の方向に転換させようとしていますが、夕張太小学校もこのことを十分認識して、例えば英語教育の始まる5年生から、本校に学ぶ4年生以下の分校制にするような特色ある学校の構築を

考えられないかと私は思う次第でございます。

町民の代表である議員として我が町の将来構想を思う時、何が町の活性化か、独自性かを現時点で考える時に、南幌町として現況を把握して、再度町長部局で町の将来を考慮して、南幌町小学校適正配置を、町の施策を含め時間をかけて、統合した場合の子ども達の通学体系、サポート体系、跡地跡施設の利用計画などを出された時点で要件を論議、検討して、少なくとも夕張太西団地の造成、販売状況を見てから判断すべきであると私は考えている次第でございます。この段階で、今の段階で結論を出すのは拙速と考えております。私は厳しい財政状況において、本町にとって町の財政的観点、将来展望を含め、町の現況を理解し、これからのまちづくりの得策を今一度、特に南幌町の自立を主張した議員諸君にはもう一度考えて頂きたい、そういうふうに思う次第でございます。どうか議員各位の深い理解とご賛同をよろしくお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

議 長

他に討論のご発言があれば発言を許します。

(なしの声)

討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決にあたりましては起立採決を行います。

議案第27号 南幌町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名、着席4名)

どうぞご着席下さい。

賛成起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

10時50分まで休憩いたします。

(午前10時36分)

(午前10時50分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程33 議案第28号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長

(朗読する。)

議 長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

只今上程を頂きました、議案第28号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につきましては、広域紋別病院企業団の加入に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約別表第1の変更について協議するため本案を提案するものであります。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは議案第28号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてご説明を申し上げます。北海道町村議会議員公務災害

補償等組合規約の一部を変更する規約。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。別表第1に「広域紋別病院企業団」を加える。附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第28号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

●日程34 議案第29号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 （朗読する。）

局長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました、議案第29号 北海道市町村総合事務組合規約の変更につきましては、広域紋別病院企業団の加入に伴い、北海道市町村総合事務組合規約別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体及び広域連合欄及び別表第2（第3条関係）の共同処理する団体の変更について協議するため本案を提案するものであります。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは議案第29号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてご説明を申し上げます。北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。別表第1中「オホーツク総合振興局（23）」を「オホーツク総合振興局（24）」に改め、「網走地区消防組合」の次に「、広域紋別病院企業団」を加える。別表第2第9項中「北見地区消防組合」の次に「、広域紋別病院企業団」を加える。附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第29号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

●日程35 発議第1号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長  
議 長

(朗読する。)

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

●日程36 報告第3号 南幌町土地開発公社経営状況報告についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長  
議 長  
町 長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

只今上程を頂きました、報告第3号 南幌町土地開発公社経営状況報告につきましては、地方自治法の規定により、平成23年度における南幌町土地開発公社の予定経営状況について報告するものであります。詳細につきましては土地開発公社事務局長が説明いたしますので、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

議 長  
土地開発公社事務局長

内容の説明を求めます。土地開発公社事務局長。

報告第3号 南幌町土地開発公社経営状況報告についてご説明申し上げます。資料としてお配りしております平成23年度南幌町土地開発公社事業計画及び予算につきましては、2月28日に開催いたしました公社理事会で承認を頂いておりまして、本定例会には予定経営状況としてご報告させていただきます。

資料のご説明の前に、平成22年度の企業誘致活動状況について若干ご報告させていただきます。本年度の企業誘致活動につきましては、昨年年第1回議会定例会でご説明させて頂いたとおり、平成22年度南幌工業団地販売戦略に沿って、企業誘致活動や広告宣伝活動、新規立地企業応援キャンペーンなど今日まで取り組んできております。しかしながら、現時点で本年度中の誘致実績が見込めない状況となっております。先

日、町の一般会計補正予算の審議によりご承知のことと存じますが、本年度の公社借入金元利償還財源につきましては、町から利子分の補助と元金分の貸付支援を頂いて償還対応することとしております。また、企業との接触や訪問活動状況につきましては、2月末時点で27社57回の訪問活動を実施しております。現在、進出有力企業と位置付けております業務用レンタルマット洗浄企業とは、今年9月の操業を目指して最終段階の協議を行っているところでございます。その他の接触企業の状況は、現時点ではまだ継続段階ということで、担当者レベルによりまず月例企業誘致活動会議で接触状況等を確認しつつ、定期的に訪問を行っております。また、新規接触企業の発掘に向けた取り組みといたしましては、札幌市をはじめ江別市、北広島市内の金融機関や北海道立地支援センター等への訪問、企業誘致調査で抽出した企業約300社へキャンペーンのPRを兼ねてのダイレクトメールの発送など、あらゆる広告宣伝活動を行ってきております。

以上、平成22年度の企業誘致活動状況のご報告を終わらせて頂き、本題であります平成23年度の事業計画及び予算についてご説明させていただきます。まず資料の1ページをお開き下さい。平成23年度の公社借入金の元利償還額につきましては、約1億4,500万円と見込んでおまして、事業計画ではその償還財源を公社独自で準備が必要な分譲賃貸面積を基本に計画を作成しております。1番、用地売却事業では、南幌工業団地キャンペーン対象地で1万6,961.83㎡、ふれあいタウン稲穂の残り2区画933.40㎡を分譲する計画としております。次に2番、用地賃貸等事業では、既に賃貸契約済みの2社分8,087.98㎡の他に、平成23年度に成約が見込まれております業務用レンタルマット洗浄企業1社分を加えた合計1万270.98㎡を賃貸する計画としております。次に3番、造成事業の夕張太西地区整備事業につきましては、ご承知のとおり宅地造成事業は休止しておりますが、公社ではこれまで民間の力を借りての宅地造成事業実施の可能性を模索してきているということから、平成23年度も継続していくということで、本事業に掲載させております。2ページをお開き下さい。4番、受託事業につきましては、記載のとおり平成23年度もこの3つの受託事業を予定しております。

以上で平成23年度の事業計画のご説明を終わらせて頂きますが、この計画を実現するための取り組みとして南幌工業団地販売戦略を策定しておりますので、簡単にご説明させていただきます。配付資料の後ろから2枚目の資料1をご覧ください。上段の販売目標でございますけれども、本年度の実績を踏まえまして、分譲、賃貸いずれか1社以上の成約を目標として掲げております。具体的な取り組みといたしましては、記載のとおり企業誘致訪問活動、広告宣伝活動につきましては大半が継続して取り組む内容になっておりますけれども、特に平成23年度におきましては、企業誘致調査で抽出された道内企業約50社を対象とした計画的な訪問活動、次のページの資料2でございますけれども、平成22年度



のキャンペーン内容をそのまま継続して実施する新規立地企業応援キャンペーンを活用して、何とか事業計画達成に向けて最大限努力して参りたいと考えております。

続いて予算の内容についてご説明させていただきます。6ページにお戻り下さい。まず収益的収入予算でございます。事業計画でご説明させていただいたとおり、平成23年度の元利償還財源を確保すべく、南幌工業団地等の売却及び賃貸収益と、北海道住宅供給公社のみどり野団地管理受託事業収入、晩翠工業団地等の処分済地の雑草刈取料を計上しております。1億5,762万1,000円の予算額となっております。

次に8ページをお開き下さい。収益的支出予算では、収入予算で事業収益として計上した工業団地等の売却及び賃貸分の事業原価、工業団地販売戦略に基づく企業誘致活動経費や広告宣伝費、長期借入金償還利息額、みどり野団地等の雑草刈取委託料などを計上しております。10ページ下段のとおり1億1,937万9,000円の予算額となっております。

次に11ページでございます。資本的収入及び支出予算につきましては、収入は科目設定のみの予算となっております。12ページの支出では長期借入金償還元金額を計上しております。1億1,333万3,000円の予算額となっております。

13ページ以降の財務諸表関係につきましては、只今ご説明させていただいた予算内容で計画どおり執行された場合の年度末の経営状況を示しております。詳しい説明は省略させていただきますが、14ページの損益計算書では、平成23年度の純利益は約3,800万円を見込んでおります。次の15ページの貸借対照表では、資本合計がマイナス8億1,500万円に減少する見込みとしております。

以上で平成23年度南幌町土地開発公社事業計画及び予算の説明を終わらせて頂きます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第3号 南幌町土地開発公社経営状況報告については報告済といたします。

●追加日程1 発議第2号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 提出者より提案理由の説明を求めます。2番 白倉 健一君。

白倉議員 (朗読により説明する。)

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに

採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第2号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決しました。

●追加日程2 発議第3号 住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長  
議長  
熊木議員  
議長

(朗読する。)

提出者より提案理由の説明を求めます。1番 熊木 恵子君。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第3号 住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決しました。

●追加日程3 発議第4号 幼保一体化をやめ、国が保育に責任を持つことを求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長  
議長  
熊木議員  
議長

(朗読する。)

提出者より提案理由の説明を求めます。1番 熊木 恵子君。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第4号 幼保一体化をやめ、国が保育に責任を持つことを求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませ

んか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決しました。

追加日程5 報告第4号より追加日程7 議案第30号までの3議案を日程に追加し議題といたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって追加日程5 報告第4号より追加日程7 議案第30号までの3議案を追加いたします。

●追加日程5 報告第4号 平成23年度各会計予算及び関連条例の審査報告についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長  
議長

(朗読する。)

審査報告について予算審査特別委員長より報告願います。

2番 白倉 健一君。

白倉議員

平成23年3月14日付、南幌町議会議長 岡 眞一宛、予算審査特別委員長名。委員会審査報告書。本特別委員会に付託された事件は、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。議案第15号 南幌町行政評価委員会条例制定について、議案第16号 南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例制定について、議案第17号 平成23年度南幌町一般会計予算、議案第18号 平成23年度南幌町国民健康保険特別会計予算、議案第19号 平成23年度南幌町病院事業会計予算、議案第20号 平成23年度南幌町下水道事業特別会計予算、議案第21号 平成23年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算、議案第22号 平成23年度南幌町介護保険特別会計予算、議案第23号 平成23年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算、以上9議案について、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

議長

平成23年度各会計予算及び関連条例に対する討論を行います。

始めに反対討論を許します。

1番 熊木 恵子君。

熊木議員

平成23年度予算案への反対討論。平成23年度一般会計及び各種会計予算案は、我が国の経済状況が、急激な円高やデフレの影響から、雇用情勢は依然として厳しく、景気も足踏み状態にあり、このような状況は、本町においても、税収の減少や雇用の不安定などから、人口流出が増加している状況にあります。

平成23年度一般会計予算では、平成22年度より1.8%減で組み立てられています。平成22年度と大きく変わったのは、児童生徒の医療費助成が盛り込まれ、中学、高校生まで一部自己負担が軽減されたことは、本町の少子化対策として、また近年の厳しい経済状況を考えると、子育て支援の意味からも大きく評価するものです。しかし、今年度より下水道料金の10%の引き上げが決まり、24年度、25年度と3年間で20%、30%と引き上げが実施されます。税の公平性と言いますが、

全ての家庭にかかる負担は大きなものであります。少ない年金で細々と生活を切り詰めている高齢者や乳幼児を抱える子育て世帯にとっても大きな負担になります。また、全道の中でも5番目に高い国民健康保険税は家計を大きく圧迫しています。固定資産税、軽自動車税も高く、町民にとっては更に厳しい生活が強いられています。近年の社会情勢は、世界的な不況により、雇用の不安定や、金融破綻による影響は、本町にも急激に押し寄せています。住宅ローンを抱え、生活が破綻し、町を出て行かざるを得ない町民も多く見られ、人口減にますます拍車がかかっています。今こそ町民の生活を救済するための予算の組み立てが必要ではないでしょうか。

平成25年度までの自立プランに沿って、補助金のカットや住民サービスのカットが行われてきました。計画の大半をこの数年で実施したことや、国の地域活性化臨時交付金により、町の財政調整基金は全道の人口比で見ても高い水準にあります。それらの基金を取り崩し、1世帯1万円の国保税の引き下げや、中学生までの給食費の無料化、住宅リフォーム助成の創設など、住民生活で今一番求められているところに財源措置をすべきではないでしょうか。この3つの施策は、一般会計予算の約1%あれば実現できます。

また、本予算には、先ほど決まりましたが、小学校統廃合に向けて、24年4月開校のための準備委員会設立の予算が見込まれています。学校設置条例の一部を変更する条例が本議会に提案され、先ほど議決されました。議会の議決が得られる前からこのような予算を組むことには私は納得できません。地域の住民からの学校を存続して欲しいという願いに背を向けて拙速に進めようとする姿勢は、町民参加のまちづくりという町長の執行方針からも外れるものではないでしょうか。

以上の問題を指摘し、平成23年度予算に反対いたします。議員各位の賛同を求めて反対討論を終わります。

議 長

次に賛成討論を許します。

本間議員

9番 本間 秀正君。

今定例会に提案されました、平成23年度南幌町一般会計予算及び6特別会計予算並びに関連条例2件に賛成の立場で討論をいたします。

平成23年度南幌町一般会計予算の総額は45億3,900万円、6特別会計は25億800万円、総額70億4,700万円となり、南幌町自立緊急実行プラン並びに第5期南幌町総合計画を取り込んだ内容であります。歳入では前年比8,200万円の減額となり、非常に厳しい状況にあります。また歳出においては、引き続き人件費の削減や施設の管理運営経費の削減など独自の取り組みを予定しています。更に少子高齢化の影響により民生費の増額、特別会計では特に病院事業会計が挙げられ、平成23年度はマイナス予算計上となり、病院のあり方を根本から検討し、職員全員の更なる意識改革が必要と思われまます。提案された平成23年度一般会計予算は、第5期南幌町総合計画、南幌町農業振興計画の策定により、新規事業が12事業あり、特に食育活動推進事業、

地産地消活動推進事業、都市との交流と販路拡大事業など、基幹産業が農業の町として、食を通じ、農業の役割や重要性を深めるためにも必要な事業だと思えます。

国の平成22年度補正予算において、緊急総合経済対策を目的に配分された地域活性化交付金事業での財政効果により、基金の取り崩しをほぼ見込まない予算となっておりますが、早急に財政基盤を確立し、町民の負担増を解消しなければなりません。南幌町自立緊急実行プランに基づき行財政改革を行い、南幌町の将来と次代を担う子ども達が安心して暮らせるまちづくりを目指し予算を執行していかねばなりません。

私は予算審査特別委員会に付託されました平成23年度予算並びに関連条例に賛成するものです。議員各位におかれましてもご賛同下さいますようお願い申し上げます。

議長 他に討論のご発言があれば発言を許します。

(なしの声)

討論がありませんので、討論を終結いたします。

予算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり可決であります。

これより採決を行います。採決にあたりましては起立採決を行います。

議案第15号 南幌町行政評価委員会条例制定について

議案第16号 南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例制定について

議案第17号 平成23年度南幌町一般会計予算

議案第18号 平成23年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第19号 平成23年度南幌町病院事業会計予算

議案第20号 平成23年度南幌町下水道事業特別会計予算

議案第21号 平成23年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算

議案第22号 平成23年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第23号 平成23年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上9議案について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立9名、着席1名)

どうぞご着席下さい。

賛成起立多数であります。よって本9議案は委員長報告のとおり可決することに決しました。

●追加日程6 報告第5号 第5期南幌町総合計画基本構想の審査報告についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 審査報告について総合計画審査特別委員長より報告願います。

3番 側瀬 敏彦君。

側瀬議員 平成23年3月15日、南幌町議会議長 岡 眞一様、総合計画審査特別委員長名。委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、次の

とおりに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件番号、議案第4号、事件名、第5期南幌町総合計画基本構想について、審査結果、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

議長 総合計画審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり可決であります。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決にあたりましては起立採決を行います。

議案第4号 第5期南幌町総合計画基本構想について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立9名、着席1名)

どうぞ着席下さい。

賛成起立多数であります。よって本案は委員長報告のとおり可決することに決しました。

●追加日程7 議案第30号 課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました、議案第30号 課設置条例の一部を改正する条例制定につきましては、組織の見直しに伴い本案を提案するものであります。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは議案第30号 課設置条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明を申し上げます。別途配付しております議案第30号関係資料新旧対照表をご覧頂きたいと思っております。課設置条例の一部を改正する条例制定に合わせまして、附則で南幌町議会委員会条例並びに南幌町総合農政推進協議会設置条例の一部をそれぞれ改正するものでございます。

まず始めに課設置条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明を申し上げます。2ページをご覧頂きたいと思っております。右側が改正前、左側が改正後、アンダーライン部分が改正となります。改正前、第1条第6号「産業建設課」を、第6号「産業振興課」、第7号「都市整備課」に改めるものでございます。附則といたしまして、施行期日、第1項、この条例は、平成23年4月1日から施行する。南幌町議会委員会条例の一部改正、第2項、南幌町議会委員会条例(昭和62年南幌町条例第9号)の一部を次のように改正する。南幌町総合農政推進協議会設置条例の一部改正、次ページに参ります。第3項、南幌町総合農政推進協議会設置条例(昭和62年南幌町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次ページに参ります。第2項で謳われております南幌町議会委員会条例の一部改正でございます。第2条第2号中、「産業建設課」を「産業振興課、都市整備課」に改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

次ページに参ります。南幌町総合農政推進協議会設置条例の一部改正でございます。第6条中「産業建設課」を、同じく第6条「産業振興課」に改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行する。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第30号 課設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。只今をもって閉会いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本定例会は只今をもって閉会といたします。

大変長い間ご苦労様でした。

(午前11時45分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

7 番 \_\_\_\_\_

8 番 \_\_\_\_\_